

# 官報

号外 昭和六十三年四月十二日

## ○第百十二回 衆議院會議録 第十四号

昭和六十三年四月十二日(火曜日)

議事日程 第十三号

昭和六十三年四月十二日

午後一時開議

- 第一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求めるの件
- 第三 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 船員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求めるの件

昭和六十三年四月十二日 衆議院會議録第十四号

## 衆議院會議録 第十四号

日程第三 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 船員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

多極分散型国土形成促進法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三十分開議  
○議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

日程第一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第一、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長理事官下川平君。

恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔宮下創平君登壇〕

○宮下創平君 たいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、昭和六十三年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総合勘案し、恩給の年額及び各種の最低保障額を、昭和六十三年四月分から一・二五増額し、恩給受給者に対する処遇の適正な充実を図ろうとするものであります。

本案は、二月二日日本委員会に付託され、三月二十二日高島総務庁長官から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入りましたところ、恩給の性格及び社会的意義、恩給年額改善の基本的考え方、年金恩給受給者の今後の推移、恩給資格者の処遇問題等、広範多岐にわたる質疑応答が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、三月三十一日質疑を終了した後、前田武志君から、施行期日に関する修正案が提出され、趣旨説明を行い、採決いたしましたところ、全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付けられました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第二 オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求めるの件

○議長(原健三郎君) 日程第二、オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長米山英太郎君。

オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔米山英太郎君登壇〕

○米山英太郎君 たいま議題となりましたオゾン層保護条約及び議定書について、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本条約は、昭和六十三年三月二十二日ウィーンにおいて採択されたものであり、議定書は昭和六十三年九月十六日モントリオールにおいて採択されたものであります。

恩給法等の一部を改正する法律案 オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求めるの件

昭和六十三年四月十二日 衆議院會議録第十四号

本条約は、オゾン層の変化が及ぼす悪影響から人の健康及び環境を保護することを目的とする国際協力のための基本的な枠組みを設定するものであり、この目的のために立法その他の適当な措置をとること並びにオゾン層に關し組織的観測、研究及び情報交換を行うことについて定めております。

また、議定書は、オゾン層を破壊するおそれのある物質を特定し、当該物質の生産、消費及び貿易の規制等について定めております。

本件は、去る三月四日外務委員会に付託され、同月九日野野外務大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十五日及び四月一日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第三 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 船員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第三、船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、日程第四、船員法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長関谷勝嗣君。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案外一案 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案 五五六

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔関谷勝嗣君登壇〕

○関谷勝嗣君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、その主な内容を申し上げます。

本案は、一般外航海運業等に係る事業規模の縮小等に伴う離職船員の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、就職促進給付金の支給に關する特別の措置の対象となる者の離職の日に關する期限を、特定不況業種関係労働者の雇用の安定に關する特別措置法の期限の延長に合わせて、昭和七十年六月三十日まで延長しようとするものでありまして、去る三月十五日日本委員会に付託されました。

次に、船員法の一部を改正する法律案について、その主な内容を申し上げます。

本案は、船員の労働条件をめぐる社会経済情勢の著しい変化及び船員の福祉の増進等の必要性にかんがみ、船員の労働時間の段階的な短縮を図る等、船員の労働条件の改善について所要の措置を講じようとするものでありまして、

すべての海員について、一日当たりの労働時間を八時間以内とするともに、一週間当たりの労働時間を、船舶の区分に応じ一年以下の範囲内で定める基準労働期間について平均四十時間以内とするが、当分の間は、四十八時間以下の範囲で政令で定め、段階的に短縮を図ること、

船舶所有者が海員に与えるべき休日、基準労働期間について一週間当たり平均一日以上とする海員の労働時間及び休日に関する基準を達成す

るため、船舶所有者は、海員の労働時間が一週間において四十時間を超える場合または海員が一週間において休日を与えることができない場合には、その補償としての休日を基準労働期間以内に与えなければならないこと、

内航船舶に乗り組む船員の有給休暇の日数を、十二日から所要の経過措置を設けて十五日に引き上げること

等であり、去る三月十七日本委員会に付託されました。

以上両法律案は、三月二十五日石原運輸大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、直ちに質疑に入り、四月一日質疑を終了いたしました。

次いで、船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案について採決を行い、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決しました。

次に、船員法の一部を改正する法律案について、まず、本案に対して自由民主党の亀井静香君から、週平均四十時間制に可及的速やかに移行する旨を明らかにすること及び法施行後の見直しについて定めることとする修正案が提出されました。

採決の結果、亀井静香君提出の修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、両法律案に対してそれぞれ附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) これより採決に入ります。まず、日程第三につき採決いたします。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第五 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第五、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員長中村喜四郎君。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中村喜四郎君登壇〕

○中村喜四郎君 ただいま議題となりました住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国民の良質な住宅の取得の促進と良好な居住環境の確保を図るため、住宅金融公庫等の業務について、親族の居住の用に供する住宅を必要とする者に対する貸付制度の新設、みずから居住する住宅の改良を行う者に対する特別の割り増し貸付制度の新設等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る二月九日本委員会に付託され、三月二十五日越智建設大臣から提案理由の説明を聴取し、四月一日質疑を終了いたしましたところ、施行期日を「公布の日」に改める修正案が提出され、採決の結果、全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しては、住宅地対策の促進等四項目の附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第六 刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第六、刑事補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長戸沢政夫君。

刑事補償法の一部を改正する法律案及び同報告書 [本号末尾に掲載]

○戸沢政夫君 たいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の額を引き上げようとするもので、その内容は、

第一に、無罪の裁判またはこれに準ずる裁判を受けた者が、未決の抑留、拘禁または自由刑の執行等による身体拘束を受けた場合の補償金の日額の上限を七千二百円から九千四百円に引き上げること、

第二に、死刑の執行を受けた者が、再審等の手続において、無罪の裁判を受けた場合の補償金の

最高額及び死刑の執行を受けたことよって生じた財産上の損失額が証明された場合にその損失額に加算する補償金の最高額を、いずれも二千万円から二千五百万円に引き上げること

委員会においては、去る三月二十五日提案理由の説明を聴取した後、参考人の意見を聴取する等慎重審査を行い、四月一日質疑を終了したところ、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同の四派共同提案に係る補償金額の増額を内容とする修正案が提出され、本修正案に対し、林田法務大臣より、政府としては反対である旨の意見が述べられました。

次いで、討論に付したところ、日本社会党・護憲共同から原案に反対、修正案に賛成の意見が述べられ、採決の結果、修正案は賛成多数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長(原健三郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

多極分散型国土形成促進法案(内閣提出)の趣旨説明 ○議長(原健三郎君) この際、内閣提出、多極分散型国土形成促進法案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣奥野誠亮君。

○国務大臣(奥野誠亮君) 多極分散型国土形成促進法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、我が国経済の国際的地位が急速に高まり、金融、情報等の分野において世界の重要なセンターとしての役割が増大するに伴い、東京圏への業務機能、中枢管理機能等の集中が一層促進され、東京圏においては、地価の高騰を生じ、他方、地方圏においては、急速な産業構造の転換の過程で構造的な不況に陥り、雇用問題が深刻化した地域が多く見られ、人口減少を生じている地域も少なくなく、国土政策の観点から多くの弊害を生じております。

本法律案は、このような状況のもと、人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している地域からこれらの機能の分散を図り、地方の振興開発と大都市地域の秩序ある整備を推進し、並びに住宅等の供給と地域間の交流を促進することにより、さきに策定しました第四次全国総合開発計画の基本的目標である多極分散型国土の形成を促進し、もって国土のそれぞれの地域がそこに住む人々にとって誇りと愛着を持つことができるような豊かで住みよいところとなるようその実現に寄与することを目的としております。

また、多極分散型国土の形成は、現下の土地問題に対する基本的な解決策の一つにほかなりません。すなわち、近年の東京等の地価高騰については、基本的には諸機能の東京への一極集中に伴う土地の需給の不均衡により生じたものであり、多極分散型国土の形成により、東京を中心とする土地の需給の緩和を図ることが求められております。そのためには、本法律案に基づく諸施策を積極的に実施する必要があります。

次に、本法律案の要旨について御説明申し上げます。第一は、国の行政機関等の移転等についてであります。

国は、行政機関及び特殊法人の新設等に当たっては、多極分散型国土の形成に配慮するものとし、東京都区部に立地する行政機関等について、移転基本方針に基づき、その東京都区部からの移転に努めるとともに、内閣総理大臣は、行政機関等の東京都区部への立地等に際し、関係大臣に意見を述べることができるとしてあります。また、国及び地方公共団体は、民間の工場、事務所等が適正に配置されるよう、必要な措置を講ずるよう努めることとしてあります。

第二は、地方の振興開発についてであります。国及び地方公共団体は、地方の振興開発を推進するため、地方都市における都市機能の増進、農山漁村における生活環境、産業基盤等の整備、人口の著しい減少等によりその基礎条件が著しく変化した集落の再編整備等の推進に努めることとしてあります。

また、都道府県は、地域の特性に即した産業、文化、学術、研究、交流等に関する特色ある機能を集積させるため、地域における創意工夫を生かしつつ、振興の拠点となる地域の開発整備に関する基本構想を作成し、主務大臣の承認を申請することができることとしてあります。基本構想の実施に当たっては、税制上の特別措置、固定資産税等の不均一課税に伴う地方交付税補てん措置、地方債の特例、資金の確保、公共施設の整備の促進、農地法等による処分についての配慮、国土利用計画法に基づく監視区域の活用等の措置を講ずるほか、必要に応じて、関係する省庁と都道府県が集まり、本地域の開発整備に必要な事業や法令による処分が円滑かつ整合的に行われるよう協議するための促進協議会を組織することができることとしてあります。

第三は、大都市地域の秩序ある整備についてであります。国及び地方公共団体は、大都市地域の秩序ある整備を推進するため、防災上必要な措置を講じつ

昭和六十三年四月十二日 衆議院会議録第十四号

多極分散型国土形成促進法案についての奥野國務大臣の趣旨説明 川国彦君の質疑

多極分散型国土形成促進法案の趣旨説明に対する小

つ、大都市の機能の改善に資する施策の推進に努めることとしております。

また、内閣総理大臣は、東京圏について東京都区部への一極依存構造を是正し、その周辺地域に職住の近接した自立都市圏を形成するため、業務核都市の整備に関する基本方針を定めるものとす、都県は、これに基づき、業務核都市基本構想を作成し、主務大臣の承認を申請することができることとしております。基本構想の実施に当たっては、第二の場合と同様、税制上の特別措置、地方債の特例、資金の確保、公共施設の整備の促進、国土利用計画法に基づく監視区域の活用等の措置を講ずることとしております。

第四は、住宅等の供給についてであります。国及び地方公共団体は、地域の特性に応じつつ、住宅及び宅地の供給の促進に関する施策を総合的に実施するものとし、著しい住宅地需要が存在する大都市地域において、優良な宅地開発の促進及び宅地開発と鉄道新線建設の一体的な推進のために必要な措置を講ずるとともに、市街地における住宅等の供給を促進するため、土地の合理的かつ健全な高度利用が図られるよう努めることとしております。

第五は、地域間の交流の促進についてであります。国は、地域間の交通の利便性と情報の流通に関する地域格差の是正等に配慮しつつ、高速交通施設の総合的な体系の整備と情報通信基盤の整備の促進に努めるとともに、地域間の経済、文化等に係る多様な交流の機会の増大等に努めることとしております。

以上のほか、国は、多極分散型国土の形成に資するため、国の権限を地方公共団体またはその長等に委任すること等に努めるとともに、公共事業の実施に關し適切な配慮をすることとしております。また、内閣総理大臣は、総合的かつ計画的に実施すべき多極分散型国土の形成の促進に関する事業について、関係行政機関、関係地方公共団体

及び関係事業者相互間の連絡調整を行うこと等により、その円滑な実施に努めることとしております。以上がこの法律案の趣旨であります。(拍手)

多極分散型国土形成促進法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(原健三郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。小川国彦君。

〔小川国彦君登壇〕

○小川国彦君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしましたして、ただいま議題となりました多極分散型国土形成促進法案について質問をいたしましたと存じます。

今回の法案提出の背景には、竹下首相の提唱されております「ふるさと創生論」と四全総があると言われております。そして、この法案は四全総の具体化のための実施法案であると言われております。

そこで私は、この法案審議に先立って、まず第一に、戦後四十年間自民党政治によって行われてきた全国総合開発計画の敷次におたる失敗の責任をどのように総理は感じておられるのか伺いたいのであります。

すなわち、全総における新産都市、工特促進法、新全総における苦小牧、むつ小川原、志布志湾の三大開発、三全総におけるモデル定住圏、いづれを見ましても巨大開発のツケを放置し、定住圏構想においても何らなすこともなく、地域開発のすべてがごとく失敗し、その責任を地域に押しつけたまま今日に至っているのであります。

さらに、この四十年間の自民党政治の中でつくられてしまった世界にもまれな東京一極集中と激しく進みつつある地域の過疎化現象の実態に対して、なぜこのような事態になってしまったのか、その責任を明らかにすべきであると思っております。

第二に、私はまず、首都圏に住む都民、県民の立場から、一極集中における最も身近な問題として住宅問題はどのように解決されていくのか伺いたいののであります。

すなわち、本法案の第五章には「住宅等の供給の促進」という一章が挙げられております。そして、具体策として、宅地供給、市街地の高度利用ということが挙げられております。今日、一般のサラリーマンの住宅については、年収の五倍程度の資金で住宅が取得できるようにという要望が出されております。竹下総理も、それは理解できると言われているようでありますが、このことと具体的な実現の目的はどうか伺いたいのか、今、首都圏のサラリーマンの住宅取得希望は、既に高騰した都内では土地つき住宅を買い取ることができない、せめて通勤一時間以内、床面積で百平方メートル程度、この住宅を勤労者の平均年収の五倍すなわち年収五百五十万円の五方分、二千五百万円程度で住居を取得できればと言われております。この希望に対して、政府の今回の法案は何ら具体的なこたえていないのではないかと思っております。

また、総理を初め関係大臣の率直なお考えを御答弁いただきたいと存じます。

さらに、住宅に關連して人口問題について伺いたいののであります。四全総では、現在の首都圏人口三千三百万人が十二年後の二〇〇〇年にはさらに五百万人増加する見込みを、二百万人程度に抑える方針だと言われております。首都圏人口が三千二百万人にもなると、それでもサラリーマンの住宅所有は可能なのでありませうか。首都圏に住む都民、県民にとって十年、十五年後に住宅を求めることが可能なかどうか。新しい住宅を求めたい人、買いかえたい人が住宅を求めやすいように、首都圏人口を思い切って二千五百万人から二千万人程度に引き下げることができないのかどうか、伺いたいののであります。

この点について竹下総理は、「ふるさと創生論」の中で、東京の地価の引き下げのためには、「地方に国の機関や公団本部等を可能な範囲で移転する分都が必要だ」と思ふ。近い将来、各中央省庁の一機関を地方に分散し、その地域を振興するための目玉にすることも検討課題として考えられる。「幸い日本の地方は土地が余っているから分都は最良の対策になるだろう」と述べております。竹下総理は、この分都の具体的な内容、その実現のめどをどのようにお立てになっておられるのでしょうか、伺いたいののであります。

分都という考え方は、本法案の中にも「分散」という表現の中で示されておりますが、竹下総理は、この首都圏から分散される人口、削減される人口を具体的にどのよう数字で示されるのか。一省庁一機関、あるいは一部特殊法人の東京区部からの移転では到底その目的を達成することはできないと思ふのですが、首都圏の人口引き下げをどのように実現されるおつもりか、伺いたいののであります。

質問の第三点は、多極分散の成果をどう上げられるかということについて伺いたいののであります。

分散については、行政機関、特殊法人の東京区部からの移転ということが挙げられておりますが、本来、分散というならば、首都圏を遠く離れた地域が考えられなければならないはずであります。ところが、本法案においては、分散先は二十三区を出ればよいということになっておりまして、三多摩や千葉、埼玉が分散先になっております。しかし、この分散先では、結局首都圏人口三千万人の圏内で動くのみでありまして、本当の地方移動にはならないのであります。しかも、現実には、都下武蔵野市周辺で坪当たり二百万円から三百万円の住宅地となっており、あるいは同様に暴騰する神奈川、埼玉、千葉県下の土地価格で、容易に分散先を求めることはできない状態となつております。政府は、もっと思い切つて地方

の中核都市の整備強化に役立つような分散を行うことが先決ではないかと思つておりますが、この点の所見を伺いたいのであります。

質問の第四点は、地方分権と地方経済の活性化についてどうと真剣に取り組むべきではないかという点であります。

今回の法案において、政府の各出先機関の地方移転、地方分散が一定の規模で行われると思つておりますが、政府は、一体この出先機関に対し、どれだけ行政権限、財政権限、税権限を与えられるのでありましようか。実態は地方分権どころか、中央集権化がますます強められて現状であります。今日、その端的な事例を申し上げるならば、中央省庁から各都道府県等に対する機関委任事務は、地方自治法別表に掲載されているものだけで約四百と言われております。また、許認可権限に至っては、その件数さえ把握されておられません。私もこの際、政府に、政府各省庁全体を通じて機関委任事務は何件あるのか、許認可事項は何件あるのか、その件数、数字を明確に御答弁願ひ、かつ、その地方移管に関する積極的な答弁を承りたいと存じます。同時に、地域経済の眞の活性化を目指して、地方における地域産業、地場産業の育成、地方における人材育成のための教育機関の移転等について、より積極的に、より具体的に方策をお示しいただきたいのであります。質問の最後に、第五点として、住みよい東京、首都圏、そしてふるさとづくりの提案として、国公有地の拡大と有効利用について伺いたいと存じます。

公有地の拡大の推進に関する法律によりまして自治体による土地の取得促進、公有地先行取得債の起債、元利補てん措置の促進についてであります。

既に大蔵省の一般財産処分については、主として地方自治体優先に処分が行われているようでありませんが、旧国鉄用地は全国で三千四百ヘクタール、約七兆七千億円の用地があり、今後十年間に

おいて売り渡されようとしております。この土地は首都圏でも約百六十六ヘクタール、主な予定地でも、東京駅周辺、国鉄本社跡地、汐留駅跡地など三十四カ所に上っております。私も、この土地をいたずらな民間払い下げ等によって地価暴騰を引き起こすのではなく、地方自治体に優先的に払い下げ、首都圏において積極的に緑地公園、住宅用地の確保を目指すべきであると考えております。公園においても、日本の首都東京の公園面積は一人当たり二平方メートル、パリの十平方メートル、ロンドンの三十三平方メートル、ワシントン市の四十六平方メートル、ストックホルムの八十平方メートル等に比し、OECD諸国において我が国は最低とも言ふべき状態でありまして、竹下総理、あなたは、まずふるさと東京は緑と庶民の住宅地の回復からとして、国公有地、旧国鉄用地はもとより、今回の政府機関移転後の跡地のすべてを緑の公園用地として、さらに勤労庶民の住宅用地として自治体最優先に払い下げを行うお考えはないか、その英断を求めたいと存じます。

(拍手)

最後に、私は、土地の利用についてはこれを商品化するのではなく、土地は国民共有の財産であるとの認識を全国民のものとするべく、土地基本法の制定を求めて本国会に法案の準備を進めておりますが、政府においても、この基本の考え方に十分な理解を持たれ、今こそ土地問題の抜本的改革に取り組まれることを強く要望いたしまして、私の質問を終わりたいと存じます。(拍手)

〔内閣総理大臣(竹下登君) たいだいまの御質疑は、言つてみれば叱咤、鞭撻を含めた御質疑であるというふうに私は承らしていただきました。まず、全国総合開発計画、今日までの反省と責任についてのお尋ねがありました。これまで、御指摘どおり、数次にわたって全国総合開発計画を定めてももろの施策を進めてまいりました。これらの成果もあって、工業生産機能や教育機能の地方分散あるいは所によつての

地方定住、こういうものが進展してきたというふうに思つております。しかし、最近とみに国際化、情報化の進展、これが東京一極集中というところを生ぜしめた大きな理由であります。したがって、今お言葉にもありましたように、いわばこの四全総の裏づけとしての本法案をまさに基本法的位置づけをして、これから今の叱咤、御鞭撻にこたえるべく努力したい、このように考えております。

さらには、次は、いわゆる住宅のよく言われまして年収五倍とそれから家賃の月収二割、こういう数字に基づくお尋ねでありました。現実問題として、今この東京一極集中の中でそのことをいろいろ模索いたしてみしても、直ちに決め手があるというふうなお答えをするだけの自信は私にございません。したがって、これからももろの交通体系等も含めた総合的な施策の中で、そしてまた住宅金融公庫融資、税制上の措置、これらを総合して対応していかなければならぬ、このような問題意識はひとしくいたしておるつもりであります。

それから、人口の問題がございました。この問題につきましては、御指摘があつておりましたが、予想される東京圏の人口を、自然増を基調として三千三百万人程度とすることを目標としておるといふことが言えると思つております。しかしながら、これからは行政機能、経済機能、いろいろな問題をこれまた総合的に、鞭撻にこたえることによつて、さらに本場に職任接近した潤いのある、そういう地域をつくつていこうという考え方には変わりありません。

それから、政府機関等の移転の問題等について、分都あるいは分散、いろいろ御意見を交えてお尋ねでありました。今、移転先等移転の具体的内容はこれから検討していくこととございますが、それぞれの機関にふさわしい移転先を選定していくべきであるというふうに考えております。この場合、移転する機

関の性格上、東京周辺とならざるを得ないものもございますが、可能な限り、地域の振興にもつながらるような地点を探すべきであると思つておる次第であります。それから次に、出先機関また自治体に対しても権限を移譲するという見地からのお尋ねがありました。御指摘ありましたように、機関委任事務は、地方自治法別表の項目数では現在四百九十七件、また十九件、このように承知しております。身近なものはず身近な地方自治団体においてという考え方で、これからは進めてまいる所存であります。それには当然、財源移譲の問題も考えられます。地方財源の確保と安定のために、今後とも財源の確保ということに意を用いてまいります。それから次に、国有地の問題についての御意見を交えた御激励がございました。これに対しては、その問題のみならず、いわゆる旧国鉄用地の活用、こうしたことにつきましても、今御指摘のありましたようなことにもこたえながら、これからまさに資産処分審議会、これにおいて地方公共団体の意見を聞きながら土地利用に関する計画を策定してまいる考え方でございませう。またそのことが、いわゆるマイタウン東京とも言われる、東京をふるさととする人々のためにもなる考え方であるというふうに思つておる次第であります。

以上、お答えをいたしました。御激励に対し心からお礼を申し上げます。(拍手)

〔国務大臣(奥野誠亮君) 戦後四十年間、自民党の全国総合開発計画が失敗であったという意味の御意見がございまして、総理からもお答えがございましたが、私にもお尋ねでございますので、経過をたどつてお話を申し上げて御理解を得たいと思ひます。

昭和六十三年四月十二日 衆議院会議録第十四号 多極分散型国土形成促進法案の趣旨説明に対する小川国彦君の質疑

昭和二十年、敗戦後はナショナルミニマムの確保ということが政治の課題でございました。どの地域にありまして、国民として享受できる利益は享受できるようにしていかねばならぬというところでございました。第一次総合開発計画をつくりましたのは昭和三十七年の十月でございまして、所得倍増計画が唱えられたところでございまして、このときには拠点開発構想をとりまして、経済発展の道を模索し始めたと思っております。昭和四十四年の五月に第二次全国総合開発計画がつくられたわけでございまして、高度経済成長路線を歩み出したところだと思っております。開発可能性を全国土へ広げていきたいという考え方のもとに大規模プロジェクト構想をとったものでございまして、五十二年の十一月に第三次全国総合開発計画をつくったわけでございまして、このときは石油ショックの後でございまして、エネルギー等の資源の有限性が顕在化してきた時代でございまして、そのときには、人間の総合的な居住環境を整備していきたいというのを目標にいたしまして定住構想をとったわけでございまして、

そして昨年の六月、現在の第四次全国総合開発計画がつくられたわけでございまして、アメリカに次ぐ大きな経済力を持つ国に成長をいたしまして、東京が世界の金融センターになったわけでございまして、そこで東京一極集中を是正して多極分散型の国土を構築したいということでございまして、その手法として交流ネットワーク構想をとるうとしていくわけでございまして、私、そのときそのときに最善の方策を模索してきたと言っているのではないらうかと思っております。ございまして、部分的にはいろいろ問題があるかもしれませんが、全体として御理解をいたされたかと思っております。

第二に、人口問題がございました。これも総理からお話ございましたとおり、このままでいきますと、自然増のみならず社会増も非常に大きなものになってまいります。自然増を抑えること

とはできない。若い世帯が多いわけでございまして、自然増を抑えるわけにいかないが、社会増は抑えていきたい、また計画年次の後半においては社会増を減らしていきたい。全体を見て社会増は増減なしに持っていくたいな、それが三千三百万人という人口になるわけでございまして、御意見につきましては、今後大事な検討課題として研究をさせていただきますと思っております。

第三の政府関係機関の分散につきまして、総理からお話ございましたとおりでございまして、地域の活性化にこれを役立てる道を我々は模索しようとしていくわけでございまして、

第四に、国公有地を単純に民間に払い下げるのではないようにという御指摘がございまして、これも全く同意でございまして、公用、公共用に使われることが確実であります。地方公共団体に随意契約で譲渡してもらおうという考え方に立っておるわけでございまして、できる限り公園緑地等の拡大には努力していきたいかなければならないと考えているところでございまして、(拍手)

○国務大臣(堀山静六君) 小川議員の私への質問は、地方への権限移譲等についてであります。総理からも御答弁がございましたとおり、国から地方への権限移譲や国の関与の整理合理化については、国、地方を通ずる行政の簡素効率化の観点からのみならず、多極分散型国土の形成を促進する上からも重要なこととございまして、政府においては、地方の自主性、自立性の強化を図る観点から、機関委任事務の見直し等を着実に進めること等を行政改革の実施方針として定めておるところでございまして、今後とも、このような考え方のもとに努力をいたしてまいりたいと思っております。

○国務大臣(越智伊平君) 住宅対策につきまして、総理から御答弁申し上げたとおりであります。適正な居住費負担のもとで居住水準の向上を図ることを基本的目標と考えております。このた

め、国民の住宅取得に伴う負担を軽減すべく、住宅金融公庫融資及び住宅税制の拡充に努めているところでございまして、

また、良質な賃貸住宅居住への需要にこたえるため、第五期住宅建設五カ年計画に基づき公営住宅、公団住宅等の公共賃貸住宅の建設の促進を図るとともに、良質な民間賃貸住宅の供給促進に努めており、今後ともこれらの諸施策を拡充してまいり考えております。

○議長(原健三郎君) 目沼次郎君。

○目沼次郎君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました多極分散型国土形成促進法案について、総理並びに関係大臣に若干の質問を行うものであります。

近年の東京一極集中の実態とこれに対する地方圏での過疎化、さらに、急速な産業構造の転換による地域での雇用問題などは地域社会の崩壊をももたらしかねない状況にあり、まことに憂慮にたえません。本法案は、このような社会経済情勢の変化に対応して、二十一世紀への国土づくりの指針として策定された第四次全国総合開発計画の実施法であります。したがって、その内容は極めて重要でありますので、明快なる御答弁をお願いするものであります。

さて、第一は、国の行政機関の移転等であり、国土庁が地方移転の対象として行政機関を検討したところ、対象約二百機関、職員五万五千人のうち、半数に近い九十二機関、二万五千五百人は

実際の移転対象となり得るとしてまいりました。ところが、先般のいわゆる一省一機関の地方移転の決定を見ると、十六省庁三十一機関、約五千四百人、つまりたったの五分の一にすぎないのであります。その上、移転リストに上がったものの中でも、石炭鉱業事業団は、その業務の九五%以上が既に移転先となる九州に集中しており、しかも、その事業は昭和六十七年七月に一切終わるものであります。また、本州四国連絡橋公団は、昭和五十二年の閣議決定で既に合理化が決定されているものであります。関東管区行政監察局にしても、主な仕事とされている地方行政の監察は、会計検査院や大蔵省の監査で肩がわり可能と見られております。行政相談は市町村の窓口で処理しております。なぐても実際は困らないと言われております。

農林水産省の東海区水産研究所や労働省の産業安全研究所、法務省の法務総合研究所なども余り分散の効果は期待できません。文部省の東京外語大も、以前から移転を決めてその準備を進めてきたところであり、むしろ今回の地方移転を上手に利用したにすぎないとも言われております。

私は、一省一機関の地方移転そのものには期待をし、評価をしておりますが、しかし、詳細に今回の内容を検討すると、その分散の効果は甚だおぼつかないものであり、とても期待できるものではありません。いわば形式的、おぼろげな地方移転策であり、東京の一極集中が是正されることは全く考えられません。総理、もしその効果大であるという計算がおありならば、明確にお示し願いたいと思っております。また、今後、第二弾、第三弾と地方移転を進めるようですが、そのときこそもっと積極的かつ大胆に、ダイナミックに取り組みたいと思っておりますが、いかがですか。

次に、学者の中に、地方分散で最も効果的な方策は大学の地方分散だという意見があります。例えば、東京都にある国立の大学の敷地面積はほぼ二百七十ヘクタールもあり、その人数も数万人と言われていますから、一理ある意見と思っております。



もちろん、大学すべてを移転対象にすることはないとしても、幾つかの移転でもその効果は大きいという見方であります。この点について政府はどうか取り組もうとしているのか、国土庁長官並びに文部大臣の具体的なお考えをお示し願いたいと思ひます。

あわせて、首都移転の問題についてお伺ひいたします。

例えば、アメリカ合衆国は、一八〇〇年にニューヨークからワシントンに首都を移転させております。また、国情は違いますが、スウェーデンは分都を施行して各地域を活性化させ、首都と各地域の格差をなくしようとしています。よしあしは別として、いずれも政治の先見性の点で示唆に富んだものだと思います。我が国でも首都移転問題が各方面で議論されておりますが、総理はこの問題を今後どのような方針で検討していくお考えなのか、お尋ねいたします。

第二は、地方の振興開発に關してであります。国土庁長官にお尋ねいたしますが、従来、通産省のテクノポリス法、建設省の民間都市開発法、通産、運輸、建設、郵政の四省共管のいわゆる民活法など民活導入事業は、ややもすれば広域的地域開発の視点が欠けていたり、地域の創意工夫が生かされなかつたりして、国主導型だと言われてきました。しかし、本法案では、その地域を開発整備するための基本構想の決定に当たり、主務大臣の認可ではなく承認となっていることは、国主導ではなく、地域の意見を最大限に尊重する旨であると思ひますが、いかがでしょうか。

次に、一極集中している行財政権限を地方へ大幅に移譲せよということであります。

すなわち、許認可権限は各省庁にまたがり、事務手続は極めて複雑。例えば各地で積極的に取り組もうとしているリゾート開発などでも、計画段階で自然公園法、農地法、森林法などの規制を受けます。そのほか、バス停の移動や生活保護の世話をする民生委員の委嘱、銭湯の営業、犬の登録

まで国が主導権を握っており、国の許認可権限事項は何と一万件を超えておられるわけであります。こうした状況ですから、地方からはこの許認可、規制の意思決定の情報をキャッチするため東京に集まり、一極集中にさらに拍車をかけております。その上、補助金交付を通じて強い権限を持つに至っては、もはや地方の活性化へのエネルギーや意欲を期待しても無理。まして地方の創意工夫など育つわけがないではありませんか。したがって、この行財政権限の地方へ的大幅移譲について、どのように取り組まれるのか、総理の決意と方針をお伺ひいたします。また、地方の活性化のために不可欠なものは、公共投資の重点的、効率的配分、さらに公共投資と民間事業を組み合わせた総合的プロジェクトの実施など考えますが、総理の御見解をお伺ひいたします。

また、民間活力の有効活用により、創意工夫と技術革新が期待されますが、民活の活用の際には、官民分担の基準を明確にすることが求められています。そして、現状にそぐわなくなった諸規制については、速やかに緩和措置を講ずべきであります。また、必要な規制についても、許認可手続等の簡素合理化を図ることが急務であると思ひますが、国土庁長官並びに建設大臣の御見解をお伺ひいたします。さらに、民間研究機関の中には、NITやJRの経験から、高速道路の建設を合理的、効果的に進めるには、首都高速道路公園や阪神高速道路公園を民営化してはどうかとの意見があります。建設大臣の御見解を伺ひたい。

第三は、土地問題です。

この問題の重要性は、この施策の一切の成否が土地対策にかかっているからであります。端的に言えば、土地対策には土地所有利益より土地利用利益優先の原則を明示し、例えば規制区域の指定など、的確な私権制限を含めた国土利用計画法の強化や企業保有地に対する資産再評価の検討等、土地税制の効果的運用が不可欠と考えます。総理の御見解をお伺ひいたします。

さらに、この際、土地に関する憲法ともいふべき土地基本法を制定すべきと考えます。その内容は、土地に關しては、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、国、自治体の施策の基本となる事項を定めること、そして土地問題を体系的に整理して、速やかに解決するための基本的方途を明確にする等であります。総理の御見解をお伺ひいたします。

第四は、地域間の交流であります。

去る四月十日、待望の本四架橋が開通し、瀬戸内圏は新しい時代に突入いたしました。瀬戸内海を囲む各府県は、今こそ文化、経済、学術交流等を通じて一つの圏域として飛躍しようとしていきます。公明党は、この際、瀬戸内の輝かしい未来を築くために、瀬戸内文化・経済圏の確立、瀬戸内整備促進法の制定、交通通信網の体系的整備、居住環境の整備など検討中でありますが、このような新しい地域活性化に対し、政府はどのように考え、どのような取り組みをされようとしているのか、その方向性を総理並びに国土庁長官にお伺ひいたします。

最後に、誇りと愛着を持つ地域社会の実現に關してであります。

地方の方々の中で、もしも東京に対して誇りを持ち切れない要素があるとすれば、それは言葉ではないかと思ひます。元京都大学教授の会田雄次氏も、著書「リリーの条件」の中で、個性のある豊かな地域社会実現の条件として、まず言葉であると言っています。まことに含蓄があります。彼は、ヨーロッパの諸国に標準語はない、有名なダンテの「神曲」もイタリアのフィレンツェ地方の言葉であるトスカナ方言で書かれているし、ペトルカもポッカチョも方言で書かれたと言っています。そして、方言が伝えられない限り地方の伝統文化が維持できる方法はない、小中学校では国語と並んで正しい方言を教えるべきであると言っています。方言に誇りを持つようにならなければ、地域に誇りと愛着が持てるようにならないならば、

これは重大問題です。したがって、政府はこの点について何らかの方策なり工夫があつてしかるべきと考えますが、総理並びに文部大臣の御見解をお伺ひいたします。

以上、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(竹下登君) ます最初に、大団体の機関等の移転を初めとして評価する点はあるが効果は期待できないじゃないか、もつと頑張れ、こういう趣旨の御発言でありました。〕

確かに、今日私がこのことを唱えましたのが、率直に申しまして昨年八月末のいわゆる概算要求等が終わった後でございます。しかしながら、方針を決定いたしました後、これからの所要の調整を行つて着実に推進して、御指摘のありましたように大胆にかつダイナミックにやれ、この趣旨に沿いたいと考えております。

それから、首都移転についての問題について、ワシントンD.C.の問題、スウェーデンの問題等示唆に富んだものである、このような御指摘がありました。

大変重要な課題であります。ただ、国土政策の観点のみでこれは決定できない問題であり、今後お互い検討すべき課題だというふうに心得ております。

次が、行政権限の地方移譲の問題等についてでございます。

これは、国、地方間の役割分担について幅広い検討が必要でございます。従来から臨調答申等を踏まえて機関委任事務の整理合理化等を推進してまいっておりますが、今後、四全総や臨調答申等を踏まえ、さらに適切な対応をすべきであると考えております。

次に、地方活性化のための公共投資、こういう御指摘がありました。

本法案においては、まさにその趣旨に沿つておりまして、公共事業の実施について多極分散型国

多極分散型国土形成促進法案の趣旨説明に対する員沼次郎君の質疑

昭和六十三年四月十二日 衆議院会議録第十四号

昭和六十三年四月十二日 衆議院會議録第十四号

多極分散型国土形成促進法案の趣旨説明に対する貝沼次郎君の質疑

五六二

土の形成への配慮規定を設けておりますので、これがまさにそういう執行上の基本法としての位置づけをもつてはなからるかというふうな期待しておるところであります。

土地税制の効果的運用について御指摘がございました。

税負担の公平、それから種々の措置、そうして今まさに新行革審で検討が行われておりますので、これと税制調査会との検討状況、両方を踏まえましていろいろの問題点を整理しておりますが、御期待にこたえなければならぬと考えております。

それから、土地基本法の制定の問題でありまして、

貴党の土地基本法に関する考え方は私自身も十分読ませていただいております。しかし、まず土地制度のあり方につきましては国民の財産権に深くかかわる問題がございます。したがって、各方面での今日のような論議を踏まえて、もって国民的コンセンサスを得るような努力からかかっていかなければならぬと考えております。

それから、本四架橋開通に伴うビジョンの問題が語られました。

輝かしい未来を築くために、こういう前提での御意見でございました。その御趣旨の中で地域振興のための立法措置等の考え方をもお述べになりましたが、まさにこれは、そういう議論すら始まっていく大きなきっかけとなるものであらうと私も評価をいたしております。

それから最後に、会田先生のお話からダンテの「神曲」等についてお触れになりました。

私も、方言につきましては、本議場にもかなり残っておりますことは決して悪いことではないと思っておりますが、それを国語科においてどうして指導していくかということにつきましては、文部大臣からのお答えをもってかえさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣奥野誠亮君登壇〕

○国務大臣(奥野誠亮君) 第一は、政府関係機関の移転の問題でございます。

総理からお答えいただきましたが、民間の施設を二十三区から外に移転させていただきたい。それには政府みずから率先垂範すべきだということでございます。それにつきましては、四つのカテゴリーに属するものは原則として二十三区の外に移転してもらおうではないか、竹下内閣の施策にふさわしいものにしてほしいかということについては、関係が完全に一致しておりますので、しばらく見守っていただきたいと思っております。

第二に、地方の振興開発につきましては、基本構想を承認するという言葉を使っているということと地方の意見を尊重するという趣旨だらうということがございました。

全くそのとおりでございます。地方が主体になつて地域の特性をとらえて創意工夫を尽くして基本構想を決めてもらおう、それを中央が承認いたしまして、なるべく早く各省が協力して具体化できるようにしようという建前をとっているわけでございます。

第三に、規制緩和の措置とか許認可手続等についての御指摘がございました。

おっしゃるとおり、私も地方分権の仕組みを強くとしていくことが地方の考え方を実らせる最大の手法だと考えておるわけでございまして、そういう意味合いにおきまして、できる限り中央の持っている権限は地方団体や出先の機関に移していくようにしなければならぬという努力義務を課する規定を置いておられますが、同時に、地方から出てまいりました基本構想につきまして、中央で促進協議会を必要があればつくり、それには府県知事や各省の関係者も入ってもらって、迅速に問題を解決するような仕組みもこの中に取り入れておるわけでございます。

第四に、瀬戸内圏域につきましてどう取り組もうとしているか、その方向性を示せというお話でございます。

〔国務大臣中島源太郎君登壇〕

先ごろ児島一坂出ルートができたわけでございますが、本四架橋については残された二つの橋がございます。やはりできる限り早くこの二つの橋も完成してもらいたいな、その橋とつながる内陸部におきます高規格幹線道路、これも整備していくべきじゃないだろうか、こう考えておるわけでございます。

この地域には経済構造の変化で手痛い目に遭っているところもございまして、そういうことも配慮しながら、先端産業の立地を求めていくとかあるいはまたリゾート基地の整備を図るとか、いろいろな工夫を講じながら、やはり交流の範囲を交通機関の整備を通じて広げますとともに、新たな活力の基盤を据えることによつて一層の発展を図るようになっていきたいものだと思っております。

〔国務大臣中島源太郎君登壇〕

○国務大臣(中島源太郎君) 御質問は二点ございまして、まず一つは、国の機関の移転についてでございます。

文部省としても真剣にこれを受けとめておりまして、既に省内に検討委員会をつくっております。都内の各機関に対しましてその移転促進について検討をお願いをしております。

また、許認可手続等の簡素合理化につきましても、これまで開発許可手続の迅速化、合理化等を図ってきたところであります。今後とも引き続き的確な見直しに努めてまいりたいと考えております。

首都高速道路及び阪神高速道路は、首都圏及び阪神圏における根幹的交通施設として一般交通と機能分担したネットワークを形成してあり、この公共性は極めて高く、道路法上の道路として長期にわたり建設管理すべきものであります。また、両高速道路の建設費等の償還が終われば無料開放をするという制度になっておりますので、ただいまの方法を進めてまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣奥野誠亮君登壇〕

することが基本になるわけでございます。ただ、おっしゃいますように、方言はその地域の人々の生活と深く関係をしておりまして、むしろ意思の疎通と同時に感情の交流がある、そういう意味では非常に意義のある存在だ、こういうふうに考えておりました。小学校でも、私も見ましたが、教科書に非常にうまく方言を取り入れられております。中学校では共通語と方言ということを指導いたしまして、方言の存在する意味を理解させるようにするということも指導をしようと思っております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣奥野誠亮君登壇〕

○国務大臣(奥野誠亮君) 民間活力を活用し良好な町づくりを行うためには、都市計画、建築規制の適切な運用が必要であり、建設省といたしましては、これまで線引き制度の見直し、特定街区・総合設計制度の改善、建築基準法の改正等を行ってきたところであります。今後とも、社会経済情勢の変化に対応して、規制の必要性及びその内容についての確かな見直しをしてまいりたいと考えております。

また、許認可手続等の簡素合理化につきましても、これまで開発許可手続の迅速化、合理化等を図ってきたところであります。今後とも引き続き的確な見直しに努めてまいりたいと考えております。

首都高速道路及び阪神高速道路は、首都圏及び阪神圏における根幹的交通施設として一般交通と機能分担したネットワークを形成してあり、この公共性は極めて高く、道路法上の道路として長期にわたり建設管理すべきものであります。また、両高速道路の建設費等の償還が終われば無料開放をするという制度になっておりますので、ただいまの方法を進めてまいりたいと考えております。(拍手)



○議長(原健三郎君) 木下敬之助君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔木下敬之助君登壇〕

○木下敬之助君 私は、民社党・民主連合を代表して、ただいま議題となりました多極分散型国土形成促進法案について、総理大臣並びに関係大臣に質問いたします。

我が国は、二十一世紀に向けて、現在の恵まれた経済力を活用することにより、諸外国に例を見ない高齢化、情報化、国際化など社会経済情勢に対応できる基盤をつくり、質の高い生活を享受し得る国土を形成していかなければなりません。しかしながら、我が国の現状を見ると、東京への業務機能の過度の集中、産業構造の変化などによる地方経済の停滞、さらには東京など大都市を中心とした土地利用の混乱と地価の急騰など、二十一世紀に向けて国民がひとしく快適で豊かな生活を営んでいくには困難な現象が生じております。東京への業務機能の過度の集中は、例えば、資本金五十億円以上の企業の本社機能のおよそ六割、手形交換や株式売買さらに外資系企業の拠点等の圧倒的な部分が東京に集中しています。今後、金融の国際化などの進展に伴って東京の地位が高まれば、この傾向はますます強くなっていくと予想されます。

このまま東京圏への集中が進めば、第四次全国総合開発計画の中でも指摘されているように、大規模震災が生じた際に、東京圏のみならず、全国的に世界的に混乱を引き起こすおそれがあります。また、地方経済の活力低下は、地域によっては町そのものの存立が脅かされています。さらに、人口移動を見ると、北海道、九州などで人口流出が見られるなど、地域の活力を損なうものとなっております。

ここに、三年の地価高騰は、さきの地価公示を見て東京圏で六五・三％と昨年のおよそ三倍もの率で急上昇しています。このような状況において、東京など大都市では、新規供給の住宅価格が

年収の八から十一倍と、勤労者の住宅取得は夢となりつつあります。しかも、住宅を取得したとしても、通勤時間に一時間以上も要す現状となっております。また、地価高騰は固定資産税や相続税の急騰を招くなど国民生活に深刻な影響を与えており、さらに公共事業の進捗や経済面での効果がそがれ、内需拡大という国内外の要請にこたえられないおそれが生じています。

このような現状を是正し、国土の均衡ある発展と過密過疎の解消を促すため、政府行政機関の地方移転や権限の地方への移譲、産業の再配置や地方の産業の育成、交通網などの社会資本整備の促進等を講じていく必要があると考えます。また、これを支える土地利用の適正化についても、土地は国民全体のために合理的に利用するという社会的、公共的な要請に基づいて、公共の福祉優先という国民の共通意識の確立を図るとともに、地価抑制のための立法措置や都市計画に基づいた土地利用の優先を基本とするための法制度の整備等を図るべきであると考えます。

以上、私の基本的考えを申し上げましたが、総理はいかがお考えでありましょか。まず、総理の本法律案に関する基本的認識をお伺いいたします。

次に、具体的質問をいたします。  
第一に、東京一極集中を排除していくためには、行政機能の地方分散が不可欠であります。竹下総理は、いわゆる一省庁一機関の移転という政策を掲げております。しかしながら、この政策の経過を見ると、一月二十二日の閣議決定から既に三カ月近く過ぎようとしていますが、移転候補が決まったのみで、具体的にいつごろどのような方法で移転されるのかははっきりしていません。しかも、候補機関を決める過程で政府部内で足並みの乱れが見られるなど、まさにこの政策が形式的、場当たり的であったことを示すものであると言わざるを得ません。一省庁一機関の移転は本当に実行されるのか、さらに、多極分散型国土の形

成に有効に資するものだと認識しておられるのか、この点、総理の明確な御答弁を求めるところであります。また、本法律で行政機関の移転とは、現在進められている行政機関等の移転の延長にあるのか、閣議で決められる基本方針とはどのようなものかと考えているのかお伺いいたします。

私は、ただ単に移転のための移転を行うのではなく、その行政機関などの移転した地域の活性化に資するような移転策を講ずるべきであると考えます。行政機関などの移転のみならず、国に偏った行政権限や財源についても地方への大幅な移譲を講ずるべきだと考えますが、総理大臣並びに関係大臣の具体的な御答弁を求めるところであります。

第二に、地方活性化の促進についてお伺いいたします。

本法律案を見ると、地方の振興開発について都道府県が振興拠点地域基本構想を作成し、これに基づき開発整備を行うものとしております。しかしながら、この基本構想に基づく地域整備について、具体的にどのようなものを整備していくのか、地域の振興にとつてどの程度の効果を発揮するものとなるのか明らかではありません。これで竹下総理の言われる「ふるさと創生」は可能なのでありましょか。この基本構想を実現していく上で、財源の確保や公共事業の配分についてどのような方針か、関係大臣にお伺いいたします。

さらに、施設の整備のみならず、地域における労働力の確保のため、産業再配置、特に第三次産業の地方への配置、地場産業の振興が必要であると考えます。この点総理並びに関係大臣はどのようにお考えか、お伺いいたします。

第三に、交通通信基盤の整備の方針についてお伺いいたします。

去る三月十三日に青函トンネルが、四月十日に瀬戸大橋が相次いで開通し、我が国の四島が陸続

きとなり、第四次全国総合開発計画に言うところの「一日交通圏」の整備に向けて大きく踏み出したものと言えます。列島国家から一つのつながった国土の日本とし、均衡ある国土利用を図るため、また、本法律案の趣旨からいっても、次なる大プロジェクトとして九州と四国とを結ぶ鉄道または道路の実現を図る必要があると考えます。まず最初に、この点について総理大臣並びに関係大臣の御所見をお伺いいたします。

次に、本法律案を見る限り、この交通通信基盤の整備については配慮規定にとどまっております。具体策が示されておられません。いわゆる四全総に基づく多極分散型国土の形成を図る上で、重点施策である総合的高速交通体系の整備の具体策が明らかではありません。高速交通網が整備されれば、工場立地が促進されたり、物流などに効果があらわれ、地域経済を活性化させるものとなります。多極分散により地域を活性化させるには、高速交通体系の整備促進が不可欠であります。四全総における各地方整備の中で盛り込まれている道路、鉄道など高速交通ネットワークの整備の実現について、どのように本法律案が具体的に裏づけとなるのか、この点関係大臣の明確な御答弁を求めるところであります。

さらに、航空輸送サービスにおいて、地方都市間を結ぶコミューター航空の育成のため、税制面、財政面での助成措置の強化充実が必要と考えます。この点運輸大臣のお考えをお伺いいたします。

第四に、多極分散型の国土を形成していく上で、適正かつ合理的な土地利用を図っていくことが重要であります。さきにも指摘したとおり、我が国の土地利用を見る限り、その資産の性格にのみ重点が置かれ、このため、土地の適正かつ合理的利用が妨げられることとなっております。本法案の目的を達成するには、土地問題への適切な対策が必要であります。政府機関の移転などを講じていく際に、投機

的な土地取引や土地保有を排し、また、大都市部における優良な宅地の供給促進のためには、国有地や未利用地などを、地価上昇に結びつかない信託方式などの方法によるなど、積極的な活用を行っていく必要があると考えます。さらに、国有地の売却の規制のための国土利用計画法の改正が必要と考えます。土地問題の解決策と、この問題における本法案の位置づけについて、総理大臣並びに関係大臣に伺うものであります。

以上申し述べたように、本法案のみで多極分散型の国土が形成されるというものではないと考えます。特に、行政機関の移転一つをとっても、政府部内の調整が図れないような現状では、到底民間事業者の地方への分散を促すことができません。さらに、心配されている大規模震災時への備え、地方振興策を画する上での他の地域振興立法との有機的連携など、総合的な施策を講じていく必要があると考えます。

最後に、本法律に基づいて、宅地開発や交通体系の整備など、個別の具体的な法律や施策の整備についてどのように取り組んでいくかと考えているのか、竹下総理並びに関係大臣の御決意をお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣竹下登君登壇〕

○内閣総理大臣(竹下登君) まず、二十一世紀を指して、質の高い暮らしをお互いが享受するため、その理想と現実のギャップをおつきになりまして諸般の御質問がございました。

まず、近年、国際化、情報化の進展に伴いまして、東京圏への人口や諸機能の一種集中が生じて、それが地価の高騰を生じ、そうしてまた、他方、地方圏においては、急速な産業構造の転換の過程等で、構造不況でございましてか雇用問題の深刻化、そうした地域が見られる。したがって、その地域は人口も減少する、だから、国土政策の観点からまさに多くの弊害を生じております。そこでこそ四全総、こういうことになるわけであります。これから、東京を中心とする土地需給の緩和

和を通じて、現下の土地問題の基本的な解決を図らなきゃならぬというのが、まず基本的な考え方であります。そこで、国の機関等の移転についての御説がございました。

都市・産業機能の地方分散を図ることが重要な課題であるが、その一環として、今般、国の機関等の移転について方針を決定したわけでございます。場当たりだといういろいろな主張もございましたが、これからこそ所要の調整を精力的に行いまして、御期待に沿わなきゃならぬと考えております。

次が、国の機関等の移転、この問題について、先ほども申し上げましたように、都市・産業機能の地方分散を図るため率先して行おうのがこの仕事であるという考え方でございますので、今後、多極分散型国土の形成、それがいわゆる地域振興、こういうことに役立たせなければならぬ課題だというふうに考えております。

その場合の行政権限の地方移譲、こういう問題が当然出てまいります。身近な事務は住民の身近な地方公共団体へいつも申し上げておりますが、今後とも臨調答申、そうしてまた四全総、こういう方向で適切に対応してまいる所存であります。

それから、拠点地域のことにもお触れいただきました。

やはり振興拠点地域の制度というのは、まさにその地域の歴史とか文化とか伝統とかそういうものを下敷きにいたしまして、創意工夫がいろいろ尊重されていって、そこにもろもろの特色ある機能が集積をされていく、こういうことが理想でございまして。したがって、本法案に基づいて、本法案そのものが各種施策を総合的に実施していく、その際、当然この地域の住民の皆様方の誇りとか愛着とかそういうものを基礎に行うのは当然のことであると考えております。それから、産業再配置、三次産業についてもお触れになりました。

これからはソフト化の進展に対応しまして、研究所とかソフトウェア業とか情報処理サービス、これらの地方分散を図ってまいります。今国会に別途、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案、これを提出いたしておるところでございます。

それから、九州・四国間の交通体系の問題にお触れになりました。いわゆる交通需要とか、それから技術上の問題点等はあるところでございます。私もそのことを聞かされたことがございますが、これこそそういう問題も含めた検討課題であるというふうに考えております。そうして、もろもろのことを行うには高速交通体系の整備が必要であります。これは所管大臣からお答えをすることにいたします。

それから、国の機関が動いていく、そうしなければ土地投機が起る、これがないように、いわば諸制度の適切な運用をきちんとしてまいります。

最後に、本法案の施策実施に対する決意というようなものをお指摘いただきました。

あくまでも本法律案は、まさにいろいろな地域振興に関するもろもろの法律が、今日既存の法律がございまして、それらを総合調整しながら強力に実施していく基本法であるという認識のもとに立ちまして、重大な決意を持ってこの法律の趣旨に沿った努力をすべきであるというふうに考えております。(拍手)

〔内閣総理大臣石原慎太郎君登壇〕

○内閣総理大臣(石原慎太郎君) 運輸省への御質問は三つあったと心得ております。

まず、九州と四国とを結ぶ鉄道の実現の問題でございます。九州と四国を結ぶ豊予海峡の鉄道トンネルにつきましては、日本鉄道建設公団が四十九年度より、地形、地質などから見た海底鉄道トンネルの技術的可能性について調査を行っておりますが、この鉄道トンネルは、四国新幹線の区間の一部と

して検討されているものであり、その取り扱いについては、基本計画のみが決定されている他の十一線と同様、まず整備五新幹線の見通しをつけた後の問題と考えております。

第二は、コミューター航空の育成の問題でございます。

コミューター航空については、第四次全国総合開発計画においても、多極分散型国土形成のための交通体系の整備の一環として積極的な活用を図ることとしております。運輸省としても、現在、航空審議会に地域航空輸送問題小委員会を設置し、幅の広い検討を進めております。この小委員会が昨年八月に行いました中間取りまとめでは、コミューター航空は、その機能、役割から、地域の関係者、事業者がそれぞれの地域の特性に応じてみずから工夫し、検討して整備していくことが基本的に重要であり、このような地域の主体的な取り組みを前提として国も一定の支援を行うことが適当であるとされております。この中間取りまとめを踏まえて、政府は六十三年度予算においてコミューター空港、ヘリポートの整備についてNTT株の売却益を活用した助成を行うこととし、また、コミューター航空事業等に対する財政投融資制度を創設いたしました。運輸省としては、今後とも地方公共団体と連携して、コミューター航空の整備に積極的に取り組んでまいります。

第三は、この法律案に基づきまして、宅地開発や交通体系の整備のための法律や施策の整備についての問題でございます。

この法律における運輸省関連施策といたしましては、第一に、地域振興に資する中核的施設及び交通施設の整備、第二は、大都市地域における宅地開発と鉄道新線の建設の一体的推進、第三に、地域間交流の促進のための総合的な高速交通施設の体系の整備がございまして。運輸省としては、四全総推進に向けてこれらの施策を着実に実施していくこととしております。

具体的には、地域振興については、鉄道、バスなどの公共交通機関の整備など地域におけるモビリティの確保を図るとともに、臨海部の活性化等地域振興に資する民活法特定施設の整備に努めることとしております。また、宅地開発と鉄道新線の建設の一体的整備については、両者が整合性を保ちつつ一体的に推進させるための方策について検討していくこととしております。さらに、高速交通施設の整備については、空港などに関する五カ年計画等に基づいて、今後ともこうした施設の整備に努めてまいります。

以上です。(拍手)

〔國務大臣越智伊平君登壇〕

○國務大臣(越智伊平君) 国民生活の安定及び質的充実を図るためには、地域の特性に応じた居住環境の良好な宅地の供給を促進することが重要であります。このため、宅地開発の促進のための諸施策をなお一層強力に推進してまいります。特に住宅地需要の著しい大都市地域においては、今国会に別途提案いたしております大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法案により、良質な住宅地の供給に努めてまいります。

また、高規格幹線道路網については、多極分散型の国土の形成を図り、国土の均衡ある発展を図る上で重要なプロジェクトであります。昭和七十五年までにおおむね九千キロメートルの供用が図れるよう、今後とも一層積極的にその整備の促進に努めてまいります。

第三に、情報、通信、交通の体系を整備する、これが地域格差を解消していく基本だと思っております。私共も積極的にこの問題に取り組んでいくべきだ、そういう建前での法律もできているわけでございます。

国土庁は国土に関する行政の総合調整推進官庁でございますので、この法律を受けましてさらに積極的な努力をしていかなければならぬと考えておるところでございます。

なお、土地の問題につきましては、投機的な取引の抑制などのお話ございました。引き続き金融関係で仮需要を抑制するために大蔵省には御努力をいただきたいということをお願いしているわけでございます。

なお、いろいろ土地の積極的な活用方針として

豊予トンネルにつきましては、四全総において、長期的な視点から本州、四国、九州との広域的な圏域の形成を図るための交通体系について検討するとうたわれております。先ほど運輸大臣から御答弁がございましたが、建設省といたしまして、四全総を踏まえ、関係省庁と連絡をとりながら進めてまいります。(拍手)

つきまして、さきに閣議決定いたしましたのが、さらにこの法案に閣議規定を盛り込んでおりますのは、国会の意思も反映して法律の枠組みの中でこの問題を推進していきたい、こう考えておられるわけでございます。そのことを通じまして、より強力にこの推進を図ることができると考えておられるわけでございます。

基本方針といたしましては、どのような施設を整備し、受け皿をどうして、職員の出遇をどう考えるなどのことを織り込みたい、こう考えておられるわけでございます。

権限の移譲などがさらに重要ではないかということも全く同感でございます。そういう意味合いの努力義務規定も設けておるところでございます。

○國務大臣(奥野誠亮君) 政府関係機関の移転に

〔國務大臣奥野誠亮君登壇〕

信託などのお話がございましたが、全く同感でございます。(拍手)

○副議長(多賀谷真澄君) 辻第一君。

〔辻第一君登壇〕

○辻第一君 私、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題となりました多極分散型国土形成促進法案について質問いたします。

東京都心に端を発した狂乱ともいべき地価高騰は、東京圏全体、さらには全国の大都市圏に広がっており、国土庁の地価公示価格でも東京圏の住宅地が六八・八割の上昇を示しています。地上げや底地買いで都心から都民を追い出し、働く人々のマイホームの夢を無残に打ち砕き、住民から土地と住宅を奪い去ったのであります。この事態は、政府・自民党、財界の東京一極集中政策や、過大な需要予測、国公有地の民間への異常な高値売却、都内山手線内側はすべて五階建て以上発言など一連の規制緩和、民活政策で地価高騰をおおったこと、大手不動産業者と金融機関が一体となった土地買占め、土地転がしなどに起因するところは明白であります。しかも、地価は鎮静したと言っていますが、都心部の頭打ちは見られるものの高値であり、我が党がかつてから提言しているような、土地投機を禁止し地価を凍結するなど、地価を引き下げる根本的施策は何らやられていないのであります。竹下総理、こうした土地高騰の原因についてどう認識されておられるのか、政府の責任についてどう考えておられるのか、はっきりとお答えいただきたいのであります。(拍手)

また、地方では、北海道を初めとして全国各地で農業、漁業、石炭、鉄鋼、造船と重要産業が軒並み不振に陥り、生活や雇用の不安は深刻であります。鉄鋼合理化による高炉閉鎖にあえぐ釜石市や輸出向け金属洋食器の円高不況に苦しむ新潟県燕市、大手造船工場閉鎖に揺れる広島県因島市など、多くの地域で深刻な事態を迎えています。農山漁村を中心に過疎問題も一層激しさを増しています。

多極分散型国土形成促進法案という名称からも明らかのように、本法案は、昨年、中曽根内閣のときに閣議決定された第四次の全国総合開発計画、いわゆる四全総を具体化したものであり、竹下内閣の目玉政策ともいべき「ふるさと創生論」を意識した立法であることは明らかであります。四全総は多極分散というキャッチフレーズを掲げましたが、その分散政策は実効性ある内容とは到底言えないものであります。むしろ東京の改造計画に最大の力点を置き、国際都市、金融・情報都市への目標を掲げ、実際は一層の東京集中を促進する結果をもたらす内容となっており、これはありませんか。総理の明確な答弁を求めます。

今、四全総に代表される政策を根本的に転換し、東京集中を真に規制する有効な政策の実行と地方経済の振興、地域ごとの居住環境の改善などによるつり合いのとれた国土をつくる国土政策に転換すべきではありませんか。総理の所見を求めます。

続いて、具体的に質問いたします。

第一は、東京一極集中問題であります。政府は多極分散を言う一方で、鈴木都政などとともに関東圏臨海部開発を進めようとして、二十時間体制の国際金融センターや高度情報通信基地などをつくる臨海部副都心開発基本計画は、事業費四兆一千四百億円、四百四十八ヘクタールの埋立地に一日に四十五万人が出入りし、建造物は霞が関ビル二十六棟分という巨大な国際ビジネスセンターをつくらうとするものであります。こうした臨海部開発や都心部再開発は東京一極集中をさらに強めるものであります。総理並びに国土庁長官の見解を求めます。

法案では、過度の集中地域から機能の分散を図ると言っていますが、政府機関移転計画は、東京都区内の過密状態に比してみるならば、小手先の

ます。今日こうした事態を来した原因や政府の責任について、総理の明確な答弁を求めるものであります。

多極分散型国土形成促進法案という名称からも明らかのように、本法案は、昨年、中曽根内閣のときに閣議決定された第四次の全国総合開発計画、いわゆる四全総を具体化したものであり、竹下内閣の目玉政策ともいべき「ふるさと創生論」を意識した立法であることは明らかであります。四全総は多極分散というキャッチフレーズを掲げましたが、その分散政策は実効性ある内容とは到底言えないものであります。むしろ東京の改造計画に最大の力点を置き、国際都市、金融・情報都市への目標を掲げ、実際は一層の東京集中を促進する結果をもたらす内容となっており、これはありませんか。総理の明確な答弁を求めます。

今、四全総に代表される政策を根本的に転換し、東京集中を真に規制する有効な政策の実行と地方経済の振興、地域ごとの居住環境の改善などによるつり合いのとれた国土をつくる国土政策に転換すべきではありませんか。総理の所見を求めます。

続いて、具体的に質問いたします。

第一は、東京一極集中問題であります。政府は多極分散を言う一方で、鈴木都政などとともに関東圏臨海部開発を進めようとして、二十時間体制の国際金融センターや高度情報通信基地などをつくる臨海部副都心開発基本計画は、事業費四兆一千四百億円、四百四十八ヘクタールの埋立地に一日に四十五万人が出入りし、建造物は霞が関ビル二十六棟分という巨大な国際ビジネスセンターをつくらうとするものであります。こうした臨海部開発や都心部再開発は東京一極集中をさらに強めるものであります。総理並びに国土庁長官の見解を求めます。

法案では、過度の集中地域から機能の分散を図ると言っていますが、政府機関移転計画は、東京都区内の過密状態に比してみるならば、小手先の

対策にすぎず、事態の本質的解決とは到底言えないのであります。また、総理大臣の定める基本方針に基づき東京圏の業務核都市を整備することとしております。業務核都市の整備は都心の一極集中を東京圏に広げるだけで、東京圏全体への集中政策に何ら変わりはないのであります。これでは、つり合いのとれた国土をつくるという目的は達成できないことは明白であります。これでも分散だと言われるのか、国土庁長官の答弁を求めます。(拍手)

第二に、地方振興の問題であります。この法案は地域の特異性を生かした地方振興をうたっていますが、地域振興拠点整備は地方における民生活推進政策そのものであります。地方振興に対する国の援助などは具体性に欠け、実効性に乏しいものと指摘せざるを得ないのであります。これですべて地方振興ができるのか、総理並びに国土庁長官の答弁を求めます。

今日、三割自治と言われ、地方自治体は国の補助金、交付金によって縛られ、臨調行草のもとで福祉、教育の切り捨てが地方財政を圧迫し、自治体や住民にしわ寄せされて地方の衰退をもたらす、東京への集中を加速してまいります。政府が真に多極分散を実現しようとするのなら、地方行政の全面的拡充こそがとるべき道であり、真に地域を活性化させる方途ではありませんか。地方行政を拡充する意思があるのかないのか、総理並びに自治大臣の明確な答弁をいただきたい。

また、一九五〇年から一九八五年まで三十五年間に農家人口が千七百八十三万人も減っています。歴代自民党政府による減反政策、農産物輸入拡大、農業つぶしがふるさとの荒廃をもたらしたことは明らかであります。農業生産が一〇％減少すると全産業で約二兆二千億円の生産減となり、三十五万人の失業者が出るとされた農水省の試算について総理も御承知のことと思っております。このようなことで地方の振興ができるのか。政府は、今こそ地方振興のために農業を我が国の基幹産業の

一つとしっかりと位置づけて、農業、林業、漁業の育成を図るべきであります。総理、我が国農業をどう振興させるのか、具体的に明らかにしていただきたい。牛肉・オレンジなどの自由化は我が国農業の一層の破壊につながるものであり、断じて許せない問題であります。今日アメリカは日本のミカンなどの輸入を拒否しながら、日本へは自国のオレンジの輸入を迫るなどの態度は言語道断であります。輸入自由化問題への対応は、我が国の農業を守り、発展させるために断固とした態度で臨むべきであります。総理の決意を伺いたい。

また、政府が今進めている大企業本位の経済構造調整政策は、地域産業を空洞化させ、地域経済を破壊し、停滞させていることは幾多の事実で明らかであります。こうした政策を改め、産地・市場産業振興、中小企業対策、地方での雇用拡大の具体策こそ国土づくりの中心課題に据えるべきではありませんか。総理の明確な答弁を求めます。(拍手)

第三に、住宅問題であります。東京一極集中に端を発した地価高騰は、まさに狂乱ともいえるべき姿を呈し、住宅問題は一層深刻な事態を迎えています。昨年十月、新築都営住宅の応募率は、一種住宅が四十四・六倍、二種が百三十三・三倍、まさに敗戦後の住宅難の再現であります。公営住宅に入居できないお年寄り、母子家庭、障害者世帯は民間住宅の入居も困難な状態であり、東京近郊に住宅を持ってなくなり、遠距離通勤を強いられる勤労者が増加しております。法案では、安くて良質な公共住宅建設の促進はうたわれず、専ら事業者による再開発、すなわち民間マンション建設をうたうだけではありませんか。これでは本当に国民が望む安心して住める住宅を確保することはできません。全住宅に占める公営住宅の比率は、我が国では六％、イギリスでは三〇％と言われています。思い切った公共住宅の大量建設に取り組むべきではありませんか。総理並びに建設大臣の答弁を求めます。

関連して、公団住宅の家賃問題について質問いたします。住都公団が三月末平均四千七百円、一八％の値上げ申請を行い、三十四万戸の居住者の方々には大きなショックを与えています。昭和五十八年四月の衆参建設委員会の決議では、「政府は、住宅に困窮する勤労者に対し、良質な公共賃貸住宅の供給と高家賃の引下げに努める」とうたっているのではありませんか。勤労者の家賃を大きく圧迫する大幅な家賃値上げはやめるべきであります。建設大臣の見解を伺いたい。

最後に、東京一極集中を是正し、地方を振興し、過密過疎を解消、つり合いのとれた国土の発展を目指す国土政策への転換、対米従属、大企業本位の経済政策から国民本位のつり合いのとれた経済政策への転換こそが真の解決の道であること、を強調し、日本共産党・革新共同はそのために全力を挙げる決意を表明して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(竹下登君) ます最初は、地価高騰についての原因やいかに、こういう御質問でありました。事務所ビル需要の増大、また住宅地の買いかえ需要の増大、さらに御指摘ありました投機的な取引、金融の緩和、これらの要因が複合的に影響したものである。したがって、政府としては監視区域制度の機動的な運用、そうして金融機関に対する指導の強化、これらを講じてまいりました。また地価の安定、ひいては地価の引き下げに今後とも努力を怠らない所存であります。それから、そうした東京集中がもたらす不況産業、地域問題を招来して、こういう御意見でありました。政府としては今後とも経済の基礎的な条件を適正に反映した為替相場、そうして内需を中心とした景気の維持拡大、これらと相まちまちは、産業構造転換円滑化臨時措置法とか、特定地域中小企

業対策臨時措置法、地域雇用開発等促進法、こういう国会において成立させていただいたものもろもろの法律というものを活用いたしまして、雇用の安定等の施策を講じていかなければならぬ、このように考えます。さらに、過疎問題にもお触れになりましたが、昭和四十五年以来過疎対策のために制定された法律に基づいて総合的施策を実施してきております。特に農林漁業、そういうところの生産基盤とか、あるいは道路、水道、コミュニティ施設、そういう生活環境の整備が着実に進みつつあるのではないかと、私はこのように考えております。四全総は東京集中を促進するのではないかと、こういう御意見でございました。基本的には多極分散型国土を形成するということとあります。しかし、また東京圏については、我が国の首都としてのみならず、金融、情報等の面で中核的役割をこれからも果たすこととあります。したがって、これらに対して臨海部開発というような問題がございますが、これらのお問題を並行して実現していかなければならぬと考えております。

それから、振興拠点地域整備の問題についてもお触れになりました。この制度は、民間のみに頼って拠点づくりを進めようとするものではなく、やはり公的部門の整備をあわせて行おうという考え方でございます。それから、当然のこととして多極分散型国土の形成は地方の自主性を強化していかなければなりません。文化とか歴史とか伝統とか、そうしたものの創意工夫の上にこれが打ち立てられなければならないと考えております。それから、地方振興に対して農林漁業の育成等にもお触れになりました。地域の特性を踏まえた農業の発展が期待されるように、農業生産基盤の整備、規模の拡大、そういうことを実施し、林業については、これからも木材需要の拡大でありますとか、木材産業の体質強

化、これらを積極的に推進してまいります。水産業については、つくり育てる漁業、こういう政策を推進してまいります。

我が国は農産物の純輸入国、世界最大でございます。したがって、我が国の農業の健全な発展との調和を図りながら、ガット・ウルグアイ・ラウンドというものにおける交渉との関連を十分考慮し対処していく考え方であります。

それから、経済構造調整と中小企業対策につきましては、先ほど申し述べましたが、産業構造の転換が加速化されたために厳しい環境にあるものが出てきておる。これに対しては、雇用の安定、地場産業の振興、そして、中小企業の新分野の開拓、このようなことを基本に考えております。

それから、公共住宅の大量建設のお話でございます。第五期住宅建設五カ年計画、これを着実に進めなければならぬと考えております。

以上で答えたいと思っております。(拍手)

○国務大臣(奥野誠亮君) 一つは、臨海部の開発が一極集中を強めるのではないかとのお話でございます。東京の問題につきましては、肥大を抑制する、過密を抑制する、そのために工場や学校の立地規制をいたしております。

また、二つには、人口密集地帯などにつきましては、消防ポンプも入らないようなところがたくさんあるわけでございまして、やはり再開発をして道路を広げる、緑地をつくる、その中で土地の利用度を高めるような方向をとっていかなければならぬわけでございまして。

さらにはまた、今日の産業は機能が高度化しているわけでございまして、情報通信の発展を考えてまいりますと、それにふさわしい地域社会をつくっていかねばならぬわけでございまして。臨海部はまさにそれに相当すると思うのでござい

まして、これらの施策を全体として眺めていただきたいな、そうしていただきますれば、誤解が解けるのではないだろうかというふうに考えているところでございまして。

次に、政府機関の移転とか業務核都市などが、東京一極集中を東京圏に広げるのではないかとのお話がございました。

政府機関の移転を通じて地域発展の核にしていただきたいな、こんな気持ちも持っておるわけでございまして、二十三区の事務所、営業所等の業務機能を業務核都市という地域に移していきたいな、かように考えているわけでございまして、この業務核都市を中心とする都市圏をつくっていく、そういうことを通じて、多核多圏域型の地域構造にしていただきたいな、こう思っているわけでございまして。多核多圏域型の地域構造をとることによって、職住近接の地域社会をつくること、東京圏においても可能になっていくのじゃないかな、こう考えておるわけでございまして。

また、地域振興の点につきましては、地域振興拠点整備、援助も具体性を欠くからこれではできないのではないかと、御心配がございました。これにつきましては、地域の特性に応じまして地域地域がそれぞれ創意工夫を凝らしまして、特色のある地域発展の拠点を考えてもらおう、その基本構想を国として助けていこうじゃないかと考えておるわけでございまして。おのずからその中には、国土基盤の整備を図るために公共事業もいろいろ取り入れられてくると思うわけでございまして。重点整備地域の中におきます中核的な施設に対しては、税制上、財政上の恩典を与えることも規定しているわけでございまして、これらを御理解

解いただきたいと思っております。(拍手)

○国務大臣(越智伊平君) 住宅対策につきましては、持ち家、借家の需要動向に的確に対応しつつ、適正な住居費負担のもとで居住水準の向上を

図ることを基本目標と考えております。このため、住宅金融公庫融資並びに住宅税制の措置の拡充、公営住宅、公団住宅等の公共賃貸住宅の建設の促進等に努めているところであります。

公団賃貸住宅の家賃につきましては、賃貸住宅相互間の家賃の均衡を確保し、負担の公平化を図るとともに、住宅の良好な維持管理を行うため、経済事情の変動に即して定期的、的確に見直し、改正することが必要であり、今回の申請はこの趣旨に沿ったものと考えておりますが、今後十分審査してまいります所存であります。(拍手)

○国務大臣(堀山静六君) 多極分散型国土の形成を図るためには、ただいま総理事容弁のとおり、各地域がその創意工夫により、自主的、主体的にそれぞれの特性を生かした地域づくりができるようにすることが必要であります。そのためには、住民に身近な事務は住民に身近なところで処理することができるとともに、地方公共団体への権限移譲等をさらに進めるとともに、地方税、地方交付税等の地方一般財源の充実確保を図ってまいります所存であります。(拍手)

○副議長(多賀谷真穂君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(多賀谷真穂君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十二分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 竹下 登君  
法務大臣 林田悠紀夫君  
外務大臣 宇野 宗佑君  
文部大臣 中島源太郎君  
運輸大臣 石原慎太郎君  
建設大臣 越智 伊平君

出席政府委員

国土庁計画・調整局長 長次 哲夫君  
国土庁大都市圏整備局長 北村廣太郎君

○明詔を省略した議長の報告 (通知書受領)

一、去る五日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和六十三年年度一般会計暫定予算  
昭和六十三年年度特別会計暫定予算  
昭和六十三年年度政府関係機関暫定予算  
昭和六十三年年度特別会計予算  
昭和六十三年年度政府関係機関予算

一、去る五日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

農業基本法第六條第一項の規定に基づく昭和六十二年年度農業の動向に関する年次報告  
農業基本法第七條の規定に基づく昭和六十三年年度において講じようとする農業施策についての文書

一、去る八日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

林業基本法第九條第一項の規定に基づく昭和六十二年度林業の動向に関する年次報告  
林業基本法第九條第二項の規定に基づく昭和六十三年度において講じようとする林業施策についての文書

昭和六十三年四月十二日 衆議院會議録第十四号 朗読を省略した議長の報告

(政府委員承認)

一、去る四日、原議長は、竹下内閣総理大臣申出の次の者を、第百十二回国会政府委員に任命することを承認した。

- 農林水産大臣官房経理課長 高橋銃十郎
- 資源エネルギー庁 向準一郎
- 長官官房審議官

一、昨十一日、原議長は、竹下内閣総理大臣申出の次の者を、第百十二回国会政府委員に任命することを承認した。

- 外務大臣官房外務報道官事務代理 田島 高志
- 建設大臣官房総務審議官 中嶋 計廣

(政府委員任命)

一、去る四日、竹下内閣総理大臣から原議長あて、四日議長において承認した高橋銃十郎外一名を、同日第百十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨十一日、竹下内閣総理大臣から原議長あて、十一日議長において承認した田島高志外一名を、同日第百十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る四日、竹下内閣総理大臣から原議長あて、第百十二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
農林水産大臣官房経理課長	草野 英治	林野庁高知管林局長	昭三・四
資源エネルギー庁長官官房審議官	逢坂 国一	(退職)	同

一、昨十一日、竹下内閣総理大臣から原議長あて、第百十二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の官職名 氏名 異動後の官職名 年月日

- 建設大臣官房総務審議官事務代理 中嶋 計廣 (解職) 昭三・四

(政府委員解任) 一、昨十一日、竹下内閣総理大臣から原議長あて、同日(外務大臣官房外務報道官)松田慶文の第百十二回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(常任委員解任及び補欠選任) 一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

- | 内閣委員   | 補欠     |
|--------|--------|
| 井上 和久君 | 大久保直彦君 |
| 柴田 睦夫君 | 金子 満広君 |
| 大久保直彦君 | 井上 和久君 |
| 金子 満広君 | 柴田 睦夫君 |

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

- | 補欠     | 補欠     |
|--------|--------|
| 大久保直彦君 | 井上 和久君 |
| 金子 満広君 | 柴田 睦夫君 |

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

- | 補欠     | 補欠     |
|--------|--------|
| 大久保直彦君 | 井上 和久君 |
| 金子 満広君 | 柴田 睦夫君 |

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

- | 補欠     | 補欠     |
|--------|--------|
| 大久保直彦君 | 井上 和久君 |
| 金子 満広君 | 柴田 睦夫君 |

予算委員

一、去る四日、議長において、次のとおり予算委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

- | 予算委員   | 補欠     |
|--------|--------|
| 愛野興一郎君 | 北村 直人君 |
| 村田敬次郎君 | 松田 九郎君 |
| 渡部 恒三君 | 鈴木 宗男君 |
| 井上 一成君 | 山下八洲夫君 |
| 上原 康助君 | 小林 恒人君 |
| 辻 一彦君  | 池端 清一君 |
| 大久保直彦君 | 井上 和久君 |
| 金子 満広君 | 柴田 睦夫君 |
| 不破 哲三君 | 野間 友一君 |
| 村山 達雄君 | 自見庄三郎君 |
| 北村 直人君 | 愛野興一郎君 |
| 自見庄三郎君 | 村山 達雄君 |
| 鈴木 宗男君 | 渡部 恒三君 |
| 松田 九郎君 | 村田敬次郎君 |
| 池端 清一君 | 辻 一彦君  |
| 小林 恒人君 | 上原 康助君 |
| 井上 和久君 | 井上 一成君 |
| 柴田 睦夫君 | 大久保直彦君 |
| 野間 友一君 | 金子 満広君 |
| 自見庄三郎君 | 不破 哲三君 |
| 愛野興一郎君 | 野間 友一君 |
| 村山 達雄君 | 村田敬次郎君 |
| 渡部 恒三君 | 辻 一彦君  |
| 村田敬次郎君 | 上原 康助君 |
| 辻 一彦君  | 井上 一成君 |
| 井上 和久君 | 大久保直彦君 |
| 柴田 睦夫君 | 金子 満広君 |
| 野間 友一君 | 不破 哲三君 |

一、去る四日、議長において、次のとおり予算委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

- | 予算委員   | 補欠     |
|--------|--------|
| 愛野興一郎君 | 北村 直人君 |
| 村田敬次郎君 | 松田 九郎君 |
| 渡部 恒三君 | 鈴木 宗男君 |
| 井上 一成君 | 山下八洲夫君 |
| 上原 康助君 | 小林 恒人君 |
| 辻 一彦君  | 池端 清一君 |
| 大久保直彦君 | 井上 和久君 |
| 金子 満広君 | 柴田 睦夫君 |
| 不破 哲三君 | 野間 友一君 |
| 村山 達雄君 | 自見庄三郎君 |
| 北村 直人君 | 愛野興一郎君 |
| 自見庄三郎君 | 村山 達雄君 |
| 鈴木 宗男君 | 渡部 恒三君 |
| 松田 九郎君 | 村田敬次郎君 |
| 池端 清一君 | 辻 一彦君  |
| 小林 恒人君 | 上原 康助君 |
| 井上 和久君 | 井上 一成君 |
| 柴田 睦夫君 | 大久保直彦君 |
| 野間 友一君 | 金子 満広君 |
| 自見庄三郎君 | 不破 哲三君 |
| 愛野興一郎君 | 野間 友一君 |
| 村山 達雄君 | 村田敬次郎君 |
| 渡部 恒三君 | 辻 一彦君  |
| 村田敬次郎君 | 上原 康助君 |
| 辻 一彦君  | 井上 一成君 |
| 井上 和久君 | 大久保直彦君 |
| 柴田 睦夫君 | 金子 満広君 |
| 野間 友一君 | 不破 哲三君 |

一、去る四日、議長において、次のとおり予算委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

- | 予算委員   | 補欠     |
|--------|--------|
| 愛野興一郎君 | 北村 直人君 |
| 村田敬次郎君 | 松田 九郎君 |
| 渡部 恒三君 | 鈴木 宗男君 |
| 井上 一成君 | 山下八洲夫君 |
| 上原 康助君 | 小林 恒人君 |
| 辻 一彦君  | 池端 清一君 |
| 大久保直彦君 | 井上 和久君 |
| 金子 満広君 | 柴田 睦夫君 |
| 不破 哲三君 | 野間 友一君 |
| 村山 達雄君 | 自見庄三郎君 |
| 北村 直人君 | 愛野興一郎君 |
| 自見庄三郎君 | 村山 達雄君 |
| 鈴木 宗男君 | 渡部 恒三君 |
| 松田 九郎君 | 村田敬次郎君 |
| 池端 清一君 | 辻 一彦君  |
| 小林 恒人君 | 上原 康助君 |
| 井上 和久君 | 井上 一成君 |
| 柴田 睦夫君 | 大久保直彦君 |
| 野間 友一君 | 金子 満広君 |
| 自見庄三郎君 | 不破 哲三君 |
| 愛野興一郎君 | 野間 友一君 |
| 村山 達雄君 | 村田敬次郎君 |
| 渡部 恒三君 | 辻 一彦君  |
| 村田敬次郎君 | 上原 康助君 |
| 辻 一彦君  | 井上 一成君 |
| 井上 和久君 | 大久保直彦君 |
| 柴田 睦夫君 | 金子 満広君 |
| 野間 友一君 | 不破 哲三君 |

一、去る四日、議長において、次のとおり予算委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

- | 予算委員   | 補欠     |
|--------|--------|
| 愛野興一郎君 | 北村 直人君 |
| 村田敬次郎君 | 松田 九郎君 |
| 渡部 恒三君 | 鈴木 宗男君 |
| 井上 一成君 | 山下八洲夫君 |
| 上原 康助君 | 小林 恒人君 |
| 辻 一彦君  | 池端 清一君 |
| 大久保直彦君 | 井上 和久君 |
| 金子 満広君 | 柴田 睦夫君 |
| 不破 哲三君 | 野間 友一君 |
| 村山 達雄君 | 自見庄三郎君 |
| 北村 直人君 | 愛野興一郎君 |
| 自見庄三郎君 | 村山 達雄君 |
| 鈴木 宗男君 | 渡部 恒三君 |
| 松田 九郎君 | 村田敬次郎君 |
| 池端 清一君 | 辻 一彦君  |
| 小林 恒人君 | 上原 康助君 |
| 井上 和久君 | 井上 一成君 |
| 柴田 睦夫君 | 大久保直彦君 |
| 野間 友一君 | 金子 満広君 |
| 自見庄三郎君 | 不破 哲三君 |
| 愛野興一郎君 | 野間 友一君 |
| 村山 達雄君 | 村田敬次郎君 |
| 渡部 恒三君 | 辻 一彦君  |
| 村田敬次郎君 | 上原 康助君 |
| 辻 一彦君  | 井上 一成君 |
| 井上 和久君 | 大久保直彦君 |
| 柴田 睦夫君 | 金子 満広君 |
| 野間 友一君 | 不破 哲三君 |

一、去る四日、議長において、次のとおり予算委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

- | 予算委員   | 補欠     |
|--------|--------|
| 愛野興一郎君 | 北村 直人君 |
| 村田敬次郎君 | 松田 九郎君 |
| 渡部 恒三君 | 鈴木 宗男君 |
| 井上 一成君 | 山下八洲夫君 |
| 上原 康助君 | 小林 恒人君 |
| 辻 一彦君  | 池端 清一君 |
| 大久保直彦君 | 井上 和久君 |
| 金子 満広君 | 柴田 睦夫君 |
| 不破 哲三君 | 野間 友一君 |
| 村山 達雄君 | 自見庄三郎君 |
| 北村 直人君 | 愛野興一郎君 |
| 自見庄三郎君 | 村山 達雄君 |
| 鈴木 宗男君 | 渡部 恒三君 |
| 松田 九郎君 | 村田敬次郎君 |
| 池端 清一君 | 辻 一彦君  |
| 小林 恒人君 | 上原 康助君 |
| 井上 和久君 | 井上 一成君 |
| 柴田 睦夫君 | 大久保直彦君 |
| 野間 友一君 | 金子 満広君 |
| 自見庄三郎君 | 不破 哲三君 |
| 愛野興一郎君 | 野間 友一君 |
| 村山 達雄君 | 村田敬次郎君 |
| 渡部 恒三君 | 辻 一彦君  |
| 村田敬次郎君 | 上原 康助君 |
| 辻 一彦君  | 井上 一成君 |
| 井上 和久君 | 大久保直彦君 |
| 柴田 睦夫君 | 金子 満広君 |
| 野間 友一君 | 不破 哲三君 |

一、去る四日、議長において、次のとおり予算委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

昭和三十三年度特別会計暫定予算  
昭和三十三年度政府関係機関暫定予算  
(議案通知書受領)  
一、去る五日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
昭和三十三年度一般会計暫定予算  
昭和三十三年度特別会計暫定予算  
昭和三十三年度政府関係機関暫定予算  
一、去る七日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
昭和三十三年度一般会計予算  
昭和三十三年度特別会計予算  
昭和三十三年度政府関係機関予算  
(質問書提出)  
一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。  
血液製剤によるエイズ感染に関する質問主意書(菅川昭三君提出)  
沿岸漁場整備開発事業の実施に当たつての構造物設計指針に定められたコンクリートの抗張力強度に関する質問主意書(竹内猛君提出)  
一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。  
税制改革に関する質問主意書(青山丘君提出)  
(答弁書受領)  
一、去る五日、内閣から次の答弁書を受領した。  
衆議院議員新村勝雄君提出ごみ焼却施設整備の適正化に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員寺前輝君提出血友病患者のエイズ感染による薬害補償に関する質問に対する答弁書  
ごみ焼却施設整備の適正化に関する質問主意書  
右の質問主意書を提出する。  
昭和三十三年度三月十八日  
提出者 新村 勝雄  
衆議院議長 原 健三郎殿



ごみ焼却施設整備の適正化に関する質問主意書

市町村におけるごみ処理経費は近年著しく増加の傾向を示し財政を圧迫する要因となり、又その運営は環境汚染の深刻な問題を提起している。

これが解決の方途としては、分別収集による処理量の減量化、業務の合理化、適正規模による焼却施設の整備等が必要となっている。

総務庁は、昭和六十二年六月厚生省に対し、ごみ焼却施設整備の適正化について勧告を行った。以下、千葉市三角町清掃工場新設問題に即しつつ、次の間にお答え願いたい。

一 総務庁の勧告は、「施設整備計画の策定に当たり、計画処理量の将来推計をより綿密に行うよう市町村を指導するとともに、都道府県の事前審査段階を含め、規模算定にも重点を置き施設整備計画に対する審査を徹底すること。」と言っているが、県及び市に対し、いかなる指導を行ったか。

二 昭和六十二年八月六日付衛環第一二二号による都道府県主官部局長宛の厚生省生活衛生局環境整備課長名の、「昭和六十三年度廃棄物処理施設整備計画書の提出について」と題する文書によれば、都道府県における整備計画の審査に係る判断基準の中に、「補助事業の円滑な遂行を図るため必要に応じ施設整備に対する関係住民の了解が得られていること」とあるが、本案の場合、住民の了解が得られていると判断した根拠は何か。

三 総務庁勧告は、「分別収集によるごみの減量化及び資源化、有効利用を地域の実情を踏まえつつ更に推進することが必要となっている。」としているが、国庫補助の支出に併せて収集、処理方法について強力に指導すべきではないか。所見を伺いたい。

四 総務庁は、ダイオキシシン等についても必要な監視を行うことを勧告しているが、厚生省は環境アセスメントにこれを含めているか。

昭和六十三年四月十二日 衆議院会議録第十四号

朗読を省略した議長の報告

五 先進諸国では、ダイオキシシン排出規制のガイドラインを定めているときどき、厚生省は至急対策を考へるべきであると思うがどうか。右質問する。

内閣衆質二二第一七号  
昭和六十三年四月五日

衆議院議長 原 健三郎殿  
内閣総理大臣 竹下 登

衆議院議員新村勝雄君提出ごみ焼却施設整備の適正化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕  
衆議院議員新村勝雄君提出ごみ焼却施設整備の適正化に関する質問に対する答弁書

一 について

昭和六十三年一月二十一日に開催された全国衛生主管部局長会議等を通じ、本勧告の趣旨を踏まえ、ごみ焼却施設整備の適正化の徹底を図るよう、都道府県及び市町村に対し指導を行った。

二 について

本案の場合については、千葉市から提出された昭和六十三年度ごみ処理施設整備計画書に關係自治会等の同意書が添付されており、これにより關係住民の了解が得られていると判断したものである。

三 について

地域の実情を踏まえつつ、分別収集によるごみの減量化及び資源化・有効利用が適正に実施されるよう、都道府県及び市町村を指導してまいりたい。

四及び五について

ごみの焼却処理に伴う一般住民等へのダイオキシシン等の影響については、昭和五十九年五月の「廃棄物処理に係るダイオキシシン等専門家会議」の報告によれば、現段階では健康影響が見いだせないレベルであるとされており、ごみ焼却施設及びその周辺におけるダイオキシシン等の測定結果を取りまとめた昭和五十九年度「微量有害物質環境汚染緊急実態調査結果」もこれを裏付けるものとなっている。なお、昭和六十二年十二月に環境庁から発表された一般環境大気中におけるダイオキシシン等についての「昭和六十二年年度未規制大気汚染物質モニタリング調査結果」においては、既存の知見から判断すると問題となるレベルではないとされている。

したがって、厚生省としては、ごみ焼却施設整備に伴う環境汚染の未然防止対策についての事前評価に際し、特にダイオキシシン等について調査するよう指導していないが、ごみ焼却施設からのダイオキシシン等の排出実態、発生メカニズム等について引き続き調査研究を実施する等、今後とも知見の集積に努めてまいりたい。

血友病患者のエイズ感染による薬害補償に関する質問主意書

提出者 寺前 巖  
昭和六十三年三月二十五日

衆議院議長 原 健三郎殿  
血友病患者のエイズ感染による薬害補償に関する質問主意書

血友病患者のエイズ感染問題については、最近の国会質疑及びマスコミの報道等によっても、昨年九月私が提出した質問主意書で指摘したように、「日本政府は、エイズ混入血液製剤の輸入停止及び医療現場からの回収もしないままアメリカより遅れること二年間、一九八五年まで加熱処理製剤の認可を放置してきたこと」、「安全な血液対策を怠ってきた政府の責任は明確」になりつつある。

しかし、政府は「血液凝固因子製剤によつてエイズに感染した」ことは認めるが、薬害として医薬品の製造許可・承認したという責任、また危険を排除するための回収等をしなかつたという責任を認めず、「不可抗力であつたとして」「政治的救済」ですまそうとしている。

この政府の政治姿勢に対して、血友病でエイズに感染した小学生をもつ母親の方から、「治療に使つた製剤で感染したのにどうして薬害ではないのでしょうか。これ以上ひどい話はありません。国はもつと患者のことを真剣に考えて下さい。血友病のエイズ感染を薬害と認め、国は補償してください。それが私達に答える唯一の道です」と、竹下総理の政治救済発言に対する怒り、薬害としての国とメーカーの責任、そして血友病患者の事情が寄せられている。

日本共産党は、「汚染血液製剤による感染の責任は、輸入血液製剤に依存して安全な血液製剤の国産化に背をむけつづけてきた自民党政府にあります」(六十二年七月、エイズに対する不安をどうとりのぞくか)と政府の責任を厳しく指摘し、「政府が緊急にとりくまなければならないのは、国の責任でこの人たちの健康管理、生活保障をおこなうことです」と主張してきた。

国は薬害の予見ができたにもかかわらず、「医薬品の有効性と安全性の確保」をせず、製剤の検査や使用者の追跡調査・汚染製剤の回収等の薬務行政をおろそかにしてきたことは重大であり、血友病患者の生命と生活を守るための完全な救済は緊急を要すると考へる。

従つて、次の事項について質問する。

一 血液製剤によるエイズ感染の予知問題について  
厚生省は、六十年五月にエイズと認定した血友病患者をすでに五十八年六月当時認知していたが「証拠不十分」として認定しなかつたし、また五十九年六月に米国でエイズの感染判定をしていたにもかかわらず認定を遅らせ、結局六十年五月の加熱製剤認可まで黙認し血友病患者のエイズ感染の拡大をまねいた。厚生省の責任は重大である。そこで次の点を伺いたい。

五六九

昭和六十三年四月十二日 衆議院會議録第十四号

朗読を省略した議長長の報告

五七〇

1 日本で非加熱血液製剤によるエイズ感染の恐れがあると厚生省が認知したのは、五十八年六月ごろ発表された症例によるといわれるが、それは何処の大学の患者で、どんな症例であったのか。

2 厚生省エイズ研究班は、五十八年七月「帝京大の例」を「証拠不十分」としてエイズ認定しなかつたが、それはどんな患者であつたのか。認定しなかつた具体的理由は何か。

3 厚生省は、六十年五月帝京大の二名の血友病患者をエイズと認定したが、それはどんな患者であつたか。また何を根拠にエイズと認定したのか。

4 五十九年十一月東京の血友病治療国際シンポジウムで安部英帝京大副学長は、「二名の日本人の血友病のエイズ感染」を明らかにしており、第一の患者は四十八歳の男性で血友病Bをもち五十八年六月死亡している。第二の患者は六十二歳の男性で血友病Aをもち五十九年十一月死亡していると報告している。このことを厚生省は承知していたか。

5 同シンポジウムで安部副学長は、「血友病患者でのエイズは血液製剤により感染する」特に血友病におけるエイズの発現は日本の行政当局の関心をひいた」と明確に述べるとともに、五十九年六月に二人の患者のエイズ判定を依頼した「米国立がん研究所のギャロ博士の価値ある協力に大変感謝している」としているが、厚生省は承知していたか。

二 カッター社のB型肝炎ウイルス混入問題について  
昨年十二月カッター社製の加熱濃縮製剤にB型肝炎ウイルスが混入していたことで、厚生省

はカッター社にプールプラズマの検査及び使用患者の追跡調査を指示したりえで、薬事法第五十六条違反で処分し、感染患者への補償を指導した。そこで次の点を伺いたい。

1 カッター社に対して、何を根拠にプールプラズマの検査及び使用患者の追跡を指示したのか。

2 カッター社の場合は厚生省がプールプラズマの検査及び使用患者の追跡調査を指示しているが、ならばどうして非加熱濃縮製剤にエイズウイルスの混入を認知したとき、同様の措置及び製造輸入の停止・回収等の措置がとられなかつたのか。

3 エイズウイルスの抗体検査法は、五十九年五月許可されており、安部副学長も判定を依頼している。かたやB型肝炎ウイルスはカッター社が製品検査をしたがマイナスで国立研究所でもマイナスになり、米国マイルスのサンプルテストでプラスを確認した。それではカッター社はB型肝炎ウイルスの混入で薬事法違反で補償を命ぜられ、かたやエイズウイルスが混入していたにもかかわらず何の責任も問われないのは問題ではないか。

4 加熱濃縮製剤にウイルスが混入していた事実は、信用しきつていた患者家族の信頼を著しく損ねたが、問題は、原料血液の検査及び加熱処理方法であり、さらに輸入時にもプール血液の検査がやられていなかったことにある。従つて、安全な血液製剤の国産化を基本にしなが、原料血液及び輸入時のプール血液のHBs抗原検査を行い、乾燥加熱方式から信頼性の高い液状加熱方式に早急に切り換えるよう指導すべきではないか。

三 血友病患者の薬害補償による完全救済について

サリドマイド裁判やスモン訴訟の教訓から五十四年「薬事二法」を成立させ、薬事法の第一条の目的に「医薬品の品質、有効性及び安全性を確保すること」を規定し、医薬品の製造又は輸入の承認基準や厚生大臣の緊急命令、回収、承認の取消等の監督権限を盛り込み、万やむをえず発生した被害に対しては「救済基金」をあてることにした。そこで次の点を伺いたい。

1 いま問題になつている血液製剤による血友病患者のエイズ感染は、この「医薬品の有効性と安全性の確保」に反して、責任を回避するため予見可能性を認めず、承認の取消や回収等の責任をとらないなど、これまでの薬害訴訟の教訓や法改正の趣旨を生かしていないではないか。

2 血友病患者の母親の訴えにもあるように、メーカーと国の責任を棚上げして不可抗力だと称して、政治救済などではなく、輸入血液製剤に依存して安全な血液製剤の国産化に背をむけてきた政府の責任をとり、患者に対する健康管理、生活保障をふくむ完全な救済を行うべきではないか。

また、完全救済を行うために汚染血液製剤の供給及び使用の実態調査を行うべきではないか。

3 スモンの賠償は、国の三分の一、メーカーの三分の二の責任というところで、賠償一時金、健康管理手当、遺族弔慰金、介護費用などを支払っているが、エイズ感染者に対して十分な救済内容を検討すべきではないか。全国へモフィリア友の会は「血友病患者のエ

イズ感染は明白な薬害であり、国・製薬会社による責任ある完全救済」を求めており、これに答えるべきではないか。右質問する。

内閣衆質一―二第二〇号

昭和六十三年四月五日

内閣総理大臣 竹下 登

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員寺前巖君提出血友病患者のエイズ感染による薬害補償に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員寺前巖君提出血友病患者のエイズ感染による薬害補償に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

昭和五十八年六月に発足した厚生省の後天性免疫不全症候群(AIDS)の実態把握に関する研究班において、非加熱血液製剤によるエイズ感染の疑いがあるものとして一症例(帝京大学の症例)が報告されたが、検討の結果、同年八月、ステロイド投与による可能性もあるとして、疑似ないし非典型的と決定された。

一の3について

昭和六十年五月に帝京大学から厚生省エイズ調査検討委員会に提出された症例は、四十八歳で亡くなった血友病の男性及び六十二歳で亡くなった血友病の男性であつたが、委員会に提出された資料を専門家が総合的に判断してエイズであると認定したものである。なお、このうち四十八歳で亡くなった症例は、後天性免疫不全症候群(AIDS)の実態把握に関する研究班で

検討され、昭和五十八年八月に類似ないし非典型的と決定された症例であるが、新たにエイズウイルスの抗体検査の結果が提出されたことから、当時の最新の知見に照らして、エイズと認定したものである。

一、4及び5については、御指摘のシンポジウムにおいて安部副学長が行った報告については、厚生省としては承知してはなかつた。

二、1については、カッター・ジャパン株式会社より、同社が輸入した特定ロットの血液凝固第Ⅷ因子製剤の投与によると考えられる肝炎症例が報告され、当該ロット製品との関連が推定されたことから、原因解明等のため指示したものである。

二、2及び3については、カッター・ジャパン株式会社の場合は、採血の際HBs抗原検査を行い、陽性の血液を排除することによつて、B型肝炎ウイルスの混入を防止できる方法が確立しており、かつ、肝炎の発症に関連する製品が相当程度特定できたことから、追跡調査及び行政処分という措置を採つたものである。

一方、血液凝固因子製剤によるエイズ感染の場合には、エイズウイルスの混入を確認する方法がなく、また、感染から発症までの期間が数年に及ぶことから、原因となる製品を特定することが困難であつたこと等事情が異なる。

二、4については、血液凝固因子製剤については、採血時のみならずプール血漿についてもHBs抗原検査を行うよう指示しているところであり、また、関係企業には、ウイルス不活化効率のより高い製品

の開発を指導しているところである。

三、1については、血液凝固因子製剤の安全性の確保については、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の趣旨を踏まえ、その時点における科学技術の水準に照らし、最善の努力を尽くしてきたところである。

三、2及び3については、血液凝固因子製剤によるエイズ感染者のための対策については、国において発症予防・治療研究事業及び相談事業を行うこととし、必要額を昭和六十三年度予算に計上している。さらに、ほかにもどのような対策が考えられるか検討を行っているところである。

恩給法等の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。

昭和六十三年二月二日  
内閣総理大臣 竹下 登

恩給法等の一部を改正する法律  
(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

- 別表第二号表中「四、五五四、〇〇〇円」を「四、六一一、〇〇〇円」に、「三、七九四、〇〇〇円」を「三、八四一、〇〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、一六五、〇〇〇円」に、「二、四七二、〇〇〇円」を「二、五〇三、〇〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改める。

六、〇〇〇円」に、「一、六一七、〇〇〇円」を「一、六三七、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「四、八四四、〇〇〇円」を「四、九〇五、〇〇〇円」に、「四、〇一九、〇〇〇円」を「四、〇六九、〇〇〇円」に、「三、四八八、〇〇〇円」を「三、四九一、〇〇〇円」に、「二、八三三、〇〇〇円」を「二、八六八、〇〇〇円」に、「二、二七二、〇〇〇円」を「二、三〇〇、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「四、二七六、二〇〇円」を「四、三二九、七〇〇円」に、「三、九五〇、二〇〇円」を「三、九九九、六〇〇円」に、「三、七八八、八〇〇円」を「三、八三三、一〇〇円」に、「三、六五五、四〇〇円」を「三、七〇一、一〇〇円」に、「二、五七九、一〇〇円」を「二、六一一、三〇〇円」に、「二、四九九、五〇〇円」を「二、四九〇、二〇〇円」に、「二、二二七、七〇〇円」を「二、二四五、四〇〇円」に、「二、一八二、三〇〇円」を「二、一八三、五〇〇円」に、「一、七四三、四〇〇円」を「一、七六五、二〇〇円」に、「一、六三〇、〇〇〇円」を「一、六五〇、四〇〇円」に、「一、五八五、〇〇〇円」を「一、六〇四、八〇〇円」に、「一、五三八、七〇〇円」を「一、五五七、九〇〇円」に、「一、三三三、五〇〇円」を「一、三三二、一〇〇円」に、「一、二二七、一〇〇円」を「一、二〇二、一〇〇円」に、「一、一五九、九〇〇円」を「一、一七四、四〇〇円」に、「一、一三〇、三〇〇円」を「一、一四四、四〇〇円」に、「一、一〇三、九〇〇円」を「一、一一七、七〇〇円」に、「一、〇九一、三〇〇円」を「一、〇九一、三〇〇円」に、「一、〇四八、七〇〇円」を「一、〇四八、七〇〇円」に改める。

恩給法等の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十七条ただし書中「百四十四万三千円」を「百四十六万千円」に、「百十二万二千円」を「百十三万六千円」に改める。  
附則別表第一を次のように改める。

昭和六十三年四月十二日 衆議院會議録第十四号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

附則別表第一(附則第十三条関係)

階 級	仮 定 俸 給 年 額
大將	六、二六一、八〇〇円
中將	五、五八〇、七〇〇円
少將	四、四三三、四〇〇円
大佐	三、八三三、一〇〇円
中佐	三、六六七、八〇〇円
少佐	二、八六六、四〇〇円
大尉	二、四二七、一〇〇円
中尉	一、九二七、七〇〇円
少尉	一、六五〇、四〇〇円
准士官	一、五二一、六〇〇円
曹長又は上等兵曹	一、二五四、二〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一、一七四、四〇〇円
伍長又は二等兵曹	一、一四四、四〇〇円
兵	一、〇四八、七〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中一、四七六、〇〇〇円を「一、四九四、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中一、三四一、〇〇〇円を「一、三五八、〇〇〇円」と、「一、〇七六、〇〇〇円」

を「一、〇八九、〇〇〇円」と、「八六五、〇〇〇円」を「八七六、〇〇〇円」と、「七六五、〇〇〇円」

を「七七五、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
六、二六一、八〇〇円	六、一一一、〇〇〇円
五、五八〇、七〇〇円	五、四七九、九〇〇円
四、四三三、四〇〇円	四、三三九、七〇〇円
三、八三三、一〇〇円	三、七〇一、一〇〇円

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
三、六六七、八〇〇円	三、四九八、〇〇〇円
二、八六六、四〇〇円	二、七六五、三〇〇円
二、四二七、一〇〇円	二、二四五、四〇〇円
一、九二七、七〇〇円	一、七六五、二〇〇円
一、六五〇、四〇〇円	一、五五七、九〇〇円
一、五二一、六〇〇円	一、三七一、一〇〇円
一、二五四、二〇〇円	一、一四四、四〇〇円
一、一七四、四〇〇円	一、〇九一、三〇〇円
一、一四四、四〇〇円	一、〇四八、七〇〇円
一、〇四八、七〇〇円	九二三、九〇〇円
六、二六一、八〇〇円	六、七三一、四〇〇円
五、五八〇、七〇〇円	六、〇〇四、五〇〇円
四、四三三、四〇〇円	五、〇八一、三〇〇円
三、八三三、一〇〇円	四、四三三、四〇〇円
三、六六七、八〇〇円	四、一六五、二〇〇円
二、八六六、四〇〇円	三、三二四、五〇〇円
二、四二七、一〇〇円	二、七六五、三〇〇円
一、九二七、七〇〇円	二、二〇三、五〇〇円
一、六五〇、四〇〇円	一、九二七、七〇〇円
一、五二一、六〇〇円	一、七四一、〇〇〇円
一、二五四、二〇〇円	一、四一七、九〇〇円
一、一七四、四〇〇円	一、三三〇、二〇〇円
一、一四四、四〇〇円	一、二八八、四〇〇円
一、〇四八、七〇〇円	一、一七四、四〇〇円

附則別表第七(附則第十三条関係)

仮定 俸 給 年 額	金 額
二、四二七、一〇〇円	二、六一一、三〇〇円
一、九二七、七〇〇円	二、〇八二、五〇〇円
一、六五〇、四〇〇円	一、八三五、〇〇〇円
一、五二一、六〇〇円	一、六五〇、四〇〇円

附則別表第八(附則第十三条関係)

仮定 俸 給 年 額	金 額
二、四二七、一〇〇円	三、〇〇九、六〇〇円
一、九二七、七〇〇円	二、三六七、一〇〇円
一、六五〇、四〇〇円	二、一三三、五〇〇円
一、五二一、六〇〇円	一、九二七、七〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百二十二万二千円」を「百十三万六千円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「昭和六十一年四月分」を「昭和六十三年四月分」に改め、同項の表中「八九六、九〇〇円」を「九〇八、一〇〇円」に、「六七二、七〇〇円」を「六八一、一〇〇円」に、「五三八、一〇〇円」を「五四四、九〇〇円」に、「四四八、五〇〇円」を「四五四、一〇〇円」に、「六二七、二〇〇円」を「六三五、〇〇〇円」に、「四七〇、四〇〇円」を「四七六、三〇〇円」に、「三七六、三〇〇円」を「三八一、〇〇〇円」に、「三

一三、六〇〇円」を「三二七、五〇〇円」に改め、同条第四項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表中「三、四七一、五〇〇円」を「三、五一四、九〇〇円」に、「二、八九五、六〇〇円」を「二、九三二、八〇〇円」に、「一、三九三、一〇〇円」を「二、四三三、〇〇〇円」に、「一、八九六、八〇〇円」を「一、九二〇、五〇〇円」に、「一、五四二、六〇〇円」を「一、五六一、九〇〇円」に、「一、二四九、九〇〇円」を「一、二六五、五〇〇円」に、「一、一三六、四〇〇円」を「一、一五〇、六〇〇円」に、「一、〇三四、四〇〇円」を「一、〇四七、三〇〇円」に、「八三二、六〇〇円」を「八四二、〇〇〇円」に、「六七二、九〇〇円」を「六八〇、三〇〇円」に、「五九一、一〇〇円」を「五九八、五〇〇円」に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第二項中「三十一万三千六百円」を「三十一万七千五百円」に、「二十三万五千二百円」を「二十三万八千五百円」に改める。

附則

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(文官等の恩給年額の改定)

第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第百五十五号」という)附則第十条第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という)を除く。若しくは公務員に準ずる者(同項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という)を除く)又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和六十三年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第百五十五号附則その他恩給に関する法令を含む)附則第八条において同じ)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(傷病恩給に関する経過措置)

第三条 増加恩給(第七項の増加恩給を除く)については、昭和六十三年四月分以降、その年額(恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く)を、改正後の恩給法第六十五条第一項に規定する年額に改定する。

第四条 昭和六十三年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前の例による。

第五条 第七項の増加恩給については、昭和六十三年四月分以降、その年額(法律第百五十五号附則第二十二条第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項に規定する年額に改定する。

第六条 傷病年金については、昭和六十三年四月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項に規定する年額に改定する。

第七条 特例傷病恩給については、昭和六十三年四月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)以下「法律第八十一号」という)附則第十三条第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く)を、改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項に規定する年額に改定する。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第八条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和六十三年四月分以降、その年額を、改正後の法律第百五十五号附則表第一の仮定俸給年額(法律第百五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則表第六の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三条第四項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあつては、改正後の法律第百五十五号附則表第八)の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

昭和六十三年四月十二日 衆議院會議録第十四号

恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(傷病者遺族特別年金に関する経過措置)

第九条 傷病者遺族特別年金については、昭和六十三年四月分以降、その年額を、改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)附則第十五条の規定によつて算出して得た年額に改正する。

(職権改定)

第十条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

(恩給年額の改定の場合の端数計算)

第十一条 この法律の附則の規定により恩給年額

附則別表(附則第二条関係)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	改定年額
九二二、五〇〇円	九二二、五〇〇円
九五三、〇〇〇円	九五三、〇〇〇円
九九四、七〇〇円	九九四、七〇〇円
一、〇三五、八〇〇円	一、〇三七、一〇〇円
一、〇七七、八〇〇円	一、〇四八、七〇〇円
一、一〇三、九〇〇円	一、〇九一、三〇〇円
一、一三〇、三〇〇円	一、一七七、七〇〇円
一、一五九、九〇〇円	一、一四四、四〇〇円
一、二〇二、一〇〇円	一、一七四、四〇〇円
一、二三八、七〇〇円	一、二二七、一〇〇円
一、二七二、五〇〇円	一、二五四、二〇〇円
一、三二二、八〇〇円	一、二八八、四〇〇円
一、三三三、八〇〇円	一、三三〇、二〇〇円
一、三五五、二〇〇円	一、三三〇、二〇〇円
一、四〇〇、四〇〇円	一、三七二、一〇〇円
一、四四五、九〇〇円	一、四一七、九〇〇円
一、五〇二、八〇〇円	一、四六四、〇〇〇円
	一、五二一、六〇〇円

を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十二条 昭和六十三年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第八条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

一、五三八、七〇〇円	一、五五七、九〇〇円
一、五八五、〇〇〇円	一、六〇四、八〇〇円
一、六三〇、〇〇〇円	一、六五〇、四〇〇円
一、七一九、五〇〇円	一、七四一、〇〇〇円
一、七四三、四〇〇円	一、七六五、二〇〇円
一、八一、三〇〇円	一、八三五、〇〇〇円
一、九〇三、九〇〇円	一、九二七、七〇〇円
二、〇〇五、一〇〇円	二、〇三〇、二〇〇円
二、〇五六、八〇〇円	二、〇八二、五〇〇円
二、一〇六、二〇〇円	二、一三二、五〇〇円
二、一七六、三〇〇円	二、二〇三、五〇〇円
二、二一七、七〇〇円	二、二四五、四〇〇円
二、三三七、九〇〇円	二、三六七、一〇〇円
二、三九七、一〇〇円	二、四二七、一〇〇円
二、四五九、五〇〇円	二、四九〇、二〇〇円
二、五七九、一〇〇円	二、六一一、三〇〇円
二、六九九、八〇〇円	二、七三三、五〇〇円
二、七三一、二〇〇円	二、七六五、三〇〇円
二、八三一、〇〇〇円	二、八六六、四〇〇円
二、九七二、四〇〇円	三、〇〇九、六〇〇円
三、一一二、四〇〇円	三、一五一、三〇〇円
三、一九九、一〇〇円	三、二二九、一〇〇円
三、二八三、五〇〇円	三、三二四、五〇〇円
三、四五四、八〇〇円	三、四九八、〇〇〇円
三、六二二、五〇〇円	三、六六七、八〇〇円
三、六五五、四〇〇円	三、七〇一、一〇〇円



三、七八五、八〇〇円	三、八三三、一〇〇円
三、九五〇、二〇〇円	三、九九九、六〇〇円
四、一一三、八〇〇円	四、一六五、二〇〇円
四、二七六、二〇〇円	四、三二九、七〇〇円
四、三七八、七〇〇円	四、四三三、四〇〇円
四、四八八、〇〇〇円	四、五四四、一〇〇円
四、六九八、五〇〇円	四、七五七、二〇〇円
四、九一一、三〇〇円	四、九七二、七〇〇円
五、〇一八、六〇〇円	五、〇八一、三〇〇円
五、一一〇、三〇〇円	五、一八四、三〇〇円
五、三三三、二〇〇円	五、三八八、七〇〇円
五、四二二、二〇〇円	五、四七九、九〇〇円
五、五一一、八〇〇円	五、五八〇、七〇〇円
五、六八七、九〇〇円	五、七五九、〇〇〇円
五、八六五、七〇〇円	五、九三九、〇〇〇円
五、八九九、〇〇〇円	五、九七二、七〇〇円
五、九三〇、四〇〇円	六、〇〇四、五〇〇円
五、九六一、九〇〇円	六、〇三六、四〇〇円
六、〇三五、六〇〇円	六、一一一、〇〇〇円
六、一八四、五〇〇円	六、二六一、八〇〇円
六、三三三、五〇〇円	六、四一一、七〇〇円
六、四〇七、二〇〇円	六、四八七、三〇〇円
六、四八二、七〇〇円	六、五六三、七〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が九一二、五〇〇円未満の場合又は六、四八二、七〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇二二五を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、仮定俸給年額とする。

昭和六十三年四月十二日 衆議院会議録第十四号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

理由  
最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額、普通恩給等の最低保障額等の引上げを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
一 議案の目的及び要旨  
本案は、昭和六十二年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総合勘案し、恩給の年額及び各種最低保障額を増額

(1) 普通恩給の最低保障額

区分	現在職年数		現行年額		昭和六十三年四月改定年額	
	最短恩給年限以上	九年以上	最短恩給年限以上	九年以上	最短恩給年限以上	九年以上
六十五歳以上の者	九年以上最短恩給年限未満	六年以上九年未満	八九六、九〇〇円	九〇八、一〇〇円	八九六、九〇〇円	九〇八、一〇〇円
	六年以上九年未満	六年未満	六七二、七〇〇円	六八一、一〇〇円	六七二、七〇〇円	六八一、一〇〇円
六十五歳未満の者(傷病恩給受給者を除く)	九年以上	六年以上九年未満	五三八、一〇〇円	五四四、九〇〇円	五三八、一〇〇円	五四四、九〇〇円
	六年以上九年未満	六年未満	四四八、五〇〇円	四五四、一〇〇円	四四八、五〇〇円	四五四、一〇〇円
六十五歳未満の傷病恩給受給者	九年以上	六年以上九年未満	六七二、七〇〇円	六八一、一〇〇円	六七二、七〇〇円	六八一、一〇〇円
	六年以上九年未満	六年未満	五三八、一〇〇円	五四四、九〇〇円	五三八、一〇〇円	五四四、九〇〇円

(2) 普通扶助料の最低保障額

実在職年数	現行年額	昭和六十三年四月改定年額
最短恩給年限以上	六二七、二〇〇円	六三五、〇〇〇円
九年以上最短恩給年限未満	四七〇、四〇〇円	四七六、三〇〇円
六年以上九年未満	三七六、三〇〇円	三八一、〇〇〇円
六年未満	三二三、六〇〇円	三一七、五〇〇円

し、恩給受給者に対する処遇の適正な充実を図らうとするもので、その要旨は次のとおりである。  
1 恩給年額の増額  
(一) 仮定俸給の引上げ  
恩給年額の計算基礎となる仮定俸給年額を、昭和六十三年四月分以降、一・二五%引き上げること。  
(二) 普通恩給等の最低保障額の増額  
普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、次表のとおり引き上げること。

昭和六十三年四月十二日 衆議院会議録第十四号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(三) 公務関係扶助料の最低保障額の増額  
公務扶助料、増加非公死扶助料及び特例扶助料の遺族加算(年額十萬四百円)を含めた最低保障額を、次表のとおり引き上げること。

区 分	現 行 年 額	昭和六十三年四月改定年額
公務扶助料	一、五四三、四〇〇円	一、五六一、四〇〇円
増加非公死扶助料	一、二二三、四〇〇円	一、二三六、四〇〇円
特例扶助料		

(四) 傷病恩給の基本年額の増額  
傷病恩給の基本年額を、次表のとおり引き上げること。

区 分	現 行 年 額	昭和六十三年四月改定年額
第一項症	四、五五四、〇〇〇円	四、六一一、〇〇〇円
第二項症	三、七九四、〇〇〇円	三、八四一、〇〇〇円
第三項症	三、一二六、〇〇〇円	三、一六五、〇〇〇円
第四項症	二、四七二、〇〇〇円	二、五〇三、〇〇〇円
第五項症	二、〇〇一、〇〇〇円	二、〇二六、〇〇〇円
第六項症	一、六一七、〇〇〇円	一、六三七、〇〇〇円
第七項症	一、四七六、〇〇〇円	一、四九四、〇〇〇円

(2) 傷病年金

区 分	現 行 年 額	昭和六十三年四月改定年額
第一款症	一、三四一、〇〇〇円	一、三五八、〇〇〇円
第二款症	一、〇七六、〇〇〇円	一、〇八九、〇〇〇円
第三款症	八六五、〇〇〇円	八七六、〇〇〇円
第四款症	七六五、〇〇〇円	七七五、〇〇〇円

(3) 特例傷病恩給

増加恩給及び傷病年金に準じて引き上げること。

(四) 傷病者遺族特別年金の増額

傷病者遺族特別年金の遺族加算(年額五万七千円)を含めた額を、次表のとおり引き上げること。

区 分	現 行 年 額	昭和六十三年四月改定年額
傷病年金又は第一款症以上の特例傷病恩給受給者の遺族	三七〇、六〇〇円	三七四、五〇〇円
第二款症以下の特例傷病恩給受給者の遺族	二九二、二〇〇円	二九五、一〇〇円

二 議案の修正議決理由

本案は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当な措置と認めるが、施行期日については修正することを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和六十三年度一般会計予算に約百四十七億千七百円が計上されている。

なお、昭和六十四年度以降平年度所要額は、約百九十六億二千三百万円の見込みである。右報告する。

昭和六十三年三月三十一日

内閣委員長 竹中 修一

衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附 則

(施行期日)〇等

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、昭和六十三年四月一日から施行する。

第二条 この法律による改正後の恩給法の規定、第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)の規定、第三条の規定による改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定、第四条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十二号)の規定、

第五条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。)の規定及び第六条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。)の規定並びに附則第十一條の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

(文官等の恩給年額の改定)

第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。))附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。若しくは公務員に準ずる者(同項に規定する旧準軍人(以下「旧準軍人」という。))を除く。又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和六十三年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第百五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。附則第八條において同じ。)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

第七条 特例傷病恩給については、昭和六十三年四月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。))附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。を、改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項に規定する年額に改定する。

(傷病者遺族特別年金に關する経過措置)  
第九條 傷病者遺族特別年金については、昭和六十三年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五條の規定によつて算出して得た年額に改定する。

〔別紙〕  
恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。

- 一 恩給年額の改定については、国家補償としての恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に配慮し、今後とも現職公務員の給与水準との均衡を維持するよう努めること。
- 一 恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をするるとともに各種改善を同時期に一体化して実施するよう努めること。
- 一 恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等を図るとともに扶助料については、さらに給付水準の實質的向上を図ること。
- 一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。
- 一 外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。
- 一 戦地勤務に服した旧日赤看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰勞給付金の増額について適切な措置をとること。
- 一 公務員共済年金の職域相当部分の根拠、水準等に関する人事院の調査研究は、民間企業年金の状況等を勘案し、慎重に行うこと。
- 一 恩給資格者等の処遇について検討すること。
- 一 旧満洲国軍内の日本人軍官の処遇問題について検討すること。

昭和六十三年四月十二日 衆議院會議録第十四号

オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求めめるの件  
右  
国会に提出する。  
昭和六十三年三月四日  
内閣総理大臣 竹下 登

オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求めめるの件  
オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとする。

理由

この条約及び議定書は、それぞれ、オゾン層の保護のために国際協力の枠組みを定めること及びオゾン層を破壊するおそれのある物質の消費、生産等を規制することを内容とするものである。我が国がこの条約及び議定書を締結することは、環境の保全に關する国際協力に資する見地から有意義であると認められる。よつて、この条約及び議定書を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

オゾン層の保護のためのウィーン条約

前文

この条約の締結国は、オゾン層の変化が人の健康及び環境に有害な影響を及ぼすおそれのあることを認識し、国際連合人間環境會議の宣言の関連規定、特に、「諸国は、國際連合憲章及び國際法の諸原則に基づき、自国の資源をその環境政策に従つて開発する主権の権利を有し、及び自国の管轄又は管理の下における活動が他國の環境又は國の管轄の

外の区域の環境を害しないことを確保することに責任を有する」と規定する原則21を想起し、  
開発途上國の事情及び特別な必要を考慮し、  
國際機關及び國內機關において進められている作業及び研究、特に國際連合環境計畫のオゾン層に關する世界行動計畫に留意し、  
国内的及び國際的に既にとられてゐるオゾン層の保護のための予防措置に留意し、  
人の活動に起因するオゾン層の変化を防止するための措置は、國際的な協力及び活動を必要とすること並びに關連のある科学的及び技術的考慮に基づきべきであることを認識し、  
オゾン層及びその変化により生ずるおそれのある悪影響についての科学的知識を一層増進させるため、一層の研究及び組織的観測が必要であるとを認識し、  
オゾン層の変化により生ずる悪影響から人の健康及び環境を保護することを決意して、  
次のとおり協定した。

第一条 定義

- 1 「オゾン層」とは、大氣境界層よりも上の大氣オゾン層をいう。
- 2 「悪影響」とは、自然環境又は生物相の変化(氣候の変化を含む。)であつて、人の健康、自然の生態系及び管理された生態系の構成、回復力及び生産力又は人類に有用な物質に対し著しく有害な影響を与えるものをいう。
- 3 「代替技術」又は「代替装置」とは、その使用により、オゾン層に悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある物質の放出を削減し又は實質的に無くすことを可能にする技術又は装置をいう。
- 4 「代替物質」とは、オゾン層に対する悪影響が削減され、除去され又は回避される物質をいう。
- 5 「締結国」とは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、この条約の締結国をいう。

6 「地域的な經濟統合のための機關」とは、特定の地域の主權國家によつて構成され、この条約又はその議定書が規律する事項に關して権限を有し、かつ、その内部手続に従つてこの条約若しくはその議定書の署名、批准、受諾、承認又はこの条約若しくはその議定書への加入が正当に委任されている機關をいう。

第二条 一般的義務

- 1 締結国は、この条約及び自國が締結國であり、かつ、効力が生じている議定書に基づき、オゾン層を変化させ又は変化させるおそれのある人の活動の結果として生じ又は生ずるおそれのある悪影響から人の健康及び環境を保護するために適当な措置をとる。
- 2 締結国は、この目的のため、利用することができる手段により及び自國の能力に應じ、  
(a) 人の活動がオゾン層に及ぼす影響並びにオゾン層の変化が人の健康及び環境に及ぼす影響を一層理解し及び評価するため、組織的観測、研究及び情報交換を通じて協力する。  
(b) 自國の管轄又は管理の下における人の活動がオゾン層を変化させ又は変化させるおそれがあり、その変化により悪影響が生じ又は生ずるおそれのあることが判明した場合には、当該活動を規制し、制限し、縮小し又は防止するため、適当な立法措置又は行政措置をとる及び適当な政策の調整に協力する。  
(c) 議定書及び附屬書の採択を目的として、この条約の実施のための合意された措置、手続及び基準を定めることに協力する。  
(d) この条約及び自國が締結國である議定書を効果的に実施するため、關係國際団体と協力する。
- 3 この条約は、締結國が1及び2の措置のほか追加的な国内措置を國際法に従つてとる権利に影響を及ぼすものではなく、また、締結國により既にとられてゐる追加的な国内措置に影響

恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書  
オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求めめるの件及び同報告書

昭和六十三年四月十二日 衆議院會議録第十四号

オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

五七八

を及ぼすものではない。ただし、当該追加的な国内措置は、この条約に基づく締約国の義務に抵触するものであつてはならない。

4 この条の規定は、関連のある科学的及び技術的考慮に基づいて適用する。

第三条 研究及び組織的観測

1 締約国は、適宜、直接に又は関係国際団体を通じて次の事項並びに附属書I及び附属書IIに定める事項に関する研究及び科学的評価に着手すること並びにその実施に協力することを約束する。

(a) オゾン層に影響を及ぼす可能性のある物理学的及び化学的過程

(b) オゾン層の変化が及ぼす人の健康に対する影響その他の生物学的影響、特に、生物学的影響のある太陽紫外放射(UV-B)の変化が及ぼす影響

(c) オゾン層の変化が及ぼす気候的影響

(d) オゾン層の変化及びそれに伴うUV-Bの変化が人類に有用な天然及び合成の物質に及ぼす影響

(e) オゾン層に影響を及ぼす可能性のある物質、習慣、製法及び活動並びにこれらの累積作用

(f) 代替物質及び代替技術

(g) 関連のある社会経済問題

2 締約国は、附属書Iに定めるオゾン層の状態及び他の関連要素の組織的観測のための共同の又は相互に補完的な計画を、直接に又は関係国際団体を通じて、国内法並びに国内的及び国際的に行われている関連活動を十分に考慮して適宜推進し又は策定することを約束する。

3 締約国は、適当な世界的な資料センターを通じた研究資料及び観測資料の収集、確認及び送付が定期的かつ適時に行われることを確保するため直接に又は関係国際団体を通じて協力することを約束する。

第四条 法律、科学及び技術の分野における協力

1 締約国は、附属書IIに定めるところにより科学、技術、社会経済、商業及び法律に関する情報であつてこの条約に関連のあるものの交換を円滑にし及び奨励する。当該情報は、締約国の合意する団体に提供する。当該団体は、情報を提供する締約国により秘密とされた情報を提供された場合には、当該情報がすべての締約国により入手可能となるまで、その秘密性を保護するため、当該情報を開示しないことを確保し、一括して保管する。

2 締約国は、自国の法令及び慣行に従い、開発途上国の必要を特に考慮して、技術及び知識の発展及び移転を直接に又は関係国際団体を通じて促進することに協力する。その協力は、特に次の手段を通じて実施する。

- (a) 他の締約国による代替技術の取得の円滑化
- (b) 代替技術及び代替装置に関する情報及び特別の手引書又は案内書の提供
- (c) 研究及び組織的観測に必要な装置及び設備の提供
- (d) 科学上及び技術上の要員の適当な訓練

第五条 情報の送付

締約国は、次条の規定に基づいて設置される締約国会議に対し、事務局を通じて、この条約及び自国が締約国である議定書の実施のためにとつた措置に関する情報を、この条約又は関連議定書の締約国の会合が決定する書式及び間隔で送付する。

第六条 締約国会議

1 この条約により締約国会議を設置する。締約国会議の第一回会合は、次条の規定により暫定的に指定される事務局がこの条約の効力発生の後一年以内に招集する。その後は、締約国会議の通常会合は、第一回会合において決定する一定の間隔で開催する。

2 締約国会議の特別会合は、締約国会議が必要

と認めるとき又は締約国から書面による要請のある場合において事務局がその要請を締約国に通報した後六箇月以内に締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するとき、開催する。

3 締約国会議は、締約国会議及び締約国会議が設置する補助機関の統制規則及び財政規則並びに事務局の任務の遂行のための財政規定をコンセンサス方式により合意し及び採択する。

4 締約国会議は、この条約の実施状況を絶えず検討し、更に次のことを行う。

(a) 前条の規定に従つて提出される情報の送付のための書式及び間隔を決定すること並びに当該情報及び補助機関により提出される報告を検討すること。

(b) オゾン層、生ずる可能性のあるオゾン層の変化及びその変化により生ずる可能性のある影響に関する科学上の情報を検討すること。

(c) オゾン層を変化させ又は変化させる可能性のある物質の放出を最小にするための適当な政策、戦略及び措置の調整を第二条の規定に基づき促進すること並びにこの条約に関連のある他の措置に関して勧告を行うこと。

(d) 第三条及び第四条の規定に基づき、研究、組織的観測、科学上及び技術上の協力、情報の交換並びに技術及び知識の移転のための計画を採択すること。

(e) 必要に応じ、第九条及び第十条の規定に基づいてこの条約及びその附属書の改正を検討し及び採択すること。

(f) 議定書及びその附属書の改正を検討すること並びに改正が決定された場合には、当該議定書の締約国に対し当該改正を採択するよう勧告すること。

(g) 必要に応じ、第十条の規定に基づいてこの条約の追加附属書を検討し及び採択すること。

(h) 必要に応じ、第八条の規定に基づいて議定書を検討し及び採択すること。

(i) この条約の実施に必要な認められる補助機関を設置すること。

(j) 適当な場合には、関係国際団体及び科学委員会、特に世界気象機関、世界保健機関及びオゾン層調整委員会に対し、科学的研究、組織的観測その他この条約の目的に関連する活動に係る役務の提供を求めること並びに適宜これらの団体及び委員会からの情報を利用すること。

(k) この条約の目的の達成のために必要な追加的な行動を検討し及びとること。

5 国際連合、その専門機関及び国際原子力機関並びにこの条約の締約国でない国は、締約国会議の会合にオブザーバーを出席させることができる。オゾン層の保護に関連のある分野において認められた団体又は機関(国内若しくは国際の又は政府若しくは非政府のもの)のいずれであるかを問わないのであつて、締約国会議の会合にオブザーバーを出席させることを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーの出席を認められる。オブザーバーの出席及び参加は、締約国会議が採択する手続規則の適用を受ける。

第七条 事務局

1 事務局は、次の任務を遂行する。

(a) 前条及び次条から第十条までに規定する会合を準備し及びその会合のための役務を提供すること。

(b) 第四条及び第五条の規定により受領した情報並びに前条の規定により設置される補助機関の会合から得られる情報に基づく報告書を作成し及び送付すること。

(c) 議定書により課された任務を遂行すること。

(d) この条約に基づく任務を遂行するために行った活動に関する報告書を作成し及びその報告書を締約国会議に提出すること。

(e) 他の関係国際団体との必要な調整を行うこと。特に、その任務の効果的な遂行のために必要な事務的及び契約上取決めを行うこと。

(f) 締約国会議が決定する他の任務を遂行すること。

2 事務局の任務は、前条の規定に従つて開催される締約国会議の第一回通常会合が終了するまでは、国際連合環境計画が暫定的に遂行する。締約国会議は、第一回通常会合において、この条約に基づく事務局の任務を遂行する意思を表明した既存の関係国際機関の中から事務局を指定する。

第八条 議定書の採択

1 締約国会議は、その会合において、第二条の規定により議定書を採択することができる。

2 議定書案は、締約国会議の会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。

第九条 この条約及び議定書の改正

1 締約国は、この条約及び議定書の改正を提案することができる。改正に当たっては、特に、関連のある科学的及び技術的考慮を十分に払ふこととする。

2 この条約の改正は、締約国会議の会合において採択する。議定書の改正は、当該議定書の締約国の会合において採択する。この条約及び議定書の改正案は、当該議定書に別段の定めがある場合を除くほか、その採択が提案される会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。事務局は、改正案をこの条約の署名国にも参考のために通報する。

3 締約国は、この条約の改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払ふ。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、当該会合に出席しかつ投票する締約国の四分の三以上の多数票による議決で採択するものとし、寄託者は、こ

れをすべての締約国に対し批准、承認又は受諾のために送付する。

3 の手続は、議定書の改正案の採択は、当該会合に出席しかつ投票する当該議定書の締約国の三分の二以上の多数票による議決で足りる。

5 改正の批准、承認又は受諾は、寄託者に対して書面により通告する。3又は4の規定に従つて採択された改正は、この条約の締約国の少なくとも四分の三又は関連議定書の締約国の少なくとも三分の二の批准、承認又は受諾の通告を寄託者が受領した後九十日目の日に、当該改正を批准し、承認し又は受諾した締約国の間で効力を生ずる。その後は、改正は、他の締約国が当該改正の批准書、承認書又は受諾書を寄託した後九十日目の日に当該他の締約国について効力を生ずる。ただし、関連議定書に改正の発効要件について別段の定めがある場合を除く。

第十条 附属書の採択及び改正

1 この条約の附属書又は議定書の附属書は、それぞれ、この条約又は当該議定書の不可分の一部を成すものとし、「この条約」又は「議定書」というときは、別段の明示の定めがない限り、附属書を含めていうものとする。附属書は、科学的、技術的及び管理的な事項に限定される。

2 この条約の追加附属書又は議定書の附属書の提案、採択及び効力発生については、次の手続を適用する。ただし、議定書に当該議定書の附属書に關して別段の定めがある場合を除く。  
(a) この条約の附属書は前条の2及び3に定める手続を準用して提案され及び採択され、議定書の附属書は同条の2及び4に定める手続を準用して提案され及び採択される。

(b) 締約国は、この条約の追加附属書又は自国が締約国である議定書の附属書を承認すること

とができない場合には、その旨を、寄託者が採択を通報した日から六箇月以内に寄託者に対して書面により通告する。寄託者は、受領した通告をすべての締約国に遅滞なく通報する。締約国は、いつでも、先に行つた異議の宣言に代えて受諾を行うことができるものとし、この場合において、附属書は、当該締約国について効力を生ずる。

(c) 附属書は、寄託者による採択の通報の送付の日から六箇月を経過した時に、(b)の規定に基づく通告を行わなかつたこの条約又は関連議定書のすべての締約国について効力を生ずる。

第十一条 紛争の解決

1 この条約の解釈又は適用に關して締約国間で紛争が生じた場合には、紛争当事国は、交渉により紛争の解決に努める。

2 紛争当事国は、交渉により合意に達することができなかつた場合には、第三者によるあつせん又は仲介を共同して求めることができる。

3 国及び地域的な経済統合のための機関は、1又は2の規定により解決することができなかつた紛争について、次の紛争解決手段の一方又は双方を義務的なものとして受け入れることをこの条約の批准、受諾、承認若しくはこれへの加入の際に又はその後いつでも、寄託者に対し書面により宣言することができる。

4 紛争は、紛争当事国が3の規定に従つて同一の紛争解決手段を受け入れていない場合を除くほか、当該紛争当事国が別段の合意をしない限り、5の規定により調停に付する。

(a) 締約国会議が第一回通常会合において採択する手続に基づく仲裁

(b) 国際司法裁判所への紛争の付託

5 いずれかの紛争当事国の要請があつたときは、調停委員会が設置される。調停委員会は、各紛争当事国が指名する同数の委員及び指名された委員が共同で選出する委員長によつて構成される。調停委員会は、最終的かつ勧告的な裁定を行い、紛争当事国は、その裁定を誠実に検討する。

第十二条 署名

6 この条の規定は、別段の定めがある議定書を除くほか、すべての議定書について準用する。

この条約は、千九百八十五年三月二十二日から同年九月二十一日まではウィーンにあるオーストリア共和国連邦外務省において、同年九月二十二日から千九百八十六年三月二十一日まではニューヨークにある国際連合本部において、国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第十三条 批准、受諾又は承認

1 この条約及び議定書は、国及び地域的な経済統合のための機関により批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。

2 この条約又は議定書の締約国となる1の機関で当該機関のいずれの構成国も締約国となつていないものは、この条約又は関連議定書に基づいてすべての義務を負ふ。当該機関及びその一又は二以上の構成国がこの条約又は同一の議定書の締約国である場合には、当該機関及びその構成国は、この条約又は当該議定書に基づく義務の履行につきそれぞれの責任を決定する。この場合において、当該機関及びその構成国は、こ

昭和六十三年四月十二日 衆議院會議録第十四号

オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

五八〇

の条約又は当該議定書に基づく権利を同時に行使することができない。

3 1の機関は、この条約又は議定書の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約又は関連議定書の批准書、受諾書又は承認書において宣言する。当該機関は、また、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報する。

第十四条 加入

1 この条約及び議定書は、この条約及び議定書の署名のための期間の終了後は、国及び地域的な経済統合のための機関による加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。

2 1の機関は、この条約又は議定書の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約又は関連議定書への加入書において宣言する。当該機関は、また、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報する。

3 前条2の規定は、この条約又は議定書に加入する地域的な経済統合のための機関についても適用する。

第十五条 投票権

1 この条約又は議定書の各締約国は、一の票を有する。

2 地域的な経済統合のための機関は、1の規定にかかわらず、その権限の範囲内の事項について、この条約又は関連議定書の締約国であるその構成国の数と同数の票を投票する権利を行使する。当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第十六条 この条約と議定書との関係

1 国及び地域的な経済統合のための機関は、この条約の締約国である場合又は同時にこの条約の締約国となる場合を除くほか、議定書の締約国となることができない。

2 議定書に関する決定は、当該議定書の締約国が行う。

第十七条 効力発生

1 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日から九十日目の日に効力を生ずる。

2 議定書は、当該議定書に別段の定めがある場合を除くほか、十一番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日から九十日目の日に効力を生ずる。

3 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後これを批准し、受諾し、承認し又はこれに加入する締約国については、当該締約国による批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日から九十日目の日に効力を生ずる。

4 議定書は、当該議定書に別段の定めがある場合を除くほか、2の規定に基づいて効力が生じた後にこれを批准し、受諾し、承認し又はこれに加入する締約国については、当該締約国が批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した日の後九十日目の日又はこの条約が当該締約国について効力を生ずる日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

5 地域的な経済統合のための機関によつて寄託される文書は、1及び2の規定の適用上、当該機関の構成国によつて寄託されたものに追加して数えてはならない。

第十八条 留保

この条約については、留保は、付することができない。

第十九条 脱退

1 締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日から四年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この条約から脱退することができる。

2 議定書の締約国は、当該議定書に別段の定めがある場合を除くほか、自国について当該議定書が効力を生じた日から四年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行う。

行ふことにより、当該議定書から脱退することができる。

3 1及び2の脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日の後一年を経過した日又はそれよりも遅い日であつて脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。

4 この条約から脱退する締約国は、自国が締約国である議定書からも脱退したものとみなす。

第二十条 寄託者

1 国際連合事務総長は、この条約及び議定書の寄託者の任務を行う。

2 寄託者は、締約国に対し、特に次の事項を通報する。

(a) この条約及び議定書の署名並びに第十三条及び第十四条の規定に基づく批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託

(b) 第十七条の規定に基づきこの条約及び議定書が効力を生ずる日

(c) 前条の規定に基づく脱退の通告

(d) 第九条の規定に基づくこの条約及び議定書に關して採択された改正、締約国によるその受諾並びにその効力発生の日

(e) 第十条の規定に基づいて行われる附属書の採択、承認及び改正に關するすべての通告

(f) この条約及び議定書の規律する事項に關する地域的な経済統合のための機関の権限の範囲及びその変更についての当該機関による通報

(g) 第十一条の規定に基づく宣言

第二十一条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百八十五年三月二十二日にウィーンで作成した。

附属書I 研究及び組織的観測

1 締約国は、主要な科学的問題が次のとおりであることを認識する。

(a) 生物学的影響のある太陽紫外放射(UV-B)の地表に到達する量を変化させると考えられるオゾン層の変化並びにその結果として人の健康、生物、生態系及び人類に有用な物質に生じ得る影響

(b) 大気中の温度構造を変化させ得るオゾンの鉛直分布の変化並びにその結果として気象及び気候に生じ得る影響

2 締約国は、第三条の規定に基づき、次の分野において研究及び組織的観測を実施し並びに将来の研究及び観測に關する勧告を作成するため協力する。

(a) 大気中の物理及び化学に關する研究

(i) 包括的な理論モデルに係る事項

放射過程、力学的過程及び化学的過程の間の相互作用を考慮したモデルの一層の開発、人工及び天然の各種の物質が同時に大気オゾンに及ぼす影響の研究、人工衛星その他による観測資料の解釈並びに大気科学的及び地球物理学的要素の変化傾向の評価並びに当該要素の変化の原因を特定する方法の開発

(ii) 屋内研究に係る事項

速度係数、吸収断面積、対流圏及び成層圏における化学的及び光化学的過程の仕組み並びにすべての関連のあるスペクトル領域における屋外観測を支援する分光学的資料

(iii) 屋外観測に係る事項

天然及び人工起源の重要な気体成分の濃度及びフラックス、大気力学に關する研究、直接測定及び遠隔測定のための機器を使用し



- (b) 健康上及び生物学上の影響並びに光分解の影響に関する研究
  - (i) 可視及び紫外の太陽放射の人体に対する照射と(a)皮膚がん(黒色腫)のものであるかないかを問わない。(ii)の進行との関係及び(b)免疫機構への影響との関係
  - (ii) UV-Bが(a)農作物、森林その他の陸上生態系並びに(b)水中の食物網及び漁業に及ぼす影響(波長依存性を含む)。この場合において、水中の食物網及び漁業に及ぼす影響には、海洋植物プランクトンの酸素発生に及ぼす悪影響を含む。
  - (iii) UV-Bが生体物質、種及び生態系に作用する仕組み(UV-Bの線量及び線量率と応答との関係並びに光回復、順応及び防護を含む)。
  - (iv) 諸波長領域の相互作用の可能性を考慮に入れるために多色光放射を使用して行う生物学的作用スペクトル及びスペクトル応答の研究
  - (v) UV-Bが生物圏の平衡に重要な生物の種の感受性及び活性並びに光合成及び生成のような一次過程に及ぼす影響
  - (vi) UV-Bが汚染物質、農業用化学物質その他の物質の光分解に及ぼす影響
  - (c) 気候への影響に関する研究
    - (i) オゾンその他の微量成分が放射に及ぼす影響並びにこれが地表及び海面の温度、降

- 水分布、対流圏と成層圏との間の交換のよ
- うな気候要素に及ぼす影響の理論的研究及び観測による研究
  - (i) 気候への影響が人の活動の諸側面に及ぼす影響の調査
  - (ii) 組織的観測
    - (i) 人工衛星による観測網及び地上の観測網を統合した全球オゾン観測組織を最大限に活動させることによるオゾン層の状態(すなわち、気柱全量及び鉛直分布の空間的及び時間的変動)の観測
    - (ii) 水素酸化物、窒素酸化物、塩素酸化物及び炭素化合物の元となる気体の対流圏及び成層圏における濃度の観測
    - (iii) 地上の観測網及び人工衛星による観測網の双方を利用した地表から中間圏までの温度の観測
    - (iv) 人工衛星による測定を利用した地球の大気圏に到達する波長別の太陽フラックス及び地球の大気圏外への熱放射の観測
    - (v) 地表に到達する太陽フラックスであつて生物学的影響のある紫外領域のもの波長別の観測
    - (vi) 地上及び空中の観測網並びに人工衛星による観測網を利用した地表から中間圏までにおけるエーロゾルの性質及び分布の観測
    - (vii) 地上における高水準の気象観測事業の維持による気候上重要な要素の観測
    - (viii) 地球規模の資料を解析するための改良された手法を用いた微量成分、温度、太陽フラックス及びエーロゾルの観測
- 3 締約国は、開発途上国の特別な必要を考慮して、この附属書に定める研究及び組織的観測に参加するために必要な科学的及び技術的訓練を促進するため協力する。比較可能な又は標準化された科学的資料を作成するため、特に観測機器及び手法の相互校正に重点を置く。

- 4 次に掲げる天然及び人工起源の化学物質(順序不同)は、オゾン層の化学的及び物理学的性質を変化させる可能性があると考えられている。
  - (a) 炭素を含む物質
    - (i) 一酸化炭素(CO)
      - 一酸化炭素は、天然及び人工の発生源から大量に発生しており、対流圏内の光化学において主要なかつ直接の役割及び成層圏内の光化学において間接の役割を果たすと考えられている。
    - (ii) 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)
      - 二酸化炭素は、天然及び人工の発生源から大量に発生しており、大気熱構造に影響を及ぼすことにより成層圏のオゾンに影響を及ぼす。
    - (iii) メタン(CH<sub>4</sub>)
      - メタンは、天然及び人工の発生源を有しており、対流圏及び成層圏のオゾンに影響を及ぼす。
    - (iv) 非メタン炭化水素
      - 非メタン炭化水素は、多種の化学物質として存在し、天然及び人工の発生源を有しており、対流圏内の光化学において直接の役割及び成層圏内の光化学において間接の役割を果たす。
    - (v) 窒素を含む物質
      - (i) 一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)
        - 一酸化二窒素は、その主たる発生源が天然のものであるが、人工のもの重要性が高まりつつある。一酸化二窒素は、成層圏のオゾンの量の調節に決定的な役割を果たす成層圏の窒素酸化物の主要な元である。
      - (ii) 窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)
        - 地上の発生源からの窒素酸化物は、対流圏内の光化学においてのみ主要なかつ直接の役割を、成層圏内の光化学において間接の役割を果たすが、対流圏界面近くにおけ

- (c) 塩素を含む物質
  - (i) 完全にハロゲン化されたアルカン類、例え<sup>21</sup> CCl<sub>4</sub>、CF<sub>2</sub>Cl<sub>2</sub>(CFC-12)、CF<sub>3</sub>Cl、(CFC-13)、C<sub>2</sub>F<sub>6</sub>Cl<sub>2</sub>(CFC-113)、C<sub>2</sub>F<sub>5</sub>Cl、(CFC-114)
    - 完全にハロゲン化されたアルカン類は、人工的なものであり、塩素酸化物の元となる。この塩素酸化物は、特に高度三十キロメートルから五十キロメートルまでの領域におけるオゾンの光化学において決定的な役割を果たす。
  - (ii) 部分的にハロゲン化されたアルカン類、例え<sup>22</sup> CH<sub>3</sub>Cl、CH<sub>2</sub>Cl<sub>2</sub>(CFC-22)、CH<sub>3</sub>CF<sub>3</sub>、CH<sub>2</sub>CF<sub>2</sub>(CFC-21)
    - 一塩化メタンの発生源は、天然のものであるが、その他の部分的にハロゲン化されたアルカン類はこの(ii)に例示されたものの起源は、人工的なものである。部分的にハロゲン化されたアルカン類の気体は、また、成層圏の塩素酸化物の元となる。
  - (iii) 臭素を含む物質
    - 完全にハロゲン化されたアルカン類、例え<sup>23</sup> CBr<sub>4</sub>、
      - 完全にハロゲン化されたアルカン類の気体は、人工的なものであり、塩素酸化物と同様の挙動を示す臭素酸化物の元となる。
  - (e) 水素を含む物質
    - (i) 水素(H<sub>2</sub>)
      - 水素は、その発生源が天然及び人工のものであり、成層圏における光化学において副次的役割を果たす。
    - (ii) 水(H<sub>2</sub>O)
      - 水は、その発生源が天然のものであり、対流圏内及び成層圏内の光化学において決定的な役割を果たす。水蒸気の成層圏にお

昭和六十三年四月十二日 衆議院会議録第十四号

オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求めの件及び同報告書

昭和六十三年四月十二日 衆議院会議録第十四号

オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認

五八一

ける発生源には、メタンの酸化及び少量ではあるが水素の酸化が含まれる。

1 附属書II 情報の交換

締約国は、情報の収集及び共有が条約の目的を達成するため及びとられるべき措置が適当かつ公平であることを確保するための重要な手段であることを認識する。よつて、締約国は、科学、技術、社会経済、商業及び法律に関する情報を交換する。

2 締約国は、収集し及び交換する情報を決定するに当たり、情報の有用性及び取得費用を考慮すべきである。締約国は、更に、この附属書に基づき協力が、特許、企業秘密並びに秘密情報及び所有権の対象となる情報の保護に関する国内法令及び慣行に従つて行われなければならないことを認識する。

3 科学上の情報

科学上の情報には、次のものを含む。

(a) 入手し得る国内的及び国際的資源の最も効果的な利用のため研究計画の調整を促進する目的で交換する政府及び民間で計画中又は実施中の研究に関する情報

(b) 放出に関する資料で研究に必要なもの

(c) 地球の大気の高さ、特にオゾン層の状態及びオゾン層の気柱全量又は鉛直分布のあらゆる時間尺度における変化の結果として生ずる可能性のある人の健康、環境及び気候に対する影響に関し専門家が検討した刊行物に公表された科学的成果

(d) 研究成果の評価及び将来の研究に関する勧告

4 技術上の情報

技術上の情報には、次のものを含む。

(a) オゾン層を変化させる物質の放出を削減するための化学的代替品及び代替技術の利用可能性及び費用並びに計画中又は実施中の関連

のある研究

(b) 化学的代替品その他の代替品及び代替技術の使用に伴う制限及び危険

5 附属書Iに掲げる物質に関する社会経済上及び商業上の情報

附属書Iに掲げる物質に関する社会経済上及び商業上の情報には、次のものを含む。

(a) 生産及び生産能力

(b) 使用及び使用形態

(c) 輸出入

(d) オゾン層を間接的に変化させる可能性のある人の活動に係る費用、危険及び利益並びに当該活動を規制するためにとられ又はとることが検討されている措置が及ぼす影響に係る費用、危険及び利益

6 法律上の情報

法律上の情報には、次のものを含む。

(a) オゾン層の保護に関連のある国内法、行政措置及び法的な研究

(b) オゾン層の保護に関連のある国際取極(二国間取極を含む。)

(c) オゾン層の保護に関連のある特許権の利用の可能性並びに特許権の実施許諾の方法及び条件

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書

この議定書の締約国は、オゾン層の保護のためのウィーン条約の締約国として、

同条約に基づき、オゾン層を変化させ又は変化させるおそれのある人の活動の結果として生じ又は生ずるおそれのある悪影響から人の健康及び環境を保護するために適当な措置をとる義務があることに留意し、

ある種の物質の世界的規模における放出が、人の健康及び環境に悪影響を及ぼすおそれのある態様でオゾン層の著しい破壊その他の変化を生じさせる可能性のあることを認識し、

この物質の放出が気候に及ぼす潜在的な影響を認識し、

オゾン層を保護するための措置が、技術的及び経済的考慮を払つたものであり、かつ、関連のある科学的知識に基づいたものであるべきことを認識し、

オゾン層を破壊する物質の放出を、科学的知識の発展の成果に基づき、かつ、技術的及び経済的考慮を払いつつ無くすことを最終の目標として、この物質の世界における総放出量を公平に規制することを決定し、

この物質に対する開発途上国の需要を満たすため特別な措置が必要であることを確認し、国内的及び地域的に既にとられているある種のクロロフルオロカーボンの放出を規制する予防措置に留意し、

開発途上国の必要に特に留意しつつ、オゾン層を破壊する物質の放出の規制及び削減に関連のある科学及び技術の研究及び開発における国際協力を推進することが重要であることを考慮して、次のとおり協定した。

第一条 定義

この議定書の適用上、

1 「条約」とは、千九百八十五年三月二十二日に採択されたオゾン層の保護のためのウィーン条約をいう。

2 「締約国」とは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、この議定書の締約国をいう。

3 「事務局」とは、条約の事務局をいう。

4 「規制物質」とは、附属書Aに掲げる物質(他の物質と混合してあるかないかを問わない。)をいう。ただし、製品(輸送又は貯蔵に使用する容器を除く。)の中にあるものを除く。

5 「生産量」とは、規制物質の生産された量から締約国により承認された技術によつて破壊された量を減じた量をいう。

6 「消費量」とは、生産量に規制物質の輸入量を加え、輸出量を減じた量をいう。

7 生産量、輸入量、輸出量及び消費量の「算定値」とは、第三条の規定に従つて決定される値をいう。

8 「産業合理化」とは、経済効率を高めること又は工場閉鎖の結果として予想される供給の不足に対応することを目的として、生産量の算定値の全部又は一部をいづれかの締約国から他の締約国に移転することをいう。

第二条 規制措置

1 締約国は、この議定書が効力を生じた日から七番目の月の初日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書AのグループIに属する規制物質の消費量の算定値が千九百八十六年における当該物質の消費量の算定値を超えないことを確保する。当該物質の一又は二以上を生産する締約国は、これらの期間ごとの当該物質の生産量の算定値が千九百八十六年の生産量の算定値を超えないことを確保する。ただし、当該締約国の生産量の算定値は、第五条の規定の適用を受ける締約国の基礎的な国内需要を満たすため及び締約国間の産業合理化のためにのみ、千九百八十六年の算定値をその十パーセントを限度として超えることができる。

2 締約国は、この議定書が効力を生じた日から三十七番目の月の初日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書AのグループIIに属する規制物質の消費量の算定値が千九百八十六年における当該物質の消費量の算定値を超えないことを確保する。当該物質の一又は二以上を生産する締約国は、当該物質の生産量の算定値が千九百八十六年の生産量の算定値を超えないことを確保する。ただし、当該締約国の生産量の算定値は、第五条の規定の適用を受ける締約国の基礎的な国内需要を満たすため及び締約国間の産業合理化のためにのみ、

千九百八十六年の算定値をその十パーセントを限度として超えることができる。これらの措置を実施するための仕組みは、第一回の科学的再検討の後最初に開催される締約国の会合において締約国が決定する。

3 締約国は、千九百九十三年七月一日から千九百九十四年六月三十日までの期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書AのグループIに属する規制物質の消費量の算定値が千九百八十六年における当該物質の消費量の算定値の八パーセントを超えないことを確保する。当該物質の一又は二以上を生産する締約国は、これらの期間ごとの当該物質の生産量の算定値が千九百八十六年の生産量の算定値の八パーセントを超えないことを確保する。ただし、当該締約国の生産量の算定値は、第五条の規定の適用を受ける締約国の基礎的な国内需要を満たすため及び締約国間の産業合理化のため、千九百八十六年の生産量の算定値の十パーセントを限度として当該算定値の八パーセントを超えることができる。

4 締約国は、千九百九十八年七月一日から千九百九十九年六月三十日までの期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書AのグループIに属する規制物質の消費量の算定値が千九百八十六年における当該物質の消費量の算定値の五十パーセントを超えないことを確保する。当該物質の一又は二以上を生産する締約国は、これらの期間ごとの当該物質の生産量の算定値が千九百八十六年の生産量の算定値の五十パーセントを超えないことを確保する。ただし、当該締約国の生産量の算定値は、第五条の規定の適用を受ける締約国の基礎的な国内需要を満たすため及び締約国間の産業合理化のため、千九百八十六年の生産量の算定値の十五パーセントを限度として当該算定値の五十パーセントを超えないことができる。この4の規定は、会合において出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数

であつて締約国による附属書AのグループIに属する物質の消費量の算定値の合計の少なくとも三分の二を代表するものによる議決で締約国が別段の決定を行わない限り、適用する。当該別段の決定は、第六条の評価に照らして検討し及び行うものとする。

5 附属書AのグループIに属する規制物質の千九百八十六年の生産量の算定値が二十五キロトンに満たない締約国は、産業合理化のため、1、3及び4に定める限度にかかわらず、生産量を他の締約国に移転し又は他の締約国から受領することができる。ただし、関係締約国の生産量の算定値の合計がこの条に定める生産量の算定値の限度を超えないことを条件とする。この生産量の移転は、移転の時までに事務局に通報する。

6 第五条の規定の適用を受けない締約国は、千九百八十七年一月一日前に国内法に基づき計画された施設のうち規制物質の生産のためのもので同年九月十六日前に着工し又は契約したものを有する場合には、千九百八十六年の生産量の算定値を決定するに当たり、当該物質の同年の生産量に当該施設の生産量を加えることができる。ただし、当該施設が千九百九十年十二月三十一日までに完成し、かつ、当該施設の生産量を加えた場合にも当該締約国の規制物質の消費量の算定値が一人当たり〇・五キログラムを超えないことを条件とする。

7 生産量の5の規定に基づく移転及び6の規定に基づく追加は、当該移転又は追加の時までに事務局に通報する。

8 (a) 条約第一条6に定義する地域的な経済統合のための機関の構成国である締約国は、この条に定める消費量に関する義務を共同して履行することを合意することができる。ただし、当該締約国の消費量の算定値の合計がこの条の定める限度を超えないことを条件とする。

(b) (a)の合意を行った締約国は、当該合意に係る消費量の削減の日前に当該合意の内容を事務局に通報する。

(c) (a)の合意は、地域的な経済統合のための機関のすべての構成国及び当該機関がこの議定書の締約国となり、かつ、当該締約国の実施の方法を事務局に通報した場合にのみ、実施可能となる。

9 (a) 締約国は、第六条の評価に基づいて、次の事項を決定することができる。

(i) 附属書Aに掲げるオゾン破壊係数を調整すること及び調整する場合にはその内容

(ii) 規制物質の生産量又は消費量を千九百八十六年の水準に対して更に調整し又は削減すること並びに調整し又は削減する場合にその範囲、量及び時期

(b) (a)の(i)及び(ii)の調整に関する提案は、その採択が提案される締約国の会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。

(c) 締約国は、(a)の決定を行うに当たり、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、当該決定は、最後の解決手段として、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数であつて締約国による規制物質の消費量の合計の少なくとも五十パーセントを代表するものによる議決で採択する。

(d) この9の規定は、すべての締約国を拘束するものとし、寄託者は、これを直ちに締約国に通告する。当該決定は、当該決定に別段の定めがある場合を除くほか、寄託者による通告の送付の日から六箇月を経過した時に効力を生ずる。

10 (a) 締約国は、第六条の評価に基づき及び条約第九条に定める手続に従つて、次の事項を決定することができる。

(i) いずれかの物質をこの議定書の附属書に追加し又は当該附属書から削除すること。

(ii) (i)の規定に基づいて追加し又は削除する物質に適用すべき規制措置の仕組み、範囲及び時期

(b) (a)の決定は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数票による議決で受諾されていることを条件として効力を生ずる。

11 締約国は、この条の規定にかかわらず、この条の定める措置よりも厳しい措置をとることができる。

第三条 規制値の算定

締約国は、前条及び第五条の規定の適用上、附属書AのグループIごとに自国についての算定値を次の方法により決定する。

(a) 生産量の算定値については、

(i) 各規制物質の年間生産量に附属書Aに定める当該物質のオゾン破壊係数を乗じ、

(ii) (i)の規定により得られた数値を合計する。

(b) 輸入量及び輸出生量の算定値については、それぞれ、(a)の規定を準用して計算する。

(c) 消費量の算定値については、(a)の規定により決定される生産量の算定値に(b)の規定により決定される輸入量の算定値を加え、(b)の規定により決定される輸出生量の算定値を減ずる。ただし、非締約国への規制物質の輸出生量は、千九百九十三年一月一日以降は、当該輸出生を行う締約国の消費量の算定に当たり減ずることができない。

第四条 非締約国との貿易の規制

1 締約国は、この議定書の締約国でない国から規制物質を輸入することをこの議定書の効力発生の日から一年以内に禁止するものとする。

2 次条1の規定の適用を受ける締約国は、千九百九十三年一月一日以降この議定書の締約国でない国に対し規制物質を輸出することができない。

昭和六十三年四月十二日 衆議院会議録第十四号

オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

昭和六十三年四月十二日 衆議院會議録第十四号

オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

五八四

3 締約国は、この議定書の効力発生の日から三年以内に、規制物質を含んでいる製品の表を条約第十条に定める手続に従つて附属書に定めるものとする。当該附属書に対し当該手続に従つて異議の申立てを行わなかつた締約国は、この議定書の締約国でない国から当該製品を輸入することを当該附属書の効力発生の日から一年以内に禁止するものとする。

4 締約国は、この議定書の締約国でない国から規制物質を用いて生産された製品（ただし、規制物質を含まないものに限る。）を輸入することを禁止し又は制限することの履行可能性についてこの議定書の効力発生の日から五年以内に決定するものとする。締約国は、実行可能であると決定した場合に、当該製品の表を条約第十条に定める手続に従つて附属書に定める。当該附属書に対し当該手続に従つて異議の申立てを行わなかつた締約国は、この議定書の締約国でない国から当該製品を輸入することを当該附属書の効力発生の日から一年以内に禁止し又は制限するものとする。

5 締約国は、規制物質を生産し及び利用するための技術をこの議定書の締約国でない国に輸出しないよう勧奨する。

6 締約国は、規制物質の生産に役立つ製品、装置、工場又は技術をこの議定書の締約国でない国に輸出するための新たな補助金、援助、信用、保証又は保険の供与を行わないようにする。

7 5及び6の規定は、規制物質の封じ込め、回収、再利用若しくは破壊の方法を改善し、代替物質の開発を促進し又は他の方法により規制物質の放出の削減に寄与する製品、装置、工場及び技術については、適用しない。

8 この条の規定にかかわらず、この議定書の締約国でない国からの1、3及び4の輸入については、当該国が第二条及びこの条の規定を完全に遵守していると締約国の会合において認められ、かつ、第二条及びこの条の規定を完全に遵守していることを示す資料を第七条の規定に基づいて提出している場合には、許可することができる。

第五節 開発途上国の特別な事情

1 開発途上国である締約国で、当該締約国の規制物質の消費量の算定値が当該締約国についてこの議定書が効力を生ずる日において又はその後この議定書の効力発生の日から十年以内のいずれかの時点において一人当たり〇・三キログラム未満であるものは、基礎的な国内需要を満たすため、第二条の1から4までに定める規制措置の実施時期を十年遅らせることができる。ただし、当該締約国は、消費量の算定値が一人当たり〇・三キログラムを超えないようにする。当該締約国は、規制措置を実施するための基準として、千九百九十五年から千九百九十七年までの各年の消費量の算定値の平均値又は消費量の算定値が一人当たり〇・三キログラムとなる値のいずれか低い値を使用することができる。

2 締約国は、開発途上国である締約国による環境上安全な代替物質及び代替技術の取得を円滑にし及びその速やかな利用を援助することを約束する。

3 締約国は、開発途上国である締約国による代替技術及び代替製品の利用のため、補助金、援助、信用、保証又は保険の供与を二国間又は多数国間で促進することを約束する。

第六節 規制措置の評価及び再検討

締約国は、千九百九十年に及び同年以降少なくとも四年ごとに、科学、環境、技術及び経済の分野の入手し得る情報に基づいて、第二条に定める規制措置を評価する。締約国は、その評価の少なくとも一年前に、当該分野において認められた専門家から成る適当な委員会を招集し並びに委員会の構成及び付託事項を決定する。委員会は、その招集の日から一年以内に、その結論を事務局を通じて締約国に報告する。

第七節 資料の提出

1 締約国は、千九百八十六年における自国の規制物質の生産量、輸入量及び輸出量に関する統計資料又は、当該統計資料が得られない場合には、その最良の推定値を締約国となつた日から三箇月以内に事務局に提出する。

2 締約国は、締約国となつた年及びその後毎年自国の規制物質の年間生産量（締約国により承認された技術によつて破壊された量に関して）は、別の資料に明示する。年間輸入量並びに締約国及び非締約国それぞれに対する年間輸出量に関する統計資料を事務局に提出する。統計資料は、当該統計資料に係る年の末から遅くとも九箇月以内に送付する。

第八節 違反

締約国は、その第一回会合において、この議定書に対する違反の認定及び当該認定をされた締約国の処遇に関する手続及び制度を検討し及び承認する。

第九節 研究、開発、周知及び情報交換

1 締約国は、自国の法令及び慣行に従い、開発途上国の必要を特に考慮して、次の事項に関する研究、開発及び情報交換を直接に又は関係国際団体を通じて促進することに協力する。

(a) 規制物質の封じ込め、回収、再利用若しくは破壊の方法を改善し又は他の方法により規制物質の放出を削減するための最良の技術

(b) 規制物質、規制物質を含んでいる製品及び規制物質を用いて製造された製品の代替品

(c) 関連のある規制のための戦略の費用及び利益

第十節 技術援助

1 締約国は、条約第四条の規定の範囲内及び開発途上国の必要を特に考慮して、この議定書への参加及びこの議定書の実施を円滑にするための技術援助を促進することに協力する。

2 締約国又はこの議定書の署名国は、この議定書の実施又はこれへの参加のための技術援助の要請を事務局に提出することができる。

3 締約国は、その第一回会合において、前条並びに1及び2の規定を実施する手段に関する審議（作業計画の準備を含む。）を開始する。当該作業計画は、開発途上国の必要及び事情に特別の考慮を払つたものとする。この議定書の締約国でない地域的な経済統合のための機関又は国は、当該作業計画に定める活動に参加することを奨励されるべきである。

第十一節 締約国の会合

1 締約国は、定期的に会合を開催する。事務局は、この議定書の効力発生の日の後一年以内に（その期間内に条約の締約国会議の会合が予定されている場合には、当該会合と併せて）締約国の第一回会合を招集する。

2 締約国のその後の通常会合は、締約国が別段の決定を行わない限り、条約の締約国会議の会合と併せて開催する。締約国の特別会合は、締約国がその会合において必要と認めるとき又は締約国から書面による要請のある場合において事務局がその要請を締約国に通報した後六箇月以内に締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するとき、開催する。

3 締約国は、その第一回会合において、次のことを行う。

(a) 締約国の会合の手続規則をコンセンサス方式により採択すること。

(b) 第十三条の2の財政規則をコンセンサス方式により採択すること。

(c) 第六条の委員会を設置し及びその付託事項を決定すること。

- (d) 第八条の手續及び制度を検討し及び承認すること。
- (e) 前条3の規定に従つて作業計画の準備を開始すること。

4 締約国の会合は、次の任務を遂行する。

- (a) この議定書の実施状況を検討すること。
- (b) 第二条9の調整及び削減について決定すること。
- (c) 第二条10の規定に基づき附属書への物質の追加及び附属書からの物質の削除並びに関連のある規制措置について決定すること。
- (d) 必要な場合には、第七条及び第九条3に規定する情報の提出のための指針又は手續を定めること。
- (e) 前条2の規定に基づいて提出される技術援助の要請を検討すること。
- (f) 次条(c)の規定に基づいて事務局が作成する報告書を検討すること。
- (g) 第二条に定める規制措置を第六条の規定に従つて評価すること。
- (h) 必要に応じ、この議定書及び附属書の改正の提案並びに新たな附属書の提案を検討し及び採択すること。
- (i) この議定書の実施のための予算を検討し及び採択すること。
- (j) この議定書の目的を達成するために必要となる追加的活動を検討し及び行うこと。

- 5 国際連合、その専門機関及び国際原子力機関並びにこの議定書の締約国でない国は、締約国の会合にオブザーバーを出席させることができる。オゾン層の保護に関連のある分野において認められた団体又は機関(国内若しくは国際の又は政府若しくは非政府のもの)のいずれであるかを問わない。であつて、締約国の会合にオブザーバーを出席させることを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーを出席させることを認められる。オブザー

この議定書の適用上、事務局は、次の任務を遂行する。

- (a) 前条に定める締約国の会合を準備し及びその会合のための役務を提供すること。
- (b) 第七条の規定に基づいて提出された資料を受領し及び締約国の要請があつたときはその利用に供すること。
- (c) 第七条及び第九条の規定により受領する情報に基づいて定期的に報告書を作成し、締約国に配布すること。
- (d) 第十条の規定により受ける技術援助の要請を、当該技術援助の供与を促進するため締約国に通報すること。
- (e) 非締約国に対し、締約国の会合にオブザーバーを出席させ及びこの議定書に沿つて行動するよう奨励すること。
- (f) 非締約国のオブザーバーに適宜(c)の情報を提供し及び(d)の要請を通報すること。
- (g) この議定書の目的を達成するため、締約国により課される他の任務を遂行すること。

- 1 この議定書の実施に必要な資金(この議定書に関する事務局の任務に必要なものを含む)には、専ら締約国の分担金を充てる。
- 2 締約国は、その第一回会合において、この議定書の実施のための財政規則をコンセンサス方式により採択する。
- 3 この議定書の効力発生後は、国又は地域的な経済統合のための機関は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日にこの議定書の締約国となる。
- 4 締約国は、この議定書と条約との関係条約における議定書に関する規定は、この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この議定書について適用する。
- 5 署名

この議定書は、千九百八十七年九月十六日にモントリオールにおいて、同年九月十七日から千九百八十八年一月十六日までではオタワにおいて

- 1 この議定書の効力発生の場合を除くほか、この議定書の効力が生じた日の後にこの議定書の締約国となる国又は地域的な経済統合のための機関は、当該国又は機関が締約国となつた日においてこの議定書の効力発生の日から締約国であつた国又は地域的な経済統合のための機関が負つている第二条及び第四条の規定に基づきすべての義務と同一の義務を直ちに履行する。
- 2 署名
- 3 留保

この議定書については、留保は、付することができない。

及び同年一月十七日から同年九月十五日まではニュー・ヨークにある国際連合本部において、国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

この議定書は、十一以上の国又は地域的な経済統合のための機関であつて、規制物質の千九百八十六年における推定消費量の合計が同年における世界の推定消費量の少なくとも三分の二を代表するものによりこの議定書の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託されていること及び条約第十七条1に規定する要件が満たされていることを条件として、千九百八十九年一月一日に効力を生ずる。同日までに当該条件が満たされなかつた場合には、この議定書は、当該条件が満たされた日の後九十日目の日に効力を生ずる。

第十九条 脱退

この議定書の適用上、第五条1の規定の適用を受ける締約国を除くほか、条約第十九条の脱退に関する規定が適用される。第五条1の規定の適用を受ける締約国は、第二条の1から4までの義務を四年間負つた後いつでも、寄託者に対して書面による通告を行うことにより、この議定書から脱退することができる。脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日の後一年を経過した日又はそれよりも遅い日であつて脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。

第二十条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十七年九月十六日にモントリオールで作成した。

この議定書は、千九百八十七年九月十六日にモントリオールにおいて、同年九月十七日から千九百八十八年一月十六日までではオタワにおいて

グループ	物質	オゾン破壊係数(注)
グループ I	CF <sub>2</sub> Cl <sub>2</sub> (CFC-11)	1.0
	CF <sub>2</sub> Cl <sub>2</sub> (CFC-12)	1.0
	C <sub>2</sub> F <sub>6</sub> Cl <sub>2</sub> (CFC-113)	0.8
	C <sub>2</sub> F <sub>4</sub> Cl <sub>2</sub> (CFC-114)	1.0
グループ II	C <sub>2</sub> F <sub>6</sub> Cl <sub>2</sub> (CFC-115)	0.6
	C <sub>2</sub> F <sub>6</sub> BrCl (halon-1211)	3.0
グループ III	C <sub>2</sub> F <sub>6</sub> Br <sub>2</sub> (halon-1301)	10.0
	C <sub>2</sub> F <sub>6</sub> Br <sub>2</sub> (halon-2402)	(未定)

注 これらのオゾンの破壊係数は、既存の知識に基づき概算値であり、定期的に再検討し及び修正するものとする。

昭和六十三年四月十二日 衆議院會議録第十四号

オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求めめるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

地球をとりまくオゾン層は、太陽の紫外線のうち生物に有害な波長のものを吸収するとともに、大気中の気温の分布を決定する要因となっている。他方、昭和の初期に発明されたフロンは、極めて安定性が高く毒性が低い等の優れた特性のため冷蔵庫の冷媒、半導体の洗浄剤等として広く利用されてきた。ところが、昭和五十年頃から、フロンは、大気中に放出されると成層圏にまで到達し、オゾン層中のオゾンを破壊すると指摘されるようになった。かかる指摘を踏まえ、オゾン層を破壊するおそれのある物質からオゾン層を保護することが必要であるとの認識のもとに、昭和五十七年に、国際連合環境計画においてオゾン層の保護のための国際協力の推進を目的とする条約及びフロンの排出の規制を目的とする議定書の作成作業が開始された。この条約は、この作業の成果として昭和六十年三月二十二日にウィーンにおいて採択された。議定書については、その後も検討が重ねられ、昭和六十二年九月十六日にモントリオールにおいて開催された全権委員会が採択された。本条約及び議定書の主な内容は次のとおりである。

- 1 オゾン層の保護のためのウィーン条約
  - (一) 締約国は、この条約及び議定書に基づいて、オゾン層の変化が及ぼす悪影響から人の健康及び環境を保護するために適当な処置をとること。
  - (二) 締約国は、人の活動がオゾン層に及ぼす影響並びにオゾン層の変化が人の健康等に及ぼす影響を理解し、評価するため組織的観測、研究及び情報交換を通じて協力すること。

オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求めめるの件及び同報告書 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

(三) 締約国は、人の活動がオゾン層を変化させ、その結果悪影響が生ずるような場合には、当該活動の制限又は防止のために適当な立法措置又は行政措置をとり、政策の調整に協力すること。

(四) 締約国は、オゾン層の変化が及ぼす人の健康及び気候に対する影響、オゾン層に影響を及ぼし得る物質、その代替物質等並びに附属書I(大気の物理学的研究及び組織的観測並びにオゾン層を変化させる可能性のある物質等)について定めている。及び附属書II(締約国が交換すべき科学、技術、社会経済、商業及び法律に関する情報の細目について定めている。)に定める事項に関する研究及び科学的評価に着手し、その実施に協力すること。

(五) 締約国は、オゾン層の組織的観測のための計画を推進し又は策定すること。  
(六) 締約国は、科学、技術、社会経済、商業及び法律に関する情報であつてこの条約に関連のあるものの交換を奨励すること。  
(七) 締約国は、開発途上国の必要を特に考慮し、代替技術及び装置の移転、研究用の装置の提供、要員の訓練等を行つて技術及び知識の国際的な移転の促進に協力すること。  
(八) 締約国は、締約国会議に対し、この条約及び議定書の実施のためにとつた処置に関する情報を送付すること。

(九) 締約国会議は、定期的に開催するものとし、締約国の送付する情報の検討、オゾン層を変化させ得る物質の放出を制限する政策の調整等を行うこと。  
2 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書  
(一) 締約国は、フロン等の規制物質の消費量及び生産量を昭和六十一年の水準から漸減させること。

(二) 締約国は、非締約国に対し規制物質の輸出入を禁止し、非締約国へ規制物質の生産用技術を輸出しないよう勧奨すること。  
(三) 締約国は、開発途上国である締約国が安全な代替物質・技術を取得し、利用できるよう援助すること。

(四) 締約国は、昭和六十一年、締約国となつた年及びその後毎年の規制物質の生産量及び輸出入量に関する統計資料を事務局に提出すること。  
(五) 締約国は、開発途上国の必要を特に考慮して、規制物質の回収等のための技術に関する研究、開発及び情報交換並びに技術援助の促進に協力すること。  
(六) 議定書の実施に必要な資金には、専ら締約国の分担金を充てること。

なお、この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずることになつてゐる。議定書については、十一の国又は地域的な経済統合のための機関であつて、規制物質の昭和六十一年における世界の推定消費量の三分の二を代表する国が締結すること及び条約が発効していることを条件として、昭和六十四年一月一日に効力を生ずる。同日までに当該条件が満たされなかつた場合には、当該条件が満たされた日の後九十日目の日に効力を生ずることになつてゐる。よつて政府は、本条約及び議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由  
本条約及び議定書を締結することは、環境の保全に関する国際協力に資するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和六十三年四月一日 外務委員長 糸山英太郎 衆議院議長 原 健三郎殿

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案  
右  
昭和三十二年三月十五日  
内閣総理大臣 竹下 登

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律  
船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「昭和六十三年六月三十日」を「昭和七十年六月三十日」に改める。  
附則  
この法律は、昭和六十三年七月一日から施行する。

理由  
一般外航海運業等に係る事業規模の縮小に伴う離職船員の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、就職促進給付金の支給に関する特別の措置の対象となる離職の日に関する期限を昭和七十年六月三十日まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の目的及び要旨  
本法案は、一般外航海運業等に係る事業規模の縮小に伴う離職船員の発生が今後引き続き



予想される状況にかんがみ、就職促進給付金の支給に関する特別の措置の対象となる者の離職の日に関する期限を特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の期限の延長に合せて昭和七十年六月三十日まで延長しようとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、一般外航海運業等において、今後も離職船員が相当数発生することが予想される状況にかんがみ、離職船員の再就職を促進し、船員の職業及び生活の安定を図るための措置として適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和六十三年四月一日

運輸委員長 関谷 勝嗣  
衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 深刻な外航海運不況等に伴う厳しい船員雇用情勢に対処するため、新たな職域の確保に努めるなど積極的な対策を講ずること。
- 二 我が国貿易物資の安定輸送の確保を図るため、国際競争力のある我が国商船隊の整備に努めること。

船員法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和六十三年三月十五日

内閣総理大臣 竹下 登

昭和六十三年四月十二日 衆議院会議録第十四号

船員法の一部を改正する法律

船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十四条の三第二項中「端艇操練」を「救命艇操練」に改める。

第二十一条中「左の」を「次の」に改め、同条第五号中「端艇」を「救命艇」に改め、同条第十号中「みだすを」を「乱す」に改める。

第五十三条第一項中「法令又は労働協約に特別の定めのある場合を除いて」を削り、「通貨で」の下に「第五十六条の規定による場合を除き」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、法令又は労働協約に別段の定めがある場合においては給料その他の報酬の一部を控除して支払い、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は給料その他の報酬で命令で定めるものについて確実な支払の方法で命令で定めるものによる場合においては通貨以外のものを支払うことができる。

第六十条から第六十七条までを次のように改める。

(労働時間)  
第六十条 海員の一日当たりの労働時間は、八時間以内とする。

海員の二週間当たりの労働時間は、基準労働期間について平均四十時間以内とする。

前項の基準労働期間とは、船舶の航行区域、航路その他の航海の期間及び態様に係る事項を勘案して命令で定める船舶の区分に応じて一年以下の範囲内において命令で定める期間(船舶所有者が就業規則その他これに準ずるものにより当該期間の範囲内においてこれと異なる期間を定めた場合又は労働協約により一年以下の範囲内においてこれらと異なる期間が定められた場合には、それぞれその定められた期間)をいう。

主務大臣は、前項の命令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、船員中

中央労働委員会の議を経なければならない。

(休日)  
第六十一条 船舶所有者が海員に与えるべき休日は、前条第二項の基準労働期間について一週間当たり平均一日以上とする。

(補償休日)  
第六十二条 船舶所有者は、海員の労働時間(第六十六条(第八十八条の二の二第三項及び第八十八条の三第四項において準用する場合を含む)の規定の適用を受ける時間を除く)が一週間において四十時間を超える場合又は海員が一週間において少なくとも一日の休日を与えることができない場合には、その超える時間(当該一週間において少なくとも一日の休日が与えられない場合にあつては、その超える時間が八時間を超える時間。次項において「超過時間」という)において作業に従事すること又はその休日を与えられないことに対する補償としての休日(以下「補償休日」という)を、当該一週間に係る第六十条第二項の基準労働期間以内にその者に与えなければならない。ただし、船舶が航海の途中にあるときその他の命令で定めるやむを得ない事由のあるときは、その事由の存する期間、補償休日を与えることを延期することができる。

前項の規定により与えるべき補償休日の日数は、超過時間の合計八時間当たり又は少なくとも一日の休日を与えられない一週間当たり一日を基準として、第六十条第二項及び前条の規定を遵守するために必要な日数として命令で定めるところにより算定される日数とし、その付与の単位は、一日(命令で定める場合は、命令で定める一日未満の単位)とする。

第一項の規定により与えられた補償休日を含む一週間に係る同項の規定の適用については、当該補償休日はそれを与えられた海員が作業に従事した日であつて休日以外のものとみなし、

その労働時間は八時間(当該補償休日が前項の命令の規定による一日未満の単位で与えられたものである場合には、命令で定める時間)とみなす。

前三項に定めるもののほか、補償休日の付与に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第六十三条 船舶所有者は、前条第一項の規定により補償休日を与えるべき船員が当該補償休日を与えられる前に解雇され、又は退職したときは、その者に与えるべき補償休日の日数に應じ、命令で定める補償休日手当を支払わなければならない。

(時間外及び補償休日の労働)  
第六十四条 船長は、臨時の必要があるときは、第六十条第一項の規定若しくは第七十二条の二の命令の規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させ、又は第六十二条第一項の規定にかかわらず、補償休日において海員を作業に従事させることができる。

船長は、前項に規定する場合のほか、船舶が狭い水路を通過するときにおいて航海当直の員数を増加する場合その他の命令で定める特別の必要がある場合においては、命令で定める時間を限度として、第六十条第一項の規定又は第七十二条の二の命令の規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させることができる。

第六十五条 船舶所有者は、命令で定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第六十二条第一項の規定にかかわらず、その協定で定めるところにより、かつ、命令で定める補償休日の日数を限度として、補償休日において海員を作業に従事させることができる。

(割増手当)

第六十六条 船舶所有者は、前二条の規定により、海員が、労働時間の制限を超えて又は補償休日において作業に従事したときは、命令で定める割増手当を支払わなければならない。

(記録簿の備置)

第六十七条 船長は、命令で定めるところにより、船内に帳簿を備え置いて、補償休日及び前条の割増手当に関する事項を記載しなければならない。

船舶所有者は、命令で定めるところにより、休日付与簿を備え置いて、船員に対する休日の付与に関する事項を記載しなければならない。

第六十八条中「及び第六十二条乃至前条の規定並びに」を「から前条までの規定及び」に改め、「規定により発する」を削り、「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「端艇操練」を「救命艇操練」に改め、同条第三号を次のように改め、第四号及び第五号を削る。

三 航海当直の通常の交代のために必要な作業第六十九条第一項中「第六十条乃至第六十六条」を第六十条第一項に改め、「規定により発する」を削る。

第七十一条中「乃至前条」を「から前条まで」に、「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「(行政官庁が労働組合法による労働委員会(以下船員労働委員会という。))の議を経て指定する船舶を除く。」を削る。

第七十二条中「乃至第七十条」を「から第七十条まで」に、「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「航海当直をしない者」の下に「その他これらに準ずる者で命令で定めるもの」を加え、同条第二号中「調剤又は」を削る。

第七十二条の二を次のように改める。

第七十二条の二 定期的に短距離の航路に航航するため入出港が頻繁である船舶その他のその航海の態様が特殊であるため海員が第六十条第一項の規定によることが著しく不適当な職務に従

事することとなると認められる船舶で主務大臣の指定するものに関しては、当該船舶の航海の態様及び当該海員の職務に応じ、命令で定める一定の期間を平均し一日当たりの労働時間が八時間を超えない範囲内において、海員の一日当たりの労働時間について命令で別段の定めをすることが出来る。

第七十三条中「船員労働委員会」を「船員中央労働委員会」に、「乃至第七十条」を「から第七十条まで」に改める。

第七十四条第一項中「同一」の下に「事業に属する」を、「船員に」の下に「次条の規定による日数」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項を次のように改める。

船員が前項に規定する船舶における勤務に準ずる勤務として命令で定めるものに従事した期間並びに船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務に従事しない期間及び女子の船員が第八十七条第一項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間は、前項の一年間連続して勤務に従事した期間の計算については、同一の事業に属する船舶において勤務に従事した期間とみなす。

第七十四条第三項中「因る」を「よる」に、「且つその中断を」を「かつ、その中断に」、「その中断の前後の勤務は、連続して従事されたもの」を「その中断の期間は、船員が当該期間の前後の勤務と連続して勤務に従事した期間」に改める。

第七十五条第二項中「十二日」を「十五日」に、「二日」を「三日」に、「前項但書」を「前項ただし書」に改める。

第七十七条第一項中「港」を「場所」に改める。

第八十六条第二項中「又は第三号」を削る。

第八十八条の二の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

妊産婦の船員の一日当たりの労働時間は、八時間以内とする。

第八十八条の二第二項中「申し出た場合」の下に「(妊産婦の海員にあつては、第六十四条に規定する場合に限る。)」を加え、同条第三項を次のように改める。

第六十六条及び第六十七条第一項の規定は、前項ただし書の規定により妊産婦の海員(第七十二条各号に掲げる者を除く)が労働時間の制限を超えて作業に従事した場合について準用する。この場合において、第六十七条第一項中「補償休日及び前条の割増手当」とあるのは、「第八十八条の二の二第三項において準用する前条の割増手当」と読み替えるものとする。

第八十八条の二を第八十八条の二とし、第八十八条の次に次の見出し及び一条を加える。

(妊産婦の労働時間及び休日の特例)

第八十八条の二 第六章(第六十条第二項及び第三項、第六十二条並びに第六十三条の規定を除く)の規定は、妊産婦の海員の労働時間及び休日については、これを適用しない。

第八十八条の三の見出しを削り、同条第一項中「休日」の下に「(第六十二条第一項の規定により与えられる補償休日を除く。)」を加え、同条第二項「申し出た場合」の下に「(妊産婦の海員にあつては、第六十四条第一項又は第六十五条に規定する場合に限る。)」を加え、「前項」を「第一項及び前項の規定により読み替えて適用する第六十二条第一項」に改め、ただし書を削り、同条第三項を次のように改める。

第六十六条の規定は前項の規定により妊産婦の海員(第七十二条各号に掲げる者を除く)が休日において作業に従事した場合について、第六十七条の規定は妊産婦の船員が乗り組む船舶の船長及び船舶所有者について準用する。この場合において、同条第一項中「前条の割増手当」とあるのは、「第八十八条の三第四項において準用する前条の割増手当」と読み替えるものとする。

第八十八条の三第一項の次に次の一項を加える。

妊産婦の海員に係る第六十二条の規定の適用については、同条第一項中「一週間において四十時間を超える場合又は海員が一週間において少なくとも一日の休日を与えることができない場合」とあるのは、「一週間において四十時間を超える場合」と、「作業に従事すること又はその休日を与えられないこと」とあるのは、「作業に従事すること」と、同条第二項中「超過時間の合計八時間当たり又は少なくとも一日の休日を与えられない一週間当たり一日を基準として、第六十条第二項及び前条」とあるのは、「超過時間の合計八時間当たり一日を基準として、第六十条第二項」とする。

第八十八条の五中「前三条」を「第六十条第二項及び第三項、第六十二条、第六十三条並びに前三条」に改め、「又は第三号」を削る。

第九十九条第二項中「船員労働委員会」の下に「(船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会をいう。以下同じ。)」を加える。

第一百十三条中「基いて」を「基づいて」に、「及び船員の貯蓄金の管理に関する協定」を「並びに第三十四条第二項の協定及び第六十五条の協定」に改める。

第一百六条の見出し中「附加金を」を「付加金」に改め、同条第一項中「乃至第四十七条」を「から第四十七條まで」に、「第六十七條第二項」を「第六十三條、第六十六條(第八十八條の二の二第三項及び第八十八條の三第四項において準用する場合を含む。)」に、「第二項の」を「次項の」に、「附加金を」を「付加金」に改め、同条第二項中「訴」を「訴え」に、「附加金を」を「付加金」に改め、「但し」を「ただし」に改める。

第一百七条中「二年間」を、「二年間(退職手当の償還にあつては、五年間)」に改める。

第二百二十六条第七号中「第六十七條第三項(第八十八條の二第三項)」を「第六十七條第一項(第八十八

八条の二の二第三項及び第八十八条の三第四項に改める。

第三百十号中「第六十三條第二項、第六十七條第二項(第八十八條の二第三項)を「第六十二條、第六十三條、第六十六條(第八十八條の二の二第三項及び第八十八條の三第四項)に、「第八十八條の二第二項」を「第八十八條の二の二第二項」に改める。

第三百一十一條第一号中、第五十八條の二を削り、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第五十八條の二又は第六十七條第二項(第八十八條の三第四項)において準用する場合を含む。の規定による帳簿を備え置かず、又は帳簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

第四百四十六條及び第四百四十七條を次のように改める。  
第四百四十六條 第六十條第二項及び第六十二條第一項(第八十八條の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「四十時間」とあるのは「四十時間を超え四十八時間以下の範囲内において政令で定める時間」とする。

前項の規定により読み替えて適用する第六十條第二項及び第六十二條第一項の政令は、船員労働の特殊性、船員の福祉、船員の労働時間の動向その他の事情を考慮し、当該政令で定める時間が段階的に短縮されるように制定され、及び改正されるものとする。

第六十條第四項の規定は、第一項の規定により読み替えて適用する同条第二項及び第六十二條第一項の政令について準用する。

第四百四十七條 第七十五條第二項の規定の適用については、昭和六十七年三月三十一日までの間は同項中「十五日」とあるのは「十二日」と、「三日」とあるのは「二日」と、同年四月一日から昭和六十八年三月三十一日までの間は同項中「十五日」とあるのは「十三日」と、同年四月一日から昭和六十九年三月三十一日までの間は同項中「十五日」とあるのは「十四日」とする。

和六十八年三月三十一日までの間は同項中「十五日」とあるのは「十三日」と、同年四月一日から昭和六十九年三月三十一日までの間は同項中「十五日」とあるのは「十四日」とする。

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。

(労働時間、休日及び定員に関する経過措置)  
第二条 この法律の施行の際現に航海中である船舶に乗り組む船員の労働時間、休日及び定員については、当該航海が終了する日まで(専ら国外各港間の航海に従事する船舶にあつては、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して三月を経過する日又は施行日以後最初にいずれかの港に入港した日のいずれか遅い日まで)は、この法律による改正後の船員法第六章、第八十六條、第八十八條の二から第八十八條の三まで及び第八十八條の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(時効に関する経過措置)  
第三条 この法律の施行前に生じた退職手当の債権の消滅時効については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)  
第四条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
第五条 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定めることができる。

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)  
第六条 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育

職員給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。  
第十條中「第六十七條第二項」を、「第六十六條(船員法第八十八條の二の二第三項及び第十八條の三第四項)において準用する場合を含む。に、「同法第六十七條第二項」を「同法第六十六條」に改める。

職員給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。  
第十條中「第六十七條第二項」を、「第六十六條(船員法第八十八條の二の二第三項及び第十八條の三第四項)において準用する場合を含む。に、「同法第六十七條第二項」を「同法第六十六條」に改める。

理由

船員の労働条件をめぐる社会経済情勢の著しい変化及び船員の福祉の増進等の必要性にかんがみ、船員の労働時間の段階的な短縮を図るとともに、補償休日制度の創設、有給休暇の付与日数の増加等船員の労働条件の改善について所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

船員法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨  
本案は、船員の労働条件をめぐる社会経済情勢の著しい変化及び船員の福祉の増進等の必要性にかんがみ、船員の労働時間の段階的な短縮を図るとともに、補償休日制度の創設、有給休暇の付与日数の増加等船員の労働条件の改善について所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 すべての海員について、一日当たりの労働時間を八時間以内とするともに、一週間当たりの労働時間を、船舶の航行区域、航路等を勘案して船舶の区分に応じ一年以下の範囲内で定める基準労働期間について平均四十時間以内とする。ただし、当分の間は、四十八時間以下の範囲内で政令で定め、段階的に短縮を図ることとする。
- 2 船舶所有者が海員に与えるべき休日は、基準労働期間について一週間当たり平均一日以上とする。

上とする。海員の労働時間及び休日に関する基準を達成するため、船舶所有者は、海員の労働期間が一週間において四十時間を超える場合又は海員が一週間において休日を与えることができない場合には、その補償としての休日を、基準労働期間以内に与えなければならないこととする。

4 沿海区域又は平水区域を航行区域とする内航船舶に乗り組む船員の有給休暇の日数を、連続した船舶における勤務一年について十二日から十五日に引き上げることとする。なお、この引上げについては、所要の経過措置を設けることとする。

5 有給休暇の付与の基礎となる勤務については、船舶における勤務に加え、これに準ずる一定の勤務についてもその対象とすることとする。

6 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行することとする。

二 議案の修正議決理由  
本案は、船員の労働条件をめぐる社会経済情勢の著しい変化及び船員の福祉の増進等の必要性にかんがみ、船員の労働時間の段階的な短縮を図るとともに、船員の労働条件の改善のための措置として妥当なものと認め、週平均四十時間制に可及的速やかに移行する旨を明らかにすること及び法施行後の見直しについて定める必要があるため、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。  
昭和六十三年四月一日  
運輸委員長 関谷 勝嗣  
衆議院議長 原 健三郎殿  
五八九

昭和六十三年四月十二日 衆議院會議録第十四号

〔別紙〕

第百四十六條及び第百四十七條を次のように改める。

第百四十六條 第六十條第二項及び第六十二條第一項(第八十八條の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「四十時間」とあるのは、「四十時間を超え四十八時間以下の範囲内において政令で定める時間」とする。

前項の規定により読み替えて適用する第六十條第二項及び第六十二條第一項の政令は、  
○通常平均四十時間労働制に可及的速やかに移行するため、  
○船員労働の特殊性、船員の福祉、船員の労働時間の動向その他の事情を考慮し、当該政令で定める時間が段階的に短縮されるように制定され、及び改正されるものとする。

第六十條第四項の規定は、第一項の規定により読み替えて適用する同條第二項及び第六十二條第一項の政令について準用する。

第百四十七條 第七十五條第二項の規定の適用については、昭和六十七年三月三十一日までの間は同項中「十五日」とあるのは「十二日」と、「三日」とあるのは「二日」と、同年四月一日から昭和六十八年三月三十一日までの間は同項中「十五日」とあるのは「十三日」と、同年四月一日から昭和六十九年三月三十一日までの間は同項中「十五日」とあるのは「十四日」とする。

附則

(労働時間、休日及び定員に関する経過措置)

第二條 この法律の施行の際現に航海中である船舶に乗り組む船員の労働時間、休日及び定員については、当該航海が終了する日まで(専ら国内外各港間の航海に従事する船舶にあつては、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))から起算して三月を経過する日又は施行日以後最初にいずれかの港に入港した日のいずれか遅い

船員法の一部を改正する法律案及び同報告書

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案及び同報告書

五九〇

日まで)は、この法律による改正後の船員法(以下「新法」という。)  
○第六章 第八十六條、第八十八條の二から第八十八條の三まで及び第八十八條の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政令への委任)  
第五條 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定めることができる。

(検討)  
第六條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第六條 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十條中、「第六十七條第二項」を「第六十六條(船員法第八十八條の二の第三項及び第八十八條の三第四項において準用する場合を含む。)」に、「同法第六十七條第二項」を「同法第六十六條」に改める。

〔別紙〕

船員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 省令により労働時間等が規制されている小型船舶に乗り組む船員に対する船員法の労働時間等の規定の適用に関して、できる限り早期に検討すること。

二 「小型船舶に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令」及び「指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令」については、法改正の内容を十分考慮して、その改正につい

て速やかに検討すること。

三 漁船船員に対する有給休暇制度については、当面漁船分野の実態の正確な把握に努めること。

四 労働時間に関する規定の適正な履行確保に配慮しつつ、第七十條を初めとする定員制に関する規定の見直しをできる限り早期に検討すること。

五 時間外労働については、船員労働の特殊性にかんがみ、改正法第六十四條の規定が適正に運用されるよう十分な指導監督を行うこと。

また、補償休日の労働に関して、可能な限り休日確保するように努め、その運用に当たつて十分な指導監督を行うこと。

六 各種労使協定の締結当事者である労働者代表の選出については、労働者の意思を適正に反映した選出が行われるよう指導すること。

七 十人未満の船員を使用する船舶所有者についても、就業規則の整備が行われるよう、適切な指導を行うこと。

八 内航海運における船員の労働時間短縮を促進し、併せて労働条件の改善・向上を図るため、内航海運業の一層の健全化を図るよう適切な指導監督を行うこと。

九 船員法の履行確保、労働時間短縮の一層の促進を図るため、船員労務監査業務の徹底、必要に応じた船員労務官等の増員など船員労働行政体制の一層の充実強化を図ること。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。

昭和六十三年二月九日

内閣総理大臣 竹下 登

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律

(住宅金融公庫法の一部改正)

第一條 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項中「第一号」の下に「及び第二号」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

第十七條第一項第四号中「必要とする者」の下に「又は親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者」を加える。

第十八條中「行なう」を「行う」に改め、「前条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「充分に」を「十分に」に改める。

第二十條第一項中「並びに第十七條第一項第四号」を、「第十七條第一項第二号に掲げる者に対する貸付金並びに同項第四号」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第十七條第五項の規定による貸付金(次条第一項の表五の項区分の欄に規定する政令で定める貸付金を除く。)の戸当たりの金額の限度は、住宅の改良に要する費用の額の八割に相当する金額(その金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額)とする。

第二十一條第一項の表以外の部分中「又は第四項」を、「第四項又は第五項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項の表一の項区分の欄中「定める貸付金」の下に「同項第二号に掲げる者に対する貸付金」を加え、同表二の項区分の欄中「定める貸付金」の下に「及び同条第一項第二号に掲げる者に対する貸付金」を加え、同表五の項区分の欄中「貸付金」の下に「(政令で定める貸付金を除く。)」を加え、同条第七項中「店舗等の建設」の下に「住宅の改良」を加える。

第二十一条の四第三項第四号中「若しくは第三号」を「第三号まで」に改める。

第二十二條の二中「第二項」の下に、「第五項」を加え、「必要とする」を「必要とし、又は自ら居住する住宅の改良を行う」に、「次条において」を「以下」に改める。

第二十二條の三第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「貸付金の利率」の下に「及び前項の規定により読み替えて適用される同条第四項に規定する政令で定める加算金額に係る貸付金の利率」を加え、「及び二の項」を、「一の項及び五の項」に、「その利率」を「それらの利率」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 住宅積立郵便貯金の預金者に対する第十七条第五項の規定による貸付金の戸当たりの金額の限度に係る第二十条第四項の規定の適用については、同項中「八割に相当する金額(その金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額)とあるのは、「八割に相当する金額(その金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額)に政令で定める金額を加算した金額」とする。

第二十六條の二第一項中「公務員等」を「公務員」に改める。

第二十七條の三第二項中「同条第二項第一号の規定による貸付金」の下に「(自ら居住するため住宅を必要とする者)に対し譲渡する事業に係るものに限る。」を加える。

第三十五條の二第一項中「住宅を必要とする者」の下に「又は親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者」を加える。

第四十九條中「若しくは職員」を「又は職員」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条第四号中「第三項」を「第四項」に、「第七項」を「第八項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条

第五号中「第二十条第六項」を「第二十条第七項」に改める。

第五十条中「一万円」を「五万円」に改める。附則第十五項中「附則第十一項」を「附則第十二項」に改め、同項を附則第十六項とする。

附則第十四項中「附則第十一項」を「附則第十二項」に改め、同項を附則第十五項とする。附則第十三項中「附則第十一項」を「附則第十二項」に改め、同項を附則第十四項とし、附則第十項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、附則第九項中「前項」を「附則第八項」に改め、「貸付金の利率」の下に「及び前項の規定により読み替えて適用される同条第四項に規定する政令で定める加算金額に係る貸付金の利率」を加え、「及び二の項」を、「一の項及び五の項」に、「その利率」を「それらの利率」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第八項の次に次の一項を加える。9 昭和六十三年四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した第十七条第五項の規定による貸付金のうち、自ら居住する住宅の改良を行う者で住宅積立郵便貯金の預金者以外のものに対する貸付金の戸当たりの金額の限度に係る第二十条第四項の規定の適用については、同項中「八割に相当する金額(その金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額)とあるのは、「八割に相当する金額(その金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額)に政令で定める金額を加算した金額」とする。

第二条 北海道防蹠住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表一の項区分の欄中「各号」を「第一号、第三号及び第四号」に、「同項第四号」を「同号」に改め、同条第五項中「公庫法第二十

二条の三」を「公庫法第二十二條の三第一項、第三項及び第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「第二十一条第一項」とあるのは「北海道防蹠住宅建設等促進法第八条第二項」を「及び前項の規定により読み替えて適用される同条第四項に規定する政令で定める加算金額に係る貸付金の利率については、第二十一条第一項の表一の項、二の項及び五の項」とあるのは「については、同表一の項及び二の項」と、「それらの利率」とあるのは「その利率」に改め、同条第八項中「第二十条第四項」を「第二十条第五項」に、「同条第五項及び第六項」を「同条第六項及び第七項」に改める。

第十一条中「貸付」を「貸付け」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第三条 沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。第十九條第一項第三号中ホをへとし、ニをホとし、同号ハ中「必要とする者」の下に「又は親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者」を加え、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

第十九條第六項中「第二項」の下に、「第五項」を加え、「自ら居住するため住宅を必要とする」を、「自ら居住するため住宅を必要とし、又は自ら居住する住宅の改良を行う」に、「沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)」を「沖繩振興開発金融公庫法」に改め、「沖繩において自ら居住するため住宅を必要とする」との下に、「規定する住宅積立郵便貯金の預金者」とあるのは「規定する住宅積立郵便貯金の預金者その他政令で定める者」を加える。

沖繩において親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

第十九條第六項中「第二項」の下に、「第五項」を加え、「自ら居住するため住宅を必要とする」を、「自ら居住するため住宅を必要とし、又は自ら居住する住宅の改良を行う」に、「沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)」を「沖繩振興開発金融公庫法」に改め、「沖繩において自ら居住するため住宅を必要とする」との下に、「規定する住宅積立郵便貯金の預金者」とあるのは「規定する住宅積立郵便貯金の預金者その他政令で定める者」を加える。

第三十四條第一項中「同号ロからニまで」を「同号ハからホまで」に改める。

第三十五條第一項中「同号ロ」を「同号ハ」に、「同号ハ又はニ」を「同号ニ又はホ」に、「同号ロ、ハ又はニ」を「同号ハ、ニ又はホ」に改める。

第三十七條第一項中「同号ロ、ハ又はニ」を「同号ハ、ニ又はホ」に改める。附則 (施行期日) 1 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(経過措置) 2 改正後の住宅金融公庫法第二十条第四項並びに第二十二條の三第二項及び第三項の規定は、住宅金融公庫が昭和六十三年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 郵便貯金法の一部改正 第七條第一項第五号中「又はその住宅」を、「その住宅」に改め、「取得」の下に「又はその住宅の改良」を加える。第六十條中「第二項」の下に、「第五項」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

5 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。第七十三條の十四第十一項中「第三号ロからニまで」を「第三号ハからホまで」に改める。

6 産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

昭和六十三年四月十二日 衆議院會議録第十四号

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案及び同報告書 刑事補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

五九二

第九條第二項中「店舗等の建設」の下に「住宅の改良」を加え、同條第三項中「若しくは第三号」を「から第三号まで」に改める。  
(登録免許税法の一部改正)

7 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。  
別表第三の二十二の項及び二十九の項中「第三号」若しくは「二」を「第三号」若しくは「ホ」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)  
8 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。  
第十條第三項中「第七項」を「第八項」に、「同條第四項」を「同條第五項」に、「第二十條第四項」を「第二十條第五項」に改める。

理由  
個人住宅貸付けについて新たに親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者に対する貸付制度を設けるとともに、自ら居住する住宅の改良を行う者に対し、割増貸付けを行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案  
(内閣提出)に関する報告書  
一 議案の目的及び要旨  
本案は、住宅金融公庫等の業務に係る貸付制度の改善を図るため、住宅金融公庫法、北海道防寒住宅建設等促進法及び沖縄振興開発金融公庫法について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者に対する貸付制度を新設し、その貸付条件は政令で定めるものとする。  
2 住宅改良資金貸付けについて、自ら居住する住宅の改良を行う者等に対する貸付金の限度を定めるとともに、特別の割増貸付制度等を新設するものとする。  
3 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

議案の修正議決理由  
二 本案は、国民の良質な住宅の取得の促進と良好な居住環境の確保を図るため、妥当な措置であると認め、施行期日を公布の日に改める必要があるため、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。  
なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。  
三 本案施行に要する経費は、昭和六十三年度政府関係機関予算のうち、住宅金融公庫に係る事業計画総額五兆九千五百三十七億五千万円の中に計上されている。  
右報告する。  
昭和六十三年四月一日  
建設委員長 中村喜四郎  
衆議院議長 原 健三郎殿  
〔別紙〕  
附則  
(小字及び一は修正)  
附則  
(施行期日)  
公布の日  
この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

〔別紙〕  
住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案  
に対する附帯決議  
政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。  
一 地価の高騰等により、大都市圏を中心に住宅問題が深刻化している現状にかんがみ、国民が良質な住宅を取得することが可能となるよう、住宅・宅地対策を積極的かつ強力に促進すること。  
二 我が国の立ち遅れている居住環境及び居住水準の整備・向上に積極的に取り組むとともに、良質な賃貸住宅の供給促進及び住宅減税の拡充に一層努めること。  
三 住宅金融公庫融資については、融資限度額等貸付条件の充実に引き続き努め、公庫に対する利子補給等の財政援助に特段の配慮を払うこと。  
四 今後とも、高齢化社会や多様な居住形態に対応するための住宅対策の拡充に努めるとともに、内需の振興を図るため、住宅の建設を積極的に推進すること。  
刑事補償法の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。  
昭和六十三年三月八日  
内閣総理大臣 竹下 登

第四條第一項中「七千二百円」を「九千四百円」に改め、同條第三項中「二千円」を「二千五百円」に改める。  
附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。  
理由  
最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法に基づく抑留又は拘禁による補償の額の算定基準となる日額の上限等を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。  
刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
一 議案の目的及び要旨  
本案は、最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の額を引き上げようとするもので、その内容は次のとおりである。  
1 無罪の裁判又はこれに準ずる裁判を受けた者が、未決の抑留・拘禁又は自由刑の執行等による身体の拘束を受けた場合の補償金の日額の上限を七千二百円から九千四百円に引き上げること。  
2 死刑の執行を受けた者が、再審等の手続において、無罪の裁判を受けた場合の補償金の最高額及び死刑の執行を受けたことによつて生じた財産上の損失額が証明された場合にその損失額に加算する補償金の最高額を、いず



れも二千万円から二千五百万円に引き上げること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の額を引き上げ、もつて補償の改善を図らうとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本社会党・護憲共同・公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同の四派共同提案にかかる、補償金の額を更に増額することを内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

本修正案に対して、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、林田法務大臣より、「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。右報告する。

昭和六十三年四月一日

法務委員長 戸沢 政方

衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

刑事補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 政府及び最高裁判所は、刑事司法の厳正を期するとともに、刑事補償制度の趣旨にかんがみ、国民感情等をも考慮して、無罪の確定裁判を受けた者に対する適正な補償を行うため、補

償金額の引上げ等について、早急に努力すべきである。

二 政府は、再審により無罪の確定裁判を受けた者に対し、再審請求手続に要した費用を補償する制度について、更に調査・検討すべきである。

三 政府は、被疑者補償制度の趣旨にかんがみ、その一層適切な運用に努めるべきである。

衆議院会議録第十二号中正誤

ハシ 段行 誤

五六 一末四 リボンカス

五八 ≡ 末 述でて

正

ボンカス 述べて

昭和六十三年四月十二日 衆議院会議録第十四号

刑事補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和六十三年四月十二日 衆議院会議録第十四号

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所

〒 105

東京都港区虎ノ門二丁目一番四号  
大蔵省印刷局

官報課  
電話 (三) (六七) 四三三

定価 一  
二〇 円部

五九四